

# 浜松市地域防災計画 新旧対照表

浜松市地域防災計画 新旧対照表

頁	編	章	旧	新																																
2	総則	2	<p>第5節 市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>1 市</p> <table border="1"> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑦ 警報の伝達及び避難の<u>勧告又は指示</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管区気象台</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁第三管区海上保安本部</td> <td>(略) ② 災害応急対策 (略) ・ 排出油等の防除等 ・ <u>避難勧告</u>、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 (略)</td> </tr> <tr> <td>環境省関東地方環境事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </table>	市	(略)		⑦ 警報の伝達及び避難の <u>勧告又は指示</u>		(略)	(略)	(略)	気象庁東京管区気象台	(略)	海上保安庁第三管区海上保安本部	(略) ② 災害応急対策 (略) ・ 排出油等の防除等 ・ <u>避難勧告</u> 、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 (略)	環境省関東地方環境事務所	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<p>第5節 市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>1 市</p> <table border="1"> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑦ 警報の伝達及び避難の<u>指示</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管区気象台</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁第三管区海上保安本部</td> <td>(略) ② 災害応急対策 (略) ・ 排出油等の防除等 ・ <u>避難指示</u>、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 (略)</td> </tr> <tr> <td>環境省関東地方環境事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>環境省中部地方環</u></td> <td><u>・ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u></td> </tr> </table>	市	(略)		⑦ 警報の伝達及び避難の <u>指示</u>		(略)	(略)	(略)	気象庁東京管区気象台	(略)	海上保安庁第三管区海上保安本部	(略) ② 災害応急対策 (略) ・ 排出油等の防除等 ・ <u>避難指示</u> 、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 (略)	環境省関東地方環境事務所	(略)	<u>環境省中部地方環</u>	<u>・ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u>
市	(略)																																			
	⑦ 警報の伝達及び避難の <u>勧告又は指示</u>																																			
	(略)																																			
(略)	(略)																																			
気象庁東京管区気象台	(略)																																			
海上保安庁第三管区海上保安本部	(略) ② 災害応急対策 (略) ・ 排出油等の防除等 ・ <u>避難勧告</u> 、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 (略)																																			
環境省関東地方環境事務所	(略)																																			
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																			
市	(略)																																			
	⑦ 警報の伝達及び避難の <u>指示</u>																																			
	(略)																																			
(略)	(略)																																			
気象庁東京管区気象台	(略)																																			
海上保安庁第三管区海上保安本部	(略) ② 災害応急対策 (略) ・ 排出油等の防除等 ・ <u>避難指示</u> 、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 (略)																																			
環境省関東地方環境事務所	(略)																																			
<u>環境省中部地方環</u>	<u>・ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u>																																			

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			(略)	(略)
19	風水害	1	(略)	境事務所
			(略)	(略)
			第6節 市の自然環境	第6節 市の自然環境
			2 気候	2 気候
			○ 本市は、気候が温暖な気象条件にある。平野部の年平均気温は <u>15～16℃</u> となっている。しかし、冬期は季節風による強い風が吹き、10m/s 以上になる日も観測される。また冬から春先にかけては、乾いた西よりの風(からっ風)が吹く。	○ 本市は、気候が温暖な気象条件にある。平野部の年平均気温は <u>16～17℃</u> となっている。しかし、冬期は季節風による強い風が吹き、10m/s 以上になる日も観測される。また冬から春先にかけては、乾いた西よりの風(からっ風)が吹く。
			○ 雨量は平野部では全般に少なく、年間雨量は約 1,800～2,000mm となっている。一方、天竜川中流・上流域では、年間総量は <u>2,600～2,800mm</u> と多くなっている。	○ 雨量は平野部では全般に少なく、年間雨量は約 1,800～2,000mm となっている。一方、天竜川中流・上流域では、年間総量は <u>2,100～2,600mm</u> と多くなっている。
			(略)	(略)
			第1節 計画の目的	第1節 計画の目的
			○ 災害の予防計画は、災害の発生を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図るための施設・設備の整備を進めるなど、万々に備える方針を明らかにする。	○ 災害の予防計画は、災害の発生を未然に防止するとともに、 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある時(以下「災害時」という。)</u> における被害の軽減を図るための施設・設備の整備を進めるなど、万々に備える方針を明らかにする。
			<u>(新設)</u>	<u>○ 市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するとともに、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。</u>
			<u>(新設)</u>	<u>○ 市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市が定める水位より高い地盤面や居室の</u>

浜松市地域防災計画 新旧対照表

(新設)

(新設)

(新設)

第2節 道路・橋梁計画

1 現況

(略)

(平成31年3月31日現在)

道路の種類		路線数	実延長(km)
一般国道		(略)	<u>251.9</u>
県道	主要地方道	(略)	<u>205.6</u>
	一般県道	(略)	<u>474.5</u>
(略)		(略)	(略)

(略)

計画決定路線数	計画決定道路延長	改良延長	(略)
(略)	<u>426,080m</u>	<u>287,303m</u>	(略)

(略)

(新設)

床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

○ 市は、浜松市都市計画マスタープランによる都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるよう検討する。

○ 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

○ 市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を講ずる。

第2節 道路・橋梁・鉄道計画

1 現況

(略)

(令和3年4月1日現在)

道路の種類		路線数	実延長(km)
一般国道		(略)	<u>250.7</u>
県道	主要地方道	(略)	<u>206.3</u>
	一般県道	(略)	<u>475.0</u>
(略)		(略)	(略)

(略)

計画決定路線数	計画決定道路延長	改良延長	(略)
(略)	<u>426,370m</u>	<u>287,603m</u>	(略)

(略)

3 鉄道

浜松市地域防災計画 新旧対照表

第3節 治水計画

1 河川の整備

(1) 河川の現況

(略)

区 分		流路延長	流域面積
(略)	(略)	(略)	(略)
二級河川	(略)	(略)	(略)
準用河川	曳馬川など <u>6 5</u> 河川	<u>174,396m</u>	<u>172,155 k m<sup>2</sup></u>
計	<u>1 3 5</u> 河川	<u>750,656m</u>	<u>4,162,865 k m<sup>2</sup></u>

(略)

(3) 下水道整備計画

- 本市の下水道事業は、昭和34年に旧市街地の浸水解消を当面の目標として事業に着手し、現在11箇所の終末処理場を運転している。
- それぞれの処理区域で管渠の建設を推進し、汚水処理のほか、雨水排水対策事業 や合流式下水道改善事業を進めるなど、浸水対策に積極的に取り組んでいる。

(略)

(7) 高潮、高波、津波等予防計画

- 高潮、高波、津波等による災害の未然防止と軽減を図るため、国、県と協力して港湾、護岸、防潮堤等を整備するとともに、危険区域の実態を把握し、予防措置を講じるよう検討し、被害防止に努める。

(略)

東海旅客鉄道株式会社は、新幹線における重要施設の浸水被害軽減のため、必要な対策を講ずるものとする。

第3節 治水計画

1 河川の整備

(1) 河川の現況

(略)

区 分		流路延長	流域面積
(略)	(略)	(略)	(略)
二級河川	(略)	(略)	(略)
準用河川	曳馬川など <u>6 6</u> 河川	<u>175,295m</u>	<u>179,215 k m<sup>2</sup></u>
計	<u>1 3 6</u> 河川	<u>751,555m</u>	<u>4,169,925 k m<sup>2</sup></u>

(略)

(3) 下水道整備計画

- 本市の下水道事業は、昭和34年に旧市街地の浸水解消を当面の目標として事業に着手し、現在11箇所の終末処理場 及び4箇所の農業集落排水施設を運転している。
- それぞれの処理区域で管渠の建設を推進し、汚水処理のほか、雨水排水対策事業を進めるなど、浸水対策に積極的に取り組んでいる。

(略)

(7) 高潮、高波、津波等予防計画

- 高潮、高波、津波等による災害の未然防止と軽減を図るため、国、県と協力して港湾、護岸等を整備するとともに、危険区域の実態を把握し、予防措置を講じるよう検討し、被害防止に努める。

(略)

## 浜松市地域防災計画 新旧対照表

### 2 ダム管理

- ダム施設管理者は、ダムの洪水の発生等を防ぐため、洪水時の対策、通知・通報の方法、ダムの放流に関するダム管理を実施する。

#### (新設)

### 3 連携体制の構築

- 水災については、国土交通省、県及び市町等が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

### 第4節 都市防災化計画

#### 1 現況

(略)

《都市計画区域》

(令和2年3月31日現在)

区域名	面積	人口
市街化区域	9,873ha	502,774人
市街化調整区域	41,582ha	276,688人
計	(略)	779,462人

《用途地域》

(令和2年3月31日現在)

### 2 ダム管理

- ダム施設管理者は、ダムの洪水の発生等を防ぐため、洪水時の対策、通知・通報の方法、ダムの放流に関するダム管理を実施する。

- 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

### 3 連携体制の構築

- 水災については、国土交通省、県及び市町等が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

### 第4節 都市防災化計画

#### 1 現況

(略)

《都市計画区域》

(令和3年3月31日現在)

区域名	面積	人口
市街化区域	9,890.1ha	501,559人
市街化調整区域	41,564.9ha	275,684人
計	(略)	777,243人

《用途地域》

(令和3年3月31日現在)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	面積(ha)	比率(%)
第一種低層住居専用地域	(略)	(略)	<u>1,088.7</u>	(略)
第二種低層住居専用地域	(略)	(略)	(略)	(略)
第一種中高層住居専用地域	(略)	(略)	<u>1,395.2</u>	(略)
第二種中高層住居専用地域	(略)	(略)	<u>594.2</u>	(略)
第一種住居地域	(略)	(略)	<u>3,182.0</u>	(略)
第二種住居地域	(略)	(略)	(略)	(略)
準住居地域	(略)	(略)	(略)	(略)
近隣商業地域	(略)	(略)	(略)	(略)
商業地域	(略)	(略)	(略)	(略)
準工業地域	(略)	(略)	(略)	(略)
工業地域	(略)	(略)	<u>1,142.5</u>	(略)
工業専用地	(略)	(略)	(略)	(略)

用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	面積(ha)	比率(%)
第一種低層住居専用地域	(略)	(略)	<u>1,079.0</u>	(略)
第二種低層住居専用地域	(略)	(略)	(略)	(略)
第一種中高層住居専用地域	(略)	(略)	<u>1,400.2</u>	(略)
第二種中高層住居専用地域	(略)	(略)	<u>594.4</u>	(略)
第一種住居地域	(略)	(略)	<u>3,194.8</u>	(略)
第二種住居地域	(略)	(略)	(略)	(略)
準住居地域	(略)	(略)	(略)	(略)
近隣商業地域	(略)	(略)	(略)	(略)
商業地域	(略)	(略)	(略)	(略)
準工業地域	(略)	(略)	(略)	(略)
工業地域	(略)	(略)	<u>1,142.6</u>	(略)
工業専用地	(略)	(略)	(略)	(略)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

域				
合計	(略)	(略)	<u>9,881.3</u>	(略)

(略)

3 開発行為の指導と土地区画整理事業

- 開発行為の指導にあたっては、排水工作物・擁壁の構造等について、技術基準に基づく審査を行うことで良質な土地利用と住宅環境の整備を図る。
- 土地区画整理事業は、既成市街地内における中心市街地及び密集市街地の再生・再構築を目的に整備を進め、良好な市街地の形成を図る上で推進する必要がある。

《施行中の土地区画整理事業》 (令和3年4月1日現在)

地区名		面積	施行期間(年度)
公共	高竜	(略)	(略)
	上島駅周辺	(略)	(略)
組合	船明	(略)	H7～ <u>R5</u>
	中瀬南部	(略)	H15～ <u>R3</u>
	西美箇西	(略)	H13～ <u>R5</u>
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
個人	<u>都田川山</u>	<u>47.6ha</u>	<u>H28～R3</u>

(略)

第5節 土砂災害防除計画

(略)

3 土砂災害のソフト対策

(略)

域				
合計	(略)	(略)	<u>9,889.7</u>	(略)

(略)

3 開発行為の指導と土地区画整理事業

- 開発行為の指導にあたっては、排水工作物・擁壁の構造等について、技術基準に基づく審査を行うことで良質な土地利用と住宅環境の整備を図る。
- 土地区画整理事業は、立地適正化計画による都市のコンパクト化と、拠点における都市基盤整備を目的に整備を進め、良好な市街地の形成を図る上で推進する必要がある。

《施行中の土地区画整理事業》 (令和4年4月1日現在)

地区名		面積	施行期間(年度)
公共	高竜	(略)	(略)
	上島駅周辺	(略)	(略)
組合	船明	(略)	H7～ <u>R4</u>
	中瀬南部	(略)	H15～ <u>R5</u>
	西美箇西	(略)	H13～ <u>R4</u>
	<u>浜北中央北</u>	<u>19.1ha</u>	<u>R3～R12</u>

(行削除)

(略)

第5節 土砂災害防除計画

(略)

3 土砂災害のソフト対策

(略)



浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>警戒体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象予報・警報や降雨量、急な出水など、区域内の異常な現象等の情報をもとに、事前配備体制又は災害対策本部体制をとるとともに、土砂災害警戒情報が発表された場合には、直ちに避難<b>勧告</b>等を発令することを基本とする。</li> </ul> <p>&lt;情報の収集&gt;</p> <p>(略)</p> <p>② 危険箇所周辺の局所的な降雨状況を把握し、土砂災害の予測のため、インターネットで公表される以下の情報の把握に努める。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡県土砂災害警戒情報補足情報システム</li> <li>・ 気象庁<b>土砂災害警戒判定メッシュ情報</b></li> </ul> <p>(略)</p> <p>&lt;情報の伝達&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別に定める方法により、気象警報・注意報、雨量、避難<b>勧告</b>等を住民や報道等の関係機関に伝える。</li> </ul>		<p>警戒体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象予報・警報や降雨量、急な出水など、区域内の異常な現象等の情報をもとに、事前配備体制又は災害対策本部体制をとるとともに、土砂災害警戒情報が発表された場合には、直ちに避難<b>指示</b>等を発令することを基本とする。</li> </ul> <p>&lt;情報の収集&gt;</p> <p>(略)</p> <p>② 危険箇所周辺の局所的な降雨状況を把握し、土砂災害の予測のため、インターネットで公表される以下の情報の把握に努める。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡県土砂災害警戒情報補足情報システム</li> <li>・ 気象庁<b>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</b></li> </ul> <p>(略)</p> <p>&lt;情報の伝達&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別に定める方法により、気象警報・注意報、雨量、避難<b>指示</b>等を住民や報道等の関係機関に伝える。</li> </ul>	
		<p>警戒又は避難を行うべき基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒又は避難を行うべき基準は、土砂災害警戒情報等を参考にあらかじめ定めておき、迅速かつ的確な避難ができるよう、別に定める基準に基づき避難<b>勧告</b>等を発令する。</li> </ul> <p>(略)</p>		<p>警戒又は避難を行うべき基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒又は避難を行うべき基準は、土砂災害警戒情報等を参考にあらかじめ定めておき、迅速かつ的確な避難ができるよう、別に定める基準に基づき避難<b>指示</b>等を発令する。</li> </ul> <p>(略)</p>	
		<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
		<p>(略)</p> <p>第7節 無線通信施設整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 無線通信施設の現況</p>		<p>(略)</p> <p>第7節 無線通信施設整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 無線通信施設の現況</p>	

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>(略)</p> <p>○ 市防災行政無線がふくそうしたり、電波が届かない地域の場合は、衛星携帯電話により通信を行うほか、簡易無線を活用する。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 防災知識普及計画</p> <p>(略)</p> <p>○ 市は地域のコミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。</p> <p>○ 防災知識の普及や訓練を実施する際には、避難行動要支援者への体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等<u>特に女性</u>の視点に十分配慮する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>1 普及の方法と内容</p> <p>○ 市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や実務者等の参画の下で開発・活用するなど、防災に関する理解向上に努める。</p> <p>○ 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、<u>防災知識</u>の普及に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育、社会教育を通じての普及</li> <li>・ 職員及び関係者に対する普及</li> </ul>	<p>(略)</p> <p>○ 市防災行政無線がふくそうしたり、電波が届かない地域の場合は、衛星携帯電話により通信を行うほか、<u>防災相互無線などの簡易無線</u>を活用する。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 防災知識普及計画</p> <p>(略)</p> <p>○ 市は地域のコミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。</p> <p>○ 防災知識の普及や訓練を実施する際には、避難行動要支援者への体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等<u>を認識し、男女共同参画</u>の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>○ <u>専門家（風水害にあっては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</u></p> <p>1 普及の方法と内容</p> <p>○ 市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や実務者等の参画の下で開発・活用するなど、防災に関する理解向上に努める。</p> <p>○ 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、<u>各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育、社会教育を通じての普及</li> <li>・ 職員及び関係者に対する普及<u>（市職員の教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、風水害においては気象防災アドバイザー等の専門家の知見を活用することにより、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。）</u></li> </ul>
--	--	--	---

## 浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講習会・講演会等の開催</li> <li>・ ラジオ、テレビ、新聞、<u>防災アプリ</u>、浜松市防災マップ等のインターネットによる防災知識の普及</li> </ul> <p>(略)</p> <p>○ 市は、防災知識の普及に当たっては、周知徹底の必要性が高い事項を重点的に進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災気象に関する知識</li> <li>・ 市地域防災計画の概要</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害危険箇所に関する知識</li> <li>・ 災害時の心得</li> </ul> <p>・ 災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）、<u>男女双方</u>の視点への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講習会・講演会等の開催</li> <li>・ ラジオ、テレビ、新聞、浜松市防災マップ等のインターネットによる防災知識の普及</li> </ul> <p>(略)</p> <p>○ 市は、防災知識の普及に当たっては、周知徹底の必要性が高い事項を重点的に進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災気象・<u>情報</u>に関する知識</li> <li>・ 市地域防災計画の概要</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害危険箇所に関する知識</li> <li>・ 災害時の心得</li> </ul> <p><u>① 災害情報等の聴取方法</u></p> <p><u>② 停電時の心構え</u></p> <p><u>③ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・自分にとって都合の悪い情報を無視するなどの正常性バイアス等の先入観を克服し正しい避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、親戚・知人宅等自宅よりも安全な建物の緊急避難場所・避難路等の事前確認の徹底</u></p> <p><u>④ 非常持ち出し品の準備及び在宅で生活を継続するための準備（食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄）</u></p> <p><u>⑤ 自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p><u>⑥ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等</u></p> <p><u>⑦ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について</u></p> <p><u>⑧ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）、<u>男女共同参画</u>の視点及び性的マイノ</li> </ul>
--	--	---	---

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	<p><u>(新設)</u></p> <p>第10節 防災のための調査研究</p> <p>○ 本市における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、調査研究を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第11節 住民の避難誘導體制</p> <p>○ 市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）を指定し、日頃から市民への周知に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○ 市は、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u>の発令を行い、住民の迅速かつ円滑な避難を支援する。また、<u>避難勧告</u>等の伝達文に5段階の警戒レベルを明記し、危険の切迫性に応じて内容を工夫するなど住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p>	<p><u>リティへの配慮</u></p> <p>・ <u>避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識</u></p> <p>第10節 防災のための調査研究</p> <p>○ 本市における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、<u>必要な場面において</u>調査研究を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第11節 住民の避難誘導體制</p> <p>○ 市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）を指定し、日頃から市民への周知に努める。</p> <p>○ 市は、<u>市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難判断・伝達マニュアル」を作成する。具体的な避難情報の発令基準の設定に当たって、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものである。策定した避難情報の発令基準に基づき運用する。また、安全な場所にいる人まで緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。</u></p> <p>○ 市は、高齢者等避難、避難指示、<u>緊急安全確保</u>の発令を行い、住民の迅速かつ円滑な避難を支援する。また、<u>避難指示</u>等の伝達文に5段階の警戒レベルを明記し、危険の切迫性に応じて内容を工夫するなど住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p>
--	---	---

## 浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>○ <u>避難勧告</u>等が発令された際に、住民等が適切な避難行動をとれるよう、日頃から以下の点について住民への周知に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急避難場所は洪水、地震、津波等の災害種別に応じて指定しており、発生するおそれのある災害に適した緊急避難場所を避難先として選択すること。</li> <li>・ 避難情報が発令された場合の<u>安全確保措置</u>としては、緊急避難場所への移動（立ち退き避難・水平避難）、<u>知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、屋内に留まり安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があること。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <p>1 避難所等の指定、整備</p> <p>○ 市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定し、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、等を踏まえその管理者の同意を得た上で指定し、住民への周知徹底を図る。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。</li> <li>・ 避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</li> </ul>	<p>○ <u>避難指示</u>等が発令された際に、住民等が適切な避難行動をとれるよう、日頃から以下の点について住民への周知に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急避難場所は洪水、地震、津波等の災害種別に応じて指定しており、発生するおそれのある災害に適した緊急避難場所を避難先として選択すること。</li> <li>・ 避難情報が発令された場合の<u>避難行動</u>としては、緊急避難場所、<u>親戚・知人宅をはじめとした近隣の安全な場所</u>への移動（立ち退き避難・水平避難）<u>を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階にとどまる（退避）等により「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <p>1 避難所等の指定、整備</p> <p>○ 市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定し、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルスを含む感染症対策</u>等を踏まえその管理者の同意を得た上で<u>避難者が避難生活を送るために避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明<u>トイレ</u>等の設備の整備に努める。</li> <li>・ 避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、<u>携帯トイレ、簡易トイレ</u>、常備薬、マスク、消毒液、<u>段ボールベッド、パーテーション</u>、炊き出し用具、毛布等避難生</li> </ul>
--	--	---	---

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>・避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>2 福祉避難所</p> <p>○ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公表を検討する。</p> <p>(略)</p> <p>○ 福祉避難所の円滑な運営を行うため、市の「福祉避難所の指定及び開設・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練の実施を推進する。</p> <p>○ 災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等の周知に努める。</p> <p>○ 災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わす</p>	<p>活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。<u>また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u></p> <p>・避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>・「<u>浜松市避難所運営マニュアル</u>」や、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために<u>必要な知識等の普及に努めるものとする。</u>また、夏季には熱中症の危険が高まるため、<u>熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 福祉避難所</p> <p>○ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公表<u>すること</u>を検討する。<u>この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示することを検討する。</u>また、市は、<u>受け入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者にとって適切な生活環境が確保された場所への円滑な避難が可能となるよう、避難行動要支援者個別避難計画の策定などにより、平時から防災部局と福祉部局が連携して、地域の避難支援関係者などとの調整に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ 福祉避難所の円滑な運営を行うため、市の「福祉避難所の指定及び開設・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練の実施を推進する。</p> <p>○ 災害時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等の周知に努める。</p> <p>○ 災害時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすもの</p>
--	--	--	---

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>ものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難所以外での滞在への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、必要な生活関連物資、保健医療サービス、情報の提供等生活環境の<u>整備</u>に努める。</li> </ul> <p>5 避難誘導體制の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、「<u>避難勧告等</u>に関するガイドライン」を参考に、河川管理者等と連携し、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や<u>避難準備</u>・高齢者等避難開始、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示（緊急）</u>、<u>災害発生情報</u>などの判断基準、伝達方法を示すマニュアルを作成する。</li> <li>○ 市は、躊躇なく避難<u>勧告</u>等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を静岡県土砂災害警戒情報補足情報システム等によりあらかじめ設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。</li> <li>○ 市は、高齢者、障害のある人等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、保健福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努める。</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区（区長）は、市に避難<u>勧告</u>等の発令の<u>暇</u>がない場合は、市に代わって避難<u>勧告</u>等の発令を行う。</li> </ul>	<p>とする。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難所以外での滞在への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、必要な生活関連物資、保健医療サービス、情報の提供等生活環境の<u>確保</u>に努める。</li> </ul> <p>5 避難誘導體制の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、「<u>避難情報</u>に関するガイドライン」を参考に、河川管理者等と連携し、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や高齢者等避難、<u>避難指示</u>、<u>緊急安全確保</u>などの判断基準、伝達方法を示すマニュアルを作成する。</li> <li>○ 市は、躊躇なく避難<u>指示</u>等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を静岡県土砂災害警戒情報補足情報システム等によりあらかじめ設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。</li> <li>○ 市は、高齢者、障害のある人等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、保健福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報伝達体制の整備、<u>避難行動要支援者個別避難</u>計画の策定等の避難誘導體制の整備に努める。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局と保健所及び感染症に係る関係課間で必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応（避難先、避難方法、避難先での対応等）について調整し、連携して対応するよう努める。</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区（区長）は、市に避難<u>指示</u>等の発令の<u>いとま</u>がない場合は、市に代わって避難<u>指示</u>等の発令を行う。</li> </ul>
--	--	---	---

## 浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>○ 自主防災隊は、地域の警戒や避難<u>勧告</u>等の伝達・避難誘導を行うため、平常時より防災知識の普及、防災訓練、危険箇所の点検・把握、避難計画及び台帳の作成等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>○ 市民は、平常時より、ハザードマップ等を活用して地域の危険性を把握し、避難行動に備えるよう努める。</p> <p>○ 市民は、避難<u>勧告</u>等が発令されていなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p> <p>(略)</p> <p>第12節 訓練計画</p> <p>○ 過去の災害対応の教訓の共有を図り、災害が発生したときの応急対策を円滑に進めるため、市は、他の地方公共団体、防災関係機関、水防協力団体、非常通信協議会並びに民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び避難行動要支援者を含めた地域住民の協力を得て、総合防災訓練を行う。また、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第13節 自主防災組織の育成</p> <p>○ 災害<u>発生</u>時に地域の実情に応じた防災活動ができるよう、自主防災組織の育成を積極的に推進する。</p> <p>(略)</p> <p>1 自主防災組織の概要</p> <p>(略)</p> <p>○ 自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、</p>	<p>○ 自主防災隊は、地域の警戒や避難<u>指示</u>等の伝達・避難誘導を行うため、平常時より防災知識の普及、防災訓練、危険箇所の点検・把握、避難計画及び台帳の作成等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>○ 市民は、平常時より、ハザードマップ等を活用して地域の危険性を把握し、避難行動に備えるよう努める。</p> <p>○ 市民は、避難<u>指示</u>等が発令されていなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p> <p>(略)</p> <p>第12節 訓練計画</p> <p>○ <u>大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び</u>過去の災害対応の教訓の共有を図り、災害が発生したときの応急対策を円滑に進めるため、市は、他の地方公共団体、防災関係機関、水防協力団体、非常通信協議会並びに民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び避難行動要支援者を含めた地域住民の協力を得て、総合防災訓練を行う。また、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第13節 自主防災組織の育成</p> <p>○ 災害時に地域の実情に応じた防災活動ができるよう、自主防災組織の育成を積極的に推進する。</p> <p>(略)</p> <p>1 自主防災組織の概要</p> <p>(略)</p> <p>○ 自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、</p>
--	--	---	--



## 浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>自主防災組織のリーダーの育成を図る。その際、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第14節 事業所等の自主的な防災活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努める。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果風水害等により、危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災の為必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等を実施すること。</li> <li>・ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>2 事業所の防災力向上の促進</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努める。</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>自主防災組織のリーダーの育成を図る。その際、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努める。</p> <p><u>2 育成の推進方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換し、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。</u></li> <li>○ <u>地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導に努める。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <p>第14節 事業所等の自主的な防災活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努める。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果風水害等により、危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災の為必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等を実施すること。</li> <li>・ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、<u>また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、</u>テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>2 事業所の防災力向上の促進</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努める。</li> <li>○ <u>市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></li> </ul> <p>(略)</p>
--	--	---	--

## 浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>第15節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として浜松市防災会議に提案することができる。</li> <li>○ 浜松市防災会議は、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、浜松市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>第17節 避難行動要支援者支援計画</p> <p>(略)</p> <p>1 支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報提供および意識啓発</p> <p>市は、避難行動要支援者の中から、特に支援を希望する市民（以下「同意者」という。）に対し、情報の伝達や安否確認、避難所等における対応が迅速かつ確に実施できるよう、地域における避難支援等関係機関へ、同意者に関する情報を提供する。あわせて、防災主管部局、福祉部局等が連携し、福祉関係者の協力を得ながら、地域住民とともに同意者への避難支援体制づくりを平常時から地域で進めていただけるよう<u>災害時避難支援</u>個別計画等の活用や必要な情報提供、意識啓発を行う。</p>	<p>第15節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として浜松市防災会議に提案することができる。</li> <li>○ 浜松市防災会議は、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、浜松市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。<u>なお、市は、避難行動要支援者個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、避難行動要支援者個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに、訓練等を通じて円滑な運用に努めるものとする。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <p>第17節 避難行動要支援者支援計画</p> <p>(略)</p> <p>1 支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報提供および意識啓発</p> <p>市は、避難行動要支援者の中から、特に支援を希望する市民（以下「同意者」という。）に対し、情報の伝達や安否確認、避難所等における対応が迅速かつ確に実施できるよう、地域における避難支援等関係機関へ、同意者に関する情報を提供する。あわせて、防災主管部局、福祉部局等が連携し、福祉関係者の協力を得ながら、地域住民とともに同意者への避難支援体制づくりを平常時から地域で進めていただけるよう<u>避難行動要支援者個別避難</u>計画等の活用や必要な情報提供、意識啓発を行う。</p>
--	--	--	--



浜松市地域防災計画 新旧対照表

管理に努める。

- 作成された名簿は市、避難支援等関係機関で共有する。
- 市から提供される同意者名簿について、提供を受ける避難支援等関係機関は、個人情報が漏洩することがないように適正に管理する。

(5) 防災訓練

- 防災訓練等において、関係者・団体と協力・連携し、同意者の避難支援訓練を実施する。

(略)

(8) 要配慮者利用施設における避難確保措置等

- 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- 市は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施等について、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に指示する。

(新設)

第19節 応急住宅

区 分			内 容
応急住宅	応急 仮設 住宅	応急 <b>建設</b> <b>住宅</b>	市は、応急 <b>建設</b> 住宅の敷地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、建設可能敷地を調査し、配置計画等を作成するな

の管理に努める。

- 作成された名簿等<sup>等</sup>は市、避難支援等関係機関で共有する。
- 市から提供される同意者名簿や**避難行動要支援者個別避難計画**について、提供を受ける避難支援等関係機関は、個人情報が漏洩することがないように適正に管理する。

(5) 防災訓練

- 自主防災隊や福祉関係団体等の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に取り組むものとする。

(略)

(8) 要配慮者利用施設における避難確保措置等

- 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- 市は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施等について、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に指示する。  
また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な助言等を行うものとする。

(9) 地区防災計画との整合

- 市は、地区防災計画が定められている地区において、避難行動要支援者個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合を図るとともに、訓練等を通じて円滑な運用に努めるものとする。

第19節 応急住宅

区 分			内 容
応急住宅	応急 仮設 住宅	<b>建設型</b> 応急住 宅	市は、 <b>建設型</b> 応急住宅の敷地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、建設可能敷地を調査し、配置計画等を作成する

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		ど、あらかじめ供給体制の整備を図る。
	応急借上住宅	市は、災害時における被災者用の一時的な住居として必要に応じ県が借上げた民間賃貸住宅を応急借上住宅として活用することを周知し、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。
(略)		(略)

		など、あらかじめ供給体制の整備を図る。
	賃貸型応急住宅	市は、災害時における被災者用の一時的な住居として必要に応じ県が借上げた民間賃貸住宅を賃貸型応急住宅として活用することを周知し、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。
(略)		(略)

第20節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

実施主体	内 容
(略)	(略)
重要施設の管理者	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに使用する燃料供給に必要な情報の共有を図るよう努めるものとする。</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p>

第20節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

実施主体	内 容
(略)	(略)
重要施設の管理者	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに使用する燃料供給に必要な情報の共有を図るよう努めるものとする。</li> </ul> <p><u>・市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防</u></p>

浜松市地域防災計画 新旧対照表

44	風水害	2	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ライフライン事業者</td> <td>・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 (略)</td> </tr> </table>			ライフライン事業者	・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 (略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>災機能を有する拠点・街区の整備に努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td>ライフライン事業者</td> <td>・災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 (略)</td> </tr> </table>		災機能を有する拠点・街区の整備に努めるものとする。	ライフライン事業者	・災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 (略)
ライフライン事業者	・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 (略)											
	災機能を有する拠点・街区の整備に努めるものとする。											
ライフライン事業者	・災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 (略)											
			<p>(略)</p> <p>第23節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備</p> <p>○ 市は、男女共同参画の視点を庁内及び避難所等における災害対応に取り入れ、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第23節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備</p> <p>○ 市は、<u>災害時の男女のニーズの違いなどに配慮し、災害対応の実施主体として災害応急対策を円滑に実施するためには女性の意見も重要なことから防災会議委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画の視点を庁内及び避難所等における災害対応に取り入れ、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>第25節 災害に強いまちづくり</u></p> <p>○ 市は、<u>それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。</u></p> <p>○ 市は、<u>平常時から、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。</u></p> <p>(略)</p>								

浜松市地域防災計画 新旧対照表

(略)

1 災害対策体制

(略)

種別	体制	配備の判断基準	配備職員(本庁/区/第1種協働センター)
台風、大雨、洪水、暴風、大雪等	情報収集体制	(略)	(略)
	災害対策準備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、洪水、暴風、大雪、警報のいずれかが発表されたとき</li> <li>(略)</li> <li>・別に定める河川の水位が「避難判断水位」に達したとき</li> <li>・台風等の風水害により <u>避難準備</u>・高齢者等避難 <u>開始</u> を発令したとき</li> <li>(略)</li> </ul>	上記関係課及び広聴広報課、農業水産課、農業振興課、農地整備課、農地利用課(農業委員会事務局)、林業振興課、公園管理事務所、上下水道部、消防局、学校教育部等
	災害対策連絡室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> <li>・台風等の風水害により、<u>避難勧告</u>を発令したとき</li> <li>(略)</li> </ul>	(略)

(略)

《災害対策本部体制》

種別	体制	配備の判断基準	配備職員(本庁/区/第1種協働センター)
台風、大雨、洪水、暴風、大雪等	第1次非常配備	(略)	第1次非常配備職員(約3,400名)
	第2次	(略)	第2次非常配備職員

(略)

1 災害対策体制

(略)

種別	体制	配備の判断基準	配備職員(本庁/区/第1種協働センター)
台風、大雨、洪水、暴風、大雪等	情報収集体制	(略)	(略)
	災害対策準備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、洪水、暴風、大雪、<u>高潮</u>警報のいずれかが発表されたとき</li> <li>(略)</li> <li>・別に定める河川の水位が「避難判断水位」に達したとき</li> <li>・台風等の風水害により高齢者等避難を発令したとき</li> <li>(略)</li> </ul>	上記関係課及び広聴広報課、 <u>国際課</u> 、農業水産課、農業振興課、農地整備課、農地利用課(農業委員会事務局)、林業振興課、公園管理事務所、上下水道部、消防局、学校教育部等
	災害対策連絡室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> <li>・台風等の風水害により、<u>避難指示</u>を発令したとき</li> <li>(略)</li> </ul>	(略)

(略)

《災害対策本部体制》

種別	体制	配備の判断基準	配備職員(本庁/区/第1種協働センター)
台風、大雨、洪水、暴風、大雪等	第1次非常配備	(略)	第1次非常配備職員(約3,600名)
	第2次	(略)	第2次非常配備職員

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<table border="1" data-bbox="351 148 1120 430"> <tr> <td data-bbox="351 148 486 236">非常配備</td> <td data-bbox="486 148 604 236"></td> <td data-bbox="604 148 940 236"></td> <td data-bbox="940 148 1120 236">(約 4,400 名)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 236 486 430">第3次 非常配備</td> <td data-bbox="486 236 604 430">(略)</td> <td data-bbox="604 236 940 430"></td> <td data-bbox="940 236 1120 430">全職員 (約 6,000 名)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>○ 災害時の体制を効率的、効果的に進めるため、組織等を次のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市災害対策本部に、災害応急対策の総合調整を図るため、総括部を置く。</li> <li>・ 総括部は、危機管理監、総務部長 <u>及び</u> 財務部長並びに危機管理課、広聴広報課、国際課、情報政策課、秘書課、人事課、財政課、アセットマネジメント推進課、調達課、職員厚生課の職員をもって構成する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>第4節 情報の収集、伝達計画</p> <p>(略)</p> <p>2 気象等の予報及び警報</p> <p>(略)</p> <p>○ 水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。</p> <p>○ 特に、気象等の特別警報、津波特別警報に位置付けられる大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民、漁業・港湾関係者及び海水浴客等に対して、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、防災ホットメール及び防災行政無線等、あらゆる手段をもって緊急に避難 <u>勧告</u> 等を伝達する。</p> <p>○ 天竜川下流の水防警報については、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所長が発表する。また、都田川(井伊谷川を含む。)については、静岡県浜松土木事務所長が発表す</p>	非常配備			(約 4,400 名)	第3次 非常配備	(略)		全職員 (約 6,000 名)	<table border="1" data-bbox="1292 148 2060 430"> <tr> <td data-bbox="1292 148 1426 236">非常配備</td> <td data-bbox="1426 148 1545 236"></td> <td data-bbox="1545 148 1881 236"></td> <td data-bbox="1881 148 2060 236">(約 4,400 名)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1292 236 1426 430">第3次 非常配備</td> <td data-bbox="1426 236 1545 430">(略)</td> <td data-bbox="1545 236 1881 430"></td> <td data-bbox="1881 236 2060 430">全職員 (約 5,000 名)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>○ 災害時の体制を効率的、効果的に進めるため、組織等を次のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市災害対策本部に、災害応急対策の総合調整を図るため、総括部を置く。</li> <li>・ 総括部は、危機管理監、<u>政策補佐官</u>、総務部長、<u>企画調整部長</u> <u>及び</u> 財務部長並びに危機管理課、<u>企画課</u>、広聴広報課、国際課、情報政策課、秘書課、人事課、財政課、アセットマネジメント推進課、調達課、職員厚生課の職員をもって構成する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>第4節 情報の収集、伝達計画</p> <p>(略)</p> <p>2 気象等の予報及び警報</p> <p>(略)</p> <p>○ 水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。</p> <p>○ 特に、気象等の特別警報、津波特別警報に位置付けられる大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民、漁業・港湾関係者及び海水浴客等に対して、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、防災ホットメール及び防災行政無線等、あらゆる手段をもって緊急に避難 <u>指示</u> 等を伝達する。</p> <p>○ 天竜川下流の水防警報については、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所長が発表する。また、都田川(井伊谷川を含む。)については、静岡県浜松土木事務所長が発表す</p>	非常配備			(約 4,400 名)	第3次 非常配備	(略)		全職員 (約 5,000 名)
非常配備			(約 4,400 名)																
第3次 非常配備	(略)		全職員 (約 6,000 名)																
非常配備			(約 4,400 名)																
第3次 非常配備	(略)		全職員 (約 5,000 名)																



浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>る。</p> <p>○ 天竜川下流の<u>洪水注意報及び洪水警報</u>については、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所と静岡地方気象台が共同で発表する。また、都田川については、静岡県浜松土木事務所と静岡地方気象台が共同で発表する。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害情報及び被害状況の報告</p> <p>(略)</p> <p>(3) 情報共有の方法</p> <p>○ 災害時における本市と県及び関係機関との情報共有を、以下のシステムを活用し迅速かつ確実に行う。</p> <p>第6節 避難救出計画</p> <p>○ 災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難のほか、生命、身体が危険な状態にある者若しくは生死不明の状態にある者を捜索し、救出するために必要な事項を定める。</p> <p>緊急の場合で市長に連絡をする暇がないときは、危機管理監、区長又は第1種協働センター所長の判断により実施する。この場合は、その旨を遅滞なく市長へ報告する。</p> <p>1 避難<u>勧告</u>等</p> <p>○ 市長は、火災、山・がけ崩れ、河川の氾濫等により、住民に危険が切迫しているとき、別に定める基準に基づき危険地域の住民に対して避難のための準備情報の提供や立退きの<u>勧告・指示</u>等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>《警戒措置》</p> <p>(略)</p>	<p>る。</p> <p>○ 天竜川下流の<u>指定河川洪水予報</u>については、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所と静岡地方気象台が共同で発表する。また、都田川については、静岡県浜松土木事務所と静岡地方気象台が共同で発表する。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害情報及び被害状況の報告</p> <p>(略)</p> <p>(3) 情報共有の方法</p> <p>○ 災害時における本市と県及び関係機関との情報共有を、<u>各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムであるSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク））に集約できるよう努め、</u>以下のシステムを活用し迅速かつ確実に行う。</p> <p>第6節 避難救出計画</p> <p>○ 災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難のほか、生命、身体が危険な状態にある者若しくは生死不明の状態にある者を捜索し、救出するために必要な事項を定める。</p> <p>緊急の場合で市長に連絡をする<u>いとま</u>がないときは、危機管理監、区長又は第1種協働センター所長の判断により実施する。この場合は、その旨を遅滞なく市長へ報告する。</p> <p>1 避難<u>指示</u>等</p> <p>○ 市長は、火災、山・がけ崩れ、河川の氾濫等により、住民に危険が切迫しているとき、別に定める基準に基づき危険地域の住民に対して避難のための準備情報の提供や立退きの<u>指示</u>等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>《警戒措置》</p> <p>(略)</p>
--	--	--	---

浜松市地域防災計画 新旧対照表

○ 市長は、危険地域の住民、事業所等に対して、防災行政無線(同報系)、広報車その他の手段を用いて次の事項の周知に努める。

- ・ 避難準備・高齢者等避難開始の呼びかけ、避難の勧告又は指示の主旨

(略)

2 避難勧告等発令の判断・実施基準/ 水害①

○ 避難勧告等の発令については、以下の基準を参考に、今後の気象予測や現地状況等を含めて総合的に判断する。

	発令時の状況	住民の行動	本市の対応
事前情報	静岡地方気象台から大雨注意報が発表された場合	<情報収集> テレビ、ラジオ等を通じて気象情報に気をつける。	<情報収集> 気象情報や各地の雨量、出水の状況等の情報を収集、把握する。
	・大雨(浸水害)・洪水警報が発表された場合 ・台風等が市内に接近し、多量の降雨が予想される場合	・要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。 ・上記以外の者は、気象情報等の情報収集をする。 ・必要に応じて、緊急避難場所等へ自主避難する。	<災害対策準備室> ・気象情報や各地の雨量、出水の状況等の情報を収集、把握する。 ・土木整備事務所等は、必要に応じて、河川の危険箇所の巡視にあたる。 ・必要に応じて、防災ホットメール等により該当地域の住民に注意喚起を促す。 ・必要に応じて、緊急避難場所を開設する。

○ 市長は、危険地域の住民、事業所等に対して、防災行政無線(同報系)、広報車その他の手段を用いて次の事項の周知に努める。

- ・高齢者等避難の呼びかけ、避難指示の主旨

(略)

2 避難指示等発令の判断・実施基準/ 水害①

○ 避難指示等の発令については、避難指示等の発令基準を参考に、今後の気象予測や現地状況等を含めて総合的に判断する。

	発令時の状況	住民の行動	本市の対応
事前情報	静岡地方気象台から大雨注意報が発表された場合	<情報収集> テレビ、ラジオ等を通じて気象情報に気をつける。	<情報収集> 気象情報や各地の雨量、出水の状況等の情報を収集、把握する。
	・大雨(浸水害)・洪水警報が発表された場合 ・台風等が市内に接近し、多量の降雨が予想される場合	・要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。 ・上記以外の者は、気象情報等の情報収集をする。 ・必要に応じて、緊急避難場所等へ自主避難する。	<災害対策準備室> ・気象情報や各地の雨量、出水の状況等の情報を収集、把握する。 ・土木整備事務所等は、必要に応じて、河川の危険箇所の巡視にあたる。 ・必要に応じて、防災ホットメール等により該当地域の住民に注意喚起を促す。 ・必要に応じて、緊急避難場所を開設する。

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>・降水短時間予報等により、夜間から早朝にかけて避難が必要となる場合          ・夜間から早朝に台風等が市内に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合          (新設)</p> <p>・氾濫警戒情報が発表された場合          ・国又は県が指定する洪水予報河川及び水位情報周知河川が「避難判断水位」を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合          (新設)</p>	<p>&lt;避難準備・自主避難&gt;</p> <p>・要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者及び、風水害による被害のおそれの高い区域の住民は、緊急避難場所等近隣の安全な場所への避難行動を開始する。          ・上記以外の者は、気象情報等の情報収集及び家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。          (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>&lt;災害対策準備室又は連絡室&gt;</p> <p>・緊急避難場所を開設する。          ・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難準備・高齢者等避難開始の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。          ・防災行政無線・緊急速報メール・防災ホットメール等により、該地域の住民に注意喚起を促すとともに、自主避難の呼びかけを行う。</p>	<p>【警戒レベル3】          高齢者等避難</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>・水位観測所の水位が「避難判断水位」に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合          ・「氾濫警戒情報」が発表された場合          (削除)</p> <p>・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(時刻時点で発令)</p>	<p>&lt;危険な場所から高齢者等は避難&gt;</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。          ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>	<p>&lt;災害対策準備室又は連絡室&gt;</p> <p>・緊急避難場所を開設する。          ・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や警戒レベル3高齢者等避難の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。          ・防災行政無線・緊急速報メール・防災ホットメール等により、該地域の住民に注意喚起を促すとともに、自主避難の呼びかけを行う。また、高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせり、避難の準備をしたり、自主的に避難するように呼びかけを行う。</p>
--	--	--	---	--	---	--	--

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>・台風等が市内に接近、通過し、多量の降雨が発生した場合 (新設)</p> <p>・氾濫危険情報が発表された場合 (新設)</p> <p>・国又は県が指定する洪水予報河川及び水位周知河川が「氾濫危険水位」を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p> <p>・堤防の破綻につながるおそれのある漏水や侵食等を確認した場合 (新設)</p> <p>【警戒レベル4】 避難勧告 (新設)</p> <p>・水害の発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</p>	<p>&lt;避難勧告に基づく避難&gt;</p> <p>・速やかに安全な場所へ避難する。(避難先は最寄りの緊急避難場所に限らず、より安全な道を通って行ける別の緊急避難場所や知人・親戚宅なども選択肢であることに留意すること。)</p> <p>・垂直避難等の屋内安全確保を行う。 (新設)</p>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <p>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域の住民に避難勧告の発令を行うとともに、緊急避難場所等への避難の呼びかけを行う。</p> <p>・区本部等は、自主防災隊長等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難勧告の発令に関する情報提供を行う。また、地域住民に対する避難に関する情報伝達を依頼する。</p> <p>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</p>	<p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>(削除)</p> <p>・水位観測所の水位が「氾濫危険水位」に到達した場合</p> <p>・「氾濫危険情報」が発表された場合</p> <p>・堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないように暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>・水害の発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</p>	<p>&lt;危険な場所から全員避難&gt; (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</p>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <p>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域の住民に警戒レベル4 避難指示の発令を行うとともに、緊急避難場所等への避難の呼びかけを行う。</p> <p>・区本部等は、自主防災隊長等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や警戒レベル4 避難指示の発令に関する情報提供を行う。また、地域住民に対する避難に関する情報伝達を依頼する。</p> <p>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</p>
--	--	---	---	--	--	---	--

浜松市地域防災計画 新旧対照表

<p>避難指示（緊急） 【警戒レベル4】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は県が指定する洪水予報河川及び水位周知河川が「天端高」に達するおそれが高い場合</li> <li>・堤防の破綻につながる漏水や浸食等を確認した場合</li> <li>・水害が発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生するおそれが極めて高い状況となっており、避難中の住民は避難を直ちに完了する。</li> <li>・人命に関わる緊急事態が発生した場合は、消防署等へ通報する。</li> <li>※避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に避難指示（緊急）の発令を行う。</li> <li>・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>	<p>（削除）</p>	<p>（削除）</p>	<p>（削除）</p>	<p>（削除）</p>
<p>災害発生情報 【警戒レベル5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報が発表された場合 (新設)</li> <li>・堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> <li>・水害が発生した場合であり市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 (新設)</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に「災害発生情報」の発令を行う。</li> <li>・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。 (新設)</li> </ul>	<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>（削除）</p> <p>（災害が切迫）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水位観測所の水位が、「氾濫開始相当水位」に到達した場合</li> <li>・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・大雨特別警報（浸水害）が発表された場合</li> <li>・水害が発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</li> </ul> <p>（災害発生を確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合 (指定河川洪水予報の「氾濫発生情報」、水防団からの報告等により把握できた場合)</li> <li>・水害が発生した場合であり市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<p>&lt;命の危険 直ちに安全確保！&gt; (削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急に身の安全を確保する行動をとる。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に「警戒レベル5緊急安全確保」の発令を行う。</li> <li>・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> <li>・警戒レベル5緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令する。</li> </ul>

浜松市地域防災計画 新旧対照表

3 避難勧告指示等の判断・実施基準/ 水害②(河川ごと)・高潮災害

(削除)

事前情報	外水氾濫に係る基準 河川ごとに以下の基準を参考に、今後の気象予測(大雨(浸水)・洪水警報、大雨・洪水特別警報、解析雨量・降水短時間予報等)や河川巡視等からの情報を含めて総合的に判断する。 内水地域では、水位周知河川の水位が上昇することで、排水機の運転停止や機能低下し、浸水が発生する場合がありますので、状況により避難勧告指示等の地域を拡大する等の配慮をする。								高潮災害に係る基準 台風の進路、発達した低気圧の状況等の気象情報及び潮位観測情報を基に、地域の	
	天竜川水系「天竜川」	天竜川水系「安間川」	天竜川水系「阿多古川」	馬込川水系「馬込川」	馬込川水系「芳川」	都田川水系「都田川」	都田川水系「井伊谷川」	釣橋川水系「釣橋川」	その他の河川	特性を考慮して総合的に判断する。
	浜松市南部に大雨(浸水害)、洪水警報が発表され、鹿島観測所の水位が4.5m(出動水位)、又は中ノ町観測所の水位が2.5m(出動水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合									水位の状況及び今後の雨量等の情報を基に総合的に判断するものとする
警戒レベル3(避難準備・高齢者等避難開始)	・氾濫警戒情報が発表された場合 ・鹿島観測所の水位が5.6m(避難判断水位)又は中ノ町観測所の水位が3.1m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合	・安間観測所の水位が2.15m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合	・両島橋観測所の水位が2.70m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合	・松江観測所の水位が3.15m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合	・芳川観測所の水位が2.45m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合	・瀬戸橋観測所の水位が5.75m(避難判断水位)及び落合橋観測所の水位が2.80m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合	・坂田橋観測所の水位が2.40m(避難判断水位)及び落合橋観測所の水位が2.80m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合	・釣橋川観測所の水位が2.10m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合	・高潮注意報の発表において警戒に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合 ・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>〔警戒レベル4〕避難勧告</p>	<p>・<u>氾濫危険</u> 情報が発 表された 場合 ・<u>鹿島観測</u> 所の水位 が6.0m（<u>氾濫危険</u> 水位）、又 は中ノ町 観測所の 水位が 3.4m（<u>氾濫危険</u> 水位）を 観測し、水 位の上昇 がさらに 見込まれ る場合 ・<u>堤防の破綻</u> につながる おそれ のある漏 水や侵食 等を確認 した場合</p>	<p>・<u>安間観</u> 測所の 水位が 2.40m （<u>氾濫</u> 危険水 位）を 観測し 、水位 の上昇 がさら に見込 まれる 場合 ・<u>堤防の</u> 破綻に つなが るおそ れのある漏 水や侵食 等を確認 した場合</p>	<p>・<u>高島橋</u> 観測所 の水位 が3.10m （<u>氾濫</u> 危険水 位）を 観測し 、水位 の上昇 がさら に見込 まれる 場合 ・<u>堤防の</u> 破綻に つなが るおそ れのある漏 水や侵食 等を確認 した場合</p>	<p>・<u>松江観</u> 測所の 水位が 3.40m （<u>氾濫</u> 危険水 位）を 観測し 、水 位の上 昇がさ らに見 込まれ る場合 ・<u>堤防の</u> 破綻に つなが るおそ れのある漏 水や侵食 等を確認 した場合</p>	<p>・<u>芳川</u> 観測所 の水位 が2.80 m（<u>氾濫</u> 危険水 位）を 観測し 、水 位の上 昇がさ らに見 込まれ る場合 ・<u>堤防の</u> 破綻に つなが るおそ れのある漏 水や侵食 等を確認 した場合</p>	<p>・<u>瀬戸橋</u> 観測所 の水位 が6.75 m（<u>氾濫</u> 危険水 位）及 び落 合橋観 測所の 水位が 3.10m （<u>氾濫</u> 危険水 位）を 観測し 、水位 の上昇 がさら に見込 まれる 場合 ・<u>堤防の</u> 破綻に つなが るおそ れのある漏 水や侵食 等を確認 した場合</p>	<p>・<u>坂田橋</u> 観測所 の水位 が2.95m （<u>氾濫</u> 危険水 位）及 び落 合橋観 測所の 水位が 3.10m （<u>氾濫</u> 危険水 位）を 観測し 、水位 の上昇 がさら に見込 まれる 場合 ・<u>堤防の</u> 破綻に つなが るおそ れのある漏 水や侵食 等を確認 した場合</p>	<p>・<u>釣橋川</u> 観測所 の水位 が2.35m （<u>氾濫</u> 危険水 位）を 観測し 、水 位の上 昇がさ らに見 込まれ る場合 ・<u>堤防の</u> 破綻に つなが るおそ れのある漏 水や侵食 等を確認 した場合</p>		<p>・<u>高潮警報</u>または 高潮特別警報 が発表された 場合 ・<u>高潮注意報</u>が発 表され暴風警 報又は暴風特 別警報が発表 された場合 ・<u>水害の発生</u>する おそれがあり、 市長等が必要 と認める場合</p>	
--	--	---------------------	---	---	--	---	---	--	--	--	--	--	--

浜松市地域防災計画 新旧対照表

〔警戒レベル4〕避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿島観測所の水位が堤防天端高である11.6m、又は中ノ町観測所の水位が堤防天端高である6.5mに到達するおそれが高い場合</li> <li>堤防の破綻につながる漏水や浸食や侵食等を確認した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安間観測所の水位が堤防天端高である3.4mに到達するおそれが高い場合</li> <li>堤防の破綻につながる漏水や浸食等を確認した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高島橋観測所の水位が堤防天端高である4.50mに到達するおそれが高い場合</li> <li>堤防の破綻につながる漏水や浸食等を確認した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>松江観測所の水位が堤防天端高である4.68mに到達するおそれが高い場合</li> <li>堤防の破綻につながる漏水や浸食等を確認した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>芳川観測所の水位が堤防天端高である3.90mに到達するおそれが高い場合</li> <li>堤防の破綻につながる漏水や浸食等を確認した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬戸橋観測所の水位が堤防天端高である8.15m及び落合橋観測所の水位が堤防天端高である4.56mに到達するおそれが高い場合</li> <li>堤防の破綻につながる漏水や浸食等を確認した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>坂田橋観測所の水位が堤防天端高である3.60m及び落合橋観測所の水位が堤防天端高である4.56mに到達するおそれが高い場合</li> <li>堤防の破綻につながる漏水や浸食等を確認した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>釣橋川観測所の水位が堤防天端高である3.51mに到達するおそれが高い場合</li> <li>堤防の破綻につながる漏水や浸食等を確認した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合</li> <li>水門、陸閘等の異常を確認した場合</li> <li>水害が発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫発生情報が発表された場合</li> <li>堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> </ul>

4 避難勧告等の判断・実施基準/ 土砂災害

○ 避難勧告等の発令については、以下の基準を参考に、今後の気象予測や現地状況等を含めて総合的に判断する。

	発令時の状況	住民の行動	本市の対応
事前情報	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

3 避難指示等の判断・実施基準/ 土砂災害

○ 避難指示等の発令については、以下の基準を参考に、今後の気象予測や現地状況等を含めて総合的に判断する。

	発令時の状況	住民の行動	本市の対応
事前情報	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)



浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>【警戒レベル3】</p>	<p>(略)</p> <p><u>&lt;避難準備・自主避難&gt;</u></p> <p>・要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者及び、風水害による被害のおそれの高い区域の住民は、緊急避難場所等近隣の安全な場所への避難行動を開始する。</p> <p>・上記以外の者は、<u>気象情報等の情報収集及び家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>&lt;災害対策準備室又は連絡室&gt;</p> <p>・必要に応じて緊急避難場所を開設する。</p> <p>・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。</p> <p>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該地域の住民に注意喚起を促すとともに、必要に応じて自主避難の呼びかけを行う。</p>		<p>【警戒レベル3】</p> <p>高齢者等避難</p>	<p>(略)</p>	<p><u>&lt;危険な場所から高齢者等は避難&gt;</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>・<u>高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</u></p> <p>・<u>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。</u></p>	<p>&lt;災害対策準備室又は連絡室&gt;</p> <p>・必要に応じて緊急避難場所を開設する。</p> <p>・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や高齢者等避難の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。</p> <p>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該地域の住民に注意喚起を促すとともに、必要に応じて自主避難の呼びかけを行う。</p>
--	--	--------------------------------------	---	--	--	-------------------------------	------------	---	--

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>(略)</p> <p>【警戒レベル4】 避難勧告</p>	<p>&lt;避難勧告に基づく避難&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに安全な場所へ避難する。(避難先は最寄りの緊急避難場所に限らず、より安全な道を通って行ける別の緊急避難場所や知人・親戚宅なども選択肢であることに留意すること。)</li> <li>屋外へ移動することが危険な場合は、垂直避難等の屋内安全確保を行う。(新設)</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該地域の住民に避難勧告の発令を行うとともに、緊急避難場所等への避難の呼びかけを行う。</li> <li>区本部等は、自主防災隊長等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難勧告の発令に関する情報提供を行う。また、地域住民に対する避難に関する情報伝達を依頼する。</li> <li>その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>		<p>(略)</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>&lt;危険な場所から全員避難&gt; (削除)</p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該地域の住民に避難指示の発令を行うとともに、緊急避難場所等への避難の呼びかけを行う。</li> <li>区本部等は、自主防災隊長等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難指示の発令に関する情報提供を行う。また、地域住民に対する避難に関する情報伝達を依頼する。</li> <li>その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>
		<p>【警戒レベル4】 避難指示(緊急)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害警戒情報補足情報システムにおける実況雨量が、土砂災害発生危険基準線(Cライン)に到達した場合</li> <li>土砂災害が発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難中の住民は、避難行動を直ちに完了する。</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動をとるとともに、そのいとまがない場合は生命を守る避難行動をとる。</li> <li>人命に関わる緊急事態が発生した場合は、消防署等へ通報する。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該地域に避難指示(緊急)を行う。</li> <li>救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>		<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>
		<p>【警戒レベル5】 災害発生情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域等でがけ崩れ等の土砂災害が現に発生した場合</li> <li>土砂災害が発生した場合であり、市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>※市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>	<p>(略)</p>		<p>【警戒レベル5】 災害発生情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(災害が切迫)</li> <li>大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合</li> <li>(災害発生を確認)</li> <li>土砂災害の発生が確認された場合</li> </ul>	<p>&lt;命の危険 直ちに安全確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急に安全を確保する行動をとる。</li> </ul>	<p>(略)</p>
<p>5 避難勧告等解除の判断・実施基準</p>	<p>3 避難指示等解除の判断・実施基準</p>							

## 浜松市地域防災計画 新旧対照表

<p>(1) 水害</p> <p>○ 避難<b>勧告</b>等の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。なお、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。</p> <p>(2) 高潮災害</p> <p>○ 避難<b>勧告</b>等の解除については、当該地域の高潮警報が解除された段階を基本として解除するものとする。なお、浸水被害が発生した場合については、浸水が解消された段階を基本として、解除するものとする。</p> <p>(3) 土砂災害</p> <p>○ 避難<b>勧告</b>等の解除については、土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）が解除された段階を基本とする。しかし、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断し、解除する。なお、土砂災害が発生した箇所については、二次災害のおそれがないことを確認し、解除する。</p> <p><b>6</b> 避難<b>勧告</b>等の判断にあたっての関係機関の助言</p> <p>○ 避難<b>勧告</b>等の判断に際し、必要に応じて、国土交通省又は県等からの助言をもとに適切な対応を行う。</p> <p><b>7</b> 警戒区域の設定</p> <p>(略)</p> <p><b>8</b> 避難と誘導</p> <p>○ 災害の発生が事前に予測されるとき、又は災害が発生し、若しくはまさに発生しようとするときで、緊急に避難しなければならない場合には、自らの判断で一時的に親戚、知人、友人宅等の安全な場所又は近くの安全な建物、公園、広場等に避難するなど、身の安全の確</p>	<p>(1) 水害</p> <p>○ 避難<b>指示</b>等の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。なお、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。</p> <p>(2) 高潮災害</p> <p>○ 避難<b>指示</b>等の解除については、当該地域の高潮警報が解除された段階を基本として解除するものとする。なお、浸水被害が発生した場合については、浸水が解消された段階を基本として、解除するものとする。</p> <p>(3) 土砂災害</p> <p>○ 避難<b>指示</b>等の解除については、土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）が解除された段階を基本とする。しかし、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断し、解除する。なお、土砂災害が発生した箇所については、二次災害のおそれがないことを確認し、解除する。</p> <p><b>4</b> 避難<b>指示</b>等の判断にあたっての関係機関の助言</p> <p>○ 避難<b>指示</b>等の判断に際し、必要に応じて、国土交通省又は県等からの助言をもとに適切な対応を行う。</p> <p><b>5</b> 警戒区域の設定</p> <p>(略)</p> <p><b>6</b> 避難と誘導</p> <p>○ 災害の発生が事前に予測されるとき、又は災害が発生し、若しくはまさに発生しようとするときで、緊急に避難しなければならない場合には、自らの判断で一時的に親戚、知人、友人宅等の安全な場所又は近くの安全な建物、公園、広場等に避難するなど、身の安全の確</p>
---	---

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	<p>保に努める。</p> <p>○ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令により、要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者のみならず、土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>9</u> 屋内での待避等の安全確保措置</p> <p>(略)</p> <p><u>10</u> 避難所等の開設・運営</p> <p>○ あらかじめ指定する緊急避難場所及び避難所は、別に定めるとおりである。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○ 避難所等の開設・運営に当たっては、別に定める対応方針に基づき感染症対策を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○ 指定された避難所に収容しきれない場合や、避難所が倒壊や滅失等により使用できない場合、市有施設等の予備避難所から避難所を選定し、開設する。また、当該地域内に避難所として適当な施設が無い場合は、公園、広場を利用してテントを設営するなどの措置をとる。</p> <p>○ 避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な市有施設がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設の利用を検討する。</p> <p>○ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>・ 火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の避難経路について</p>	<p>保に努める。</p> <p>○ 高齢者等避難の発令により、要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者のみならず、土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>7</u> 屋内での待避等の安全確保措置</p> <p>(略)</p> <p><u>8</u> 避難所等の開設・運営</p> <p>○ あらかじめ指定する緊急避難場所及び避難所は、別に定めるとおりである。</p> <p>○ <u>避難が必要と判断した場合は、速やかに必要となる避難所を開設し、市民に周知する。</u></p> <p>○ 避難所等の開設・運営に当たっては、別に定める対応方針に基づき<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○ 指定された避難所に収容しきれない場合や、避難所が倒壊や滅失等により使用できない場合、市有施設等の予備避難所から避難所を選定し、開設する。また、当該地域内に避難所として適当な施設が無い場合は、公園、広場を利用してテントを設営するなどの措置をとる。</p> <p>○ 避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な市有施設がない場合は、<u>国や独立行政法人等が所有する研修施設</u>、県管理施設の管理者と協議し、施設の利用を検討する。</p> <p>○ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>○ <u>市は、避難所等を開設した場合には、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、混雑状況を周知する等避難の円滑化に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>・ 火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の避難経路について</p>
--	--	--

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>常時情報収集に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所が住民主体により運営されるように、傷病者への適切な措置のほか、男女双方の運営責任者の選任及び受付への男女の配置、高齢者や障がいのある人、外国人、男女のニーズの違いへの配慮、乳幼児や妊産婦への対応及び、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に努める。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所における動物の飼育については、第7節愛玩動物救護計画に基づき適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮するとともに、必要な支援を受けるための浜松市獣医師会等関係機関との連携に努める。また、飼い主は周辺への配慮に努める。</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>1 1</u> 避難所以外での滞在への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、必要な生活関連物資、保健医療サービス、情報の提供等生活環境の<u>整備</u>に努める。</li> </ul> <p><u>1 2</u> 市長の要請と県の実施</p> <p>(略)</p> <p><u>1 3</u> 広域避難・広域一時滞在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受け入れについては、当該市町に直接協議し、他の都道府県への受け入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。</li> </ul>	<p>常時情報収集に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所が住民主体により運営されるように、傷病者への適切な措置のほか、男女双方の運営責任者の選任及び受付への男女の配置、高齢者や障がいのある人、外国人、男女のニーズの違いや<u>性的マイノリティ</u>への配慮、乳幼児や妊産婦への対応及び、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に努める。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所における動物の飼育については、第7節愛玩動物救護計画に基づき適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮するとともに、必要な支援を受けるための浜松市獣医師会等関係機関との連携に努める。また、飼い主は周辺への配慮に努める。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保等の必要な措置を「避難所運営マニュアル 本編（追録版）」に基づき実施する</u></li> <li><u>市防災担当部局と健康福祉担当部局は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合には、感染症対策に必要な措置を実施するとともに、自宅療養者等が避難所に避難する可能性も考慮し、避難所運営に必要な情報の共有に努める。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <p><u>9</u> 避難所以外での滞在への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、必要な生活関連物資、保健医療サービス、情報の提供等生活環境の<u>確保</u>に努める。</li> </ul> <p><u>1 0</u> 市長の要請と県の実施</p> <p>(略)</p> <p><u>1 1</u> 広域避難・広域一時滞在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受け入れについては、当該市町に直接協議し、<u>県へ報告する</u>。他の都道府県の<u>市町村</u>への受け入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求める <u>ほか、事態に照らし緊急</u></li> </ul>
--	--	---	--

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>○ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入れの方法を定めるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>○ 富士山の噴火に係る広域避難については、県、避難実施市町及び避難受入市町が行う事項を定めた「富士山火山広域避難計画」(富士山火山防災対策協議会作成)に基づき、行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>○ 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子力災害に係る広域避難については、県が定めた「浜岡地域原子力災害広域避難計画」に基づき、行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第10節 給水計画</p> <p>(略)</p> <p>2 実施方法 <span style="float: right;">(令和2年4月1日現在)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">種別</td> <td style="width: 33%;">事業数</td> <td style="width: 33%;">給水人口</td> </tr> </table>	種別	事業数	給水人口	<p><u>を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p>○ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入れの方法を定めるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>○ 富士山の噴火に係る広域避難については、県、避難実施市町及び避難受入市町が行う事項を定めた「富士山火山広域避難計画」(富士山火山防災対策協議会作成)に基づき、行うものとする。</p> <p><u>○ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、ほかの地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p><u>○ 市は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は、緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努める。</u></p> <p><u>○ 市は、御前崎市、菊川市、県、国、運送事業者等とともに、県の定めた「浜岡地域原子力災害広域避難計画」に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難の受入れを実施するよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第10節 給水計画</p> <p>(略)</p> <p>2 実施方法 <span style="float: right;">(令和3年4月1日現在)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">種別</td> <td style="width: 33%;">事業数</td> <td style="width: 33%;">給水人口</td> </tr> </table>	種別	事業数	給水人口
種別	事業数	給水人口							
種別	事業数	給水人口							

浜松市地域防災計画 新旧対照表

市上水道	(略)	773,718人
飲料水供給施設	145	3,144人
専用水道	(略)	11,790人

(略)

第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

(略)

○ なお、他の都道府県への応急仮設住宅等への受入れについては、「第6節 避難救出計画」の「8 広域避難・広域一時滞在」による。

1 法の基準 (令和2年10月1日現在)

応急仮設 住宅の供与	対象	住宅が全壊するなど、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を取得できない者。
	費用	(略)
	期間	(略)
住宅の 応急修理	対象	住宅が半壊するなどし、自らの資力で応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住できない程度に住家が半壊した者。
	費用	居室、炊事場等日常生活に必要な部分。 (半壊または半焼の被害を受けた世帯) 595 千円/世帯 (これらに準ずる程度の被害を受けた世帯) 300 千円/世帯
	期間	災害発生日から1か月以内
障害物の	対象	(略)

市上水道	(略)	773,101人
飲料水供給施設	142	2,811人
専用水道	(略)	9,123人

(略)

第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

(略)

○ なお、他の都道府県への応急仮設住宅等への受入れについては、「第6節 避難救出計画」の「13 広域避難・広域一時滞在」による。

1 法の基準 (令和2年10月1日現在)

応急仮設 住宅の供与	対象	住家が全壊、全焼又は流失するなど、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を取得できない者。
	費用	(略)
	期間	(略)
住宅の 応急修理	対象	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住できない程度に住家が半壊した者。
	費用	居室、炊事場、 <u>便所</u> 等日常生活に必要な部分。 (半壊または半焼の被害を受けた世帯) 595 千円以内/世帯 (これらに準ずる程度の被害を受けた世帯) 300 千円以内/世帯
	期間	災害発生日から1か月以内に完了
障害物の	対象	(略)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

除去	費用	137,900 円／世帯
	期間	(略)

2 実施方法

- 被災状況や滅失世帯数、避難所生活世帯数等を把握し、応急仮設住宅の必要戸数を算定する。
- 応急**建設**住宅の建設可能敷地は、市管理用地(公園、普通財産、運動広場等)を基本とし、災害の状況に応じて選定する。

(略)

第12節 医療及び助産計画

(略)

4 市長の要請と県の実施

- 市長は市において救護が困難な場合は、次の事項を明らかにし県へ要請する。

市長の要請	県の実施
<医療・助産の供給>	① 救護病院等への救護班の派遣
① 必要な救護班数	
② 救護班の派遣場所	
③ その他必要事項	② 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品等の調達・斡旋
	③ 静岡県赤十字血液センターからの輸血用血液の調達・斡旋
	④ 公益社団法人静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請
	⑤ 災害拠点病院に対する重傷患者受入れ等の要請

除去	費用	137,900 円以内／世帯
	期間	(略)

2 実施方法

- 被災状況や滅失世帯数、避難所生活世帯数等を把握し、応急仮設住宅の必要戸数を算定する。
- **建設型** 応急住宅の建設可能敷地は、市管理用地(公園、普通財産、運動広場等)を基本とし、災害の状況に応じて選定する。

(略)

第12節 医療及び助産計画

(略)

4 市長の要請と県の実施

- 市長は市において救護が困難な場合は、次の事項を明らかにし県へ要請する。

市長の要請	県の実施
<医療・助産の供給>	① 救護病院等への救護班の派遣
① 必要な救護班数	② <b>一般社団法人静岡県医師会への日本医師会災害医療チーム(JMAT)の派遣要請</b>
② 救護班の派遣場所	
③ その他必要事項	③ 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品等の調達・斡旋
	④ 静岡県赤十字血液センターからの輸血用血液の調達・斡旋
	⑤ 公益社団法人静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請
	⑥ 災害拠点病院に対する重傷患者受入れ等の要請



浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>(略)</p> <p>第14節 遺体の捜索及び措置・火葬計画</p> <p>(略)</p> <p>2 実施方法</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体安置所から火葬場へ遺体を搬送するのは、遺族等の手によることを原則とする。</li> <li>○ 遺体の措置・埋葬等に必要な車両については、輸送計画に基づき配備する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>第16節 廃棄物処理計画</p> <p>(略)</p> <p>5 非常災害時における特例</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="365 828 1155 1409"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例措置</td> <td>政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において、地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において、地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<p>(略)</p> <p>第14節 遺体の捜索及び措置・火葬計画</p> <p>(略)</p> <p>2 実施方法</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体安置所から火葬場へ遺体を搬送するのは、遺族等の手によることを原則とする。</li> <li>○ 遺体の措置・埋葬等に必要な車両については、<u>第18節</u>輸送計画に基づき配備する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>第16節 廃棄物処理計画</p> <p>(略)</p> <p>5 非常災害時における特例</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1305 828 2096 1409"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>災害対策基本法に基づく特例措置</u></td> <td><u>災害対策基本法第86条の5第6項に基づき</u>、政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において、地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。</td> </tr> <tr> <td><u>廃棄物処理法に基づく特例措置</u></td> <td><u>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3に基づき、市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けたものは、県知事への届出で一般廃棄物処理施設を設置することがで</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	<u>災害対策基本法に基づく特例措置</u>	<u>災害対策基本法第86条の5第6項に基づき</u> 、政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において、地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。	<u>廃棄物処理法に基づく特例措置</u>	<u>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3に基づき、市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けたものは、県知事への届出で一般廃棄物処理施設を設置することがで</u>
区 分	内 容														
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において、地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。														
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>														
区 分	内 容														
<u>災害対策基本法に基づく特例措置</u>	<u>災害対策基本法第86条の5第6項に基づき</u> 、政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において、地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。														
<u>廃棄物処理法に基づく特例措置</u>	<u>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3に基づき、市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けたものは、県知事への届出で一般廃棄物処理施設を設置することがで</u>														

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="365 148 528 443"></td> <td data-bbox="528 148 1155 443"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 443 528 493">(略)</td> <td data-bbox="528 443 1155 493">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第17節 障害物除去計画</p> <p>(略)</p> <p>3 市長の要請と県の実施</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <th data-bbox="365 780 754 831">市長の要請</th> <th data-bbox="754 780 1155 831">県の実施</th> </tr> <tr> <td data-bbox="365 831 754 882">(略)</td> <td data-bbox="754 831 1155 882">(略)</td> </tr> </table> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第18節 輸送計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害応急対策が円滑に実施されるよう、被災者をはじめ災害応急対策に従事する者並びに災害応急対策用物資・資材の円滑な輸送を図る。</li> <li>○ 災害<b>発生</b>時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸</li> </ul>			(略)	(略)	市長の要請	県の実施	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1305 148 1469 443"></td> <td data-bbox="1469 148 2096 443"> <u>きる。</u>  <u>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第2項に</u>  <u>基づき、非常災害時には、産業廃棄物処理施設の設置者が、当</u>  <u>該施設において、当該施設で処理するものと同様の性状を有す</u>  <u>る一般廃棄物を処理する場合、設置の届出は事後でも可能とす</u>  <u>る。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 443 1469 493">(略)</td> <td data-bbox="1469 443 2096 493">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第17節 障害物除去計画</p> <p>(略)</p> <p>3 市長の要請と県の実施</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <th data-bbox="1305 780 1695 831">市長の要請</th> <th data-bbox="1695 780 2096 831">県の実施</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 831 1695 882">(略)</td> <td data-bbox="1695 831 2096 882">(略)</td> </tr> </table> <p><u>4 災害の拡大と二次災害の防止活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>市は、災害時に、適切な管理のなされていない工作物等に対し、緊急に安全を確保するた</u>  <u>め必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる工作物等の全</u>  <u>部又は、一部の除却等の措置を行うものとする。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <p>第18節 輸送計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害応急対策が円滑に実施されるよう、被災者をはじめ災害応急対策に従事する者並びに災害応急対策用物資・資材の円滑な輸送を図る。</li> <li>○ 災害時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、<u>輸送拠点として活用可能な</u>  <u>民間事業者の管理する施設も含め</u>確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握すると</li> </ul>		<u>きる。</u> <u>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第2項に</u> <u>基づき、非常災害時には、産業廃棄物処理施設の設置者が、当</u> <u>該施設において、当該施設で処理するものと同様の性状を有す</u> <u>る一般廃棄物を処理する場合、設置の届出は事後でも可能とす</u> <u>る。</u>	(略)	(略)	市長の要請	県の実施	(略)	(略)
(略)	(略)																		
市長の要請	県の実施																		
(略)	(略)																		
	<u>きる。</u> <u>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第2項に</u> <u>基づき、非常災害時には、産業廃棄物処理施設の設置者が、当</u> <u>該施設において、当該施設で処理するものと同様の性状を有す</u> <u>る一般廃棄物を処理する場合、設置の届出は事後でも可能とす</u> <u>る。</u>																		
(略)	(略)																		
市長の要請	県の実施																		
(略)	(略)																		

## 浜松市地域防災計画 新旧対照表

送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

(略)

### 2 実施方法

(略)

- 漁船への協力要請は、市災害対策本部が次表の関係漁業協同組合に行う。

名 称	所 在 地	電 話
(略)	(略)	(略)

(新設)

(略)

### 第20節 交通応急対策計画

(略)

#### 1 道路管理者等の実施事項

(略)

ともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

(略)

### 2 実施方法

(略)

- 漁船への協力要請は、市災害対策本部が次表の関係漁業協同組合に行う。

名 称	所 在 地	電 話
(略)	(略)	(略)

- 浜名湖内において、災害時に避難者、緊急物資及び応急対策に必要な人員、資機材等の輸送が必要と判断された場合には、市は、(公財)浜名湖総合環境財団及び静岡県マリナー協会(西部支部)に対して協力を要請する。

《連絡先一覧表》

名 称	所 在 地	電話番号
(公財) 浜名湖総合環境財団	中区中央一丁目12番1号	458-6043
静岡県マリナー協会(西部支部)	湖西市入出字長者1380番地	053-578-1 114

(略)

### 第20節 交通応急対策計画

(略)

#### 1 道路管理者等の実施事項

(略)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	<p>(3) 放置車両の移動等</p> <p>○ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合かつ、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるとき、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は区間<u>を定めて</u>運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行う。</p> <p>(4) 道路の応急復旧</p> <p>(略)</p> <p>○ 市長は、市内の他の管理者に属する道路が損壊等により通行に支障をきたしたときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請する。</p> <p>○ 市長は事態が緊急を要し、当該道路管理者に通報し、応急復旧を待つ<u>暇</u>がないときは、輸送の確保その他住民の利便を図るため、必要とする最小限度の応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 経費負担区分</p> <p>○ 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。</p> <p>○ 市長が区域内で他の管理者に属する道路を、緊急応急復旧した場合の経費は、当該道路の管理者が負担する。ただし、当該管理者が支弁する<u>暇</u>がない場合は、応急復旧を実施した市長が、その経費の一時繰替支弁をすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 ヘリポートの設置</p> <p>○ 道路の損壊等の通行障害により陸での交通手段がなくなった場合は、ヘリコプターを利用することにより必要最小限度の輸送手段を確保するものとし、輸送に際しては、県、自衛隊と緊密な<u>連携</u>をとる。</p> <p>(略)</p> <p>○ ヘリポートに使用した用地等の損失補償については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定める。</p>	<p>(3) 放置車両の移動等</p> <p>○ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合かつ、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるとき、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は<u>災害対策基本法に基づく区間指定を行い</u>、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行う。</p> <p>(4) 道路の応急復旧</p> <p>(略)</p> <p>○ 市長は、市内の他の管理者に属する道路が損壊等により通行に支障をきたしたときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請する。</p> <p>○ 市長は事態が緊急を要し、当該道路管理者に通報し、応急復旧を待つ<u>いとま</u>がないときは、輸送の確保その他住民の利便を図るため、必要とする最小限度の応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 経費負担区分</p> <p>○ 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。</p> <p>○ 市長が区域内で他の管理者に属する道路を、緊急応急復旧した場合の経費は、当該道路の管理者が負担する。ただし、当該管理者が支弁する<u>いとま</u>がない場合は、応急復旧を実施した市長が、その経費の一時繰替支弁をすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 ヘリポートの設置</p> <p>○ 道路の損壊等の通行障害により陸での交通手段がなくなった場合は、ヘリコプターを利用することにより必要最小限度の輸送手段を確保するものとし、輸送に際しては、県、自衛隊と緊密な<u>連携</u>をとる。</p> <p>(略)</p> <p>○ ヘリポートに使用した用地等の損失補償については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定める。</p>
--	--	---

浜松市地域防災計画 新旧対照表

(新設)

第21節 社会福祉計画

- 被災者への援護を実施し、また復興への意欲を促すため、義援金の募集及び配分を行い、また、被災者に対して生活保護法の適用や生活福祉資金等の資金の貸付けを行うとともに、生活、就職、その他の相談窓口を開設するなどの社会福祉を進める。

1 実施方法

事業	実施機関／協力機関	内容
一時保護等	(略)	(略)
生活保護の適用	市	・被災低所得 <u>被災者</u> に対して生活保護を適用する。
(略)	(略)	(略)

(略)

第22節 水防計画

- 水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき、河川、湖沼、海岸の洪水、内水、津波及び高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための必要な情報の収集、予警報の伝達、避難、水防資材の整備運用等について定める。

4 交通マネジメント

- 市は、災害応急復旧時の渋滞緩和や交通量抑制のため、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所が設置した「静岡県災害時交通マネジメント検討会」(以下、「検討会」という。)に参画する。
- 市は、平時から連携に必要な情報等を検討会の構成員と共有するとともに、連携強化のための協議や訓練の実施に努める。

第21節 社会福祉計画

- 市は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等の貸付けを行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 実施方法

事業	実施機関／協力機関	内容
一時保護等	(略)	(略)
生活保護の適用	市	・被災低所得者に対して生活保護を適用する。
(略)	(略)	(略)

(略)

第22節 水防計画

- 水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき、河川、湖沼、海岸の洪水、内水、津波及び高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための必要な情報の収集、予警報の伝達、避難、水防資材の整備運用等について定める。

## 浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>○ 当計画は<u>浜松市水防計画書</u>による。</p> <p>(略)</p> <p>第23節 消防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 消防体制</p> <p>(略)</p> <p>○ 大火災等発生時の緊急非常配備は、浜松市警防規程に基づく招集とする。</p> <p>○ 消防署及び消防団が、火災を覚知したときは、警防規程に基づく消防隊等災害出動基準及び浜松市消防団<u>出動表</u>により出動する。</p> <p>(略)</p> <p>3 消防相互応援協定</p> <p>(略)</p> <p>○ その他</p> <p>応援要請の際には、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求める。</p> <p>また、必要に応じ県に対し、災害の状況等について報告を行う。</p> <p>○ 大規模災害消防応援体制</p> <p>地震、台風等の災害の状況に応じ（その詳細な状況の把握が困難な場合を含む）、必要があると市長が認めるときは、消防組織法第45条に規定する緊急消防援助隊の応援を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>第25節 ボランティア活動支援計画</p> <p>(略)</p> <p>1 役割</p> <p>○ 市社会福祉協議会は、災害ボランティア活動に必要な人材、活動資金を確保するとともに、</p>	<p>○ 当計画の<u>詳細は別に定める</u>浜松市水防計画書による。</p> <p>(略)</p> <p>第23節 消防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 消防体制</p> <p>(略)</p> <p>○ 大火災等発生時の緊急非常配備は、浜松市警防規程に基づく招集とする。</p> <p>○ 消防署及び消防団が、火災を覚知したときは、警防規程に基づく消防隊等災害出動基準及び浜松市消防団<u>災害出動基準</u>により出動する。</p> <p>(略)</p> <p>3 消防相互応援協定</p> <p>(略)</p> <p>○ その他</p> <p>応援要請の際には、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求める。</p> <p>また、必要に応じ県に対し、災害の状況等について報告を行う。</p> <p>○ 大規模災害消防応援体制</p> <p>地震、台風等の災害の状況に応じ（その詳細な状況の把握が困難な場合を含む）、必要があると市長が認めるときは、消防組織法第45条に規定する緊急消防援助隊の応援を<u>県へ</u>要請する。</p> <p>(略)</p> <p>第25節 ボランティア活動支援計画</p> <p>(略)</p> <p>1 役割</p> <p>○ 市社会福祉協議会は、災害ボランティア活動に必要な人材、活動資金を確保するとともに、</p>
--	--	--	--

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>これを運営する。</p> <p>○ 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努めるとともに、<u>市社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動及び被災者の救援活動等が円滑に行われるよう、必要な情報を提供する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第26節 相互応援協力計画</p> <p>1 実施方法</p> <p>○ 市長は、広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画や被災市区町村応援職員確保システム、相互応援協定に基づき、災害応急対策で必要なときは隣接地方公共団体等の長に対して応援派遣の要請をする。</p> <p>○ 要請時事項</p> <p>派遣希望人員・器材／派遣を希望する区域及び活動方法／派遣を希望する期間／受入体制／その他参考事項／応援派遣の要請先</p> <p>○ 応援派遣が決定された場合は、災害対策本部において<u>受け入れ</u>の体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>第27節 自衛隊派遣要請計画</p> <p>(略)</p>	<p>これを運営する。</p> <p>○ 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>○ 市は、<u>社会福祉協議会が行う被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、必要な情報を提供する。</u></p> <p>○ 市は、<u>災害ボランティア活動に必要となる拠点を確保するほか、県、NPO、ボランティア等と連携し、平常時の人材の登録や研修、訓練、災害時におけるボランティアの受入調整等に係る体制を整備する。また、ボランティア活動上の安全確保の周知・啓発を図るとともに、被災者ニーズ等をボランティアに情報提供する方策等について検討する。さらに、災害時において、意見交換を行う情報共有会議を開催するための体制整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第26節 相互応援協力計画</p> <p>1 実施方法</p> <p>○ 市長は、広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画や被災市区町村応援職員確保システム、相互応援協定に基づき、災害応急対策で必要なときは隣接地方公共団体等の長に対して応援派遣の要請をする。</p> <p>○ 要請時に<u>伝達すべき事項</u></p> <p>派遣希望人員・器材／派遣を希望する区域及び活動方法／派遣を希望する期間／受入体制 <u>(活動拠点等)</u>／その他参考事項／応援派遣の要請先</p> <p>○ 応援派遣が決定された場合は、災害対策本部において受入れ体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>第27節 自衛隊派遣要請計画</p> <p>(略)</p>
--	--	--	---

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	<p>1 災害派遣要請の範囲</p> <p>(略)</p> <p>≪災害派遣要請の内容≫</p> <table border="1" data-bbox="360 296 1149 448"> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難の<u>勧告又は指示</u>による避難者の誘導、輸送等の援助</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>4 その他</p> <p>○ 自衛隊の位置図、ヘリポートの具備すべき条件、<u>活動拠点候補地</u>等は別に示す。</p> <p>(略)</p> <p>第30節 災害時避難行動要支援者の避難支援</p> <p>1 避難支援の実施体制</p> <p>(1)市における避難支援体制</p> <p>(略)</p> <p>≪避難支援等関係機関≫</p> <p>自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防機関、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等</p> <p>(2)地域における避難支援体制</p> <p>○ 避難支援者は、災害<u>発生</u>時に、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画に基づき支援を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>2 情報伝達体制の整備</p> <p>(1)避難行動要支援者への情報伝達</p> <p>○ 市は、災害情報共有システム（Lアラート）や防災行政無線、ファクシミリ、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ<u>避難準備</u>・高齢者</p>	被害状況の把握	(略)	避難の援助	避難の <u>勧告又は指示</u> による避難者の誘導、輸送等の援助	(略)	(略)	<p>1 災害派遣要請の範囲</p> <p>(略)</p> <p>≪災害派遣要請の内容≫</p> <table border="1" data-bbox="1301 296 2089 448"> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難の<u>指示</u>による避難者の誘導、輸送等の援助</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>4 その他</p> <p>○ 自衛隊の位置図、ヘリポートの具備すべき条件等は別に示す。</p> <p>(略)</p> <p>第30節 災害時避難行動要支援者の避難支援</p> <p>1 避難支援の実施体制</p> <p>(1)市における避難支援体制</p> <p>(略)</p> <p>≪避難支援等関係機関≫</p> <p>自治会、自主防災組織、<u>社会福祉協議会</u>、民生委員・児童委員、警察、消防機関、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等</p> <p>(2)地域における避難支援体制</p> <p>○ 避難支援者は、災害時に、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画に基づき支援を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>2 情報伝達体制の整備</p> <p>(1)避難行動要支援者への情報伝達</p> <p>○ 市は、災害情報共有システム（Lアラート）や防災行政無線、ファクシミリ、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ高齢者等避難等の</p>	被害状況の把握	(略)	避難の援助	避難の <u>指示</u> による避難者の誘導、輸送等の援助	(略)	(略)
被害状況の把握	(略)													
避難の援助	避難の <u>勧告又は指示</u> による避難者の誘導、輸送等の援助													
(略)	(略)													
被害状況の把握	(略)													
避難の援助	避難の <u>指示</u> による避難者の誘導、輸送等の援助													
(略)	(略)													



浜松市地域防災計画 新旧対照表

92	風水害	<p>等避難開始等の防災情報を提供する。</p> <p>《情報伝達手段》</p> <p>災害情報共有システム（Ｌアラート）／防災行政無線（同報無線等）／ファクシミリ／携帯電話メール（災害情報配信サービス）／浜松市防災ホットメール／テレビ、ラジオ／ケーブルテレビ、コミュニティＦＭ／広報車・消防団等による広報</p> <p>(2) 避難支援者・機関への情報伝達</p> <p>○ 市は、様々な情報伝達手段や地域の情報連絡網を使って地域住民に情報を伝え、避難支援者へ<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>等の防災情報を伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難所等における要配慮者支援体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) その他</p> <p>○ 市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。</p> <p>第3節 被災者の生活再建支援</p> <p>3 要配慮者の支援</p> <p>(略)</p> <p>○ 災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、要配慮者の被災状況について次の事項を把握し県に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者の被災状況及び生活実態</li> <li>・ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況</li> </ul> <p>○ 災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、<u>市施設への一時入所を実施する。</u></p> <p>○ <u>定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市施設</u>を対象に、人員確保や必要となる</p>	<p>防災情報を提供する。</p> <p>《情報伝達手段》</p> <p>災害情報共有システム（Ｌアラート）／防災行政無線（同報無線等）／ファクシミリ／携帯電話メール（災害情報配信サービス）／浜松市防災ホットメール／テレビ、ラジオ／ケーブルテレビ、コミュニティＦＭ／広報車・消防団等による広報/<u>浜松市公式LINE</u></p> <p>(2) 避難支援者・機関への情報伝達</p> <p>○ 市は、様々な情報伝達手段や地域の情報連絡網を使って地域住民に情報を伝え、避難支援者へ高齢者等避難等の防災情報を伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難所等における要配慮者支援体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) その他</p> <p>○ 市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、<u>福祉的トリアージを行い、</u>本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。</p> <p>第3節 被災者の生活再建支援</p> <p>3 要配慮者の支援</p> <p>(略)</p> <p>○ 災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、要配慮者の被災状況について次の事項を把握し県に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者の被災状況及び生活実態</li> <li>・ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況</li> </ul> <p>○ 災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対する<u>支援を実施する。</u></p> <p>○ <u>福祉サービスを提供している施設</u>を対象に、人員確保や必要となる設備の導入等の支援を</p>
----	-----	---	--

浜松市地域防災計画 新旧対照表

95	地震	1	<p>設備の導入を行うとともに、<u>民間の施設</u>への支援を行う。</p> <p>第4節 風評被害の影響の軽減</p> <p>○ 市は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>第1節 予想される災害</p> <p>(略)</p> <p>○ 津波については、上記の地震によるもののほか、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 市、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>1 市</p> <table border="1"> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑨ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報及び啓発</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑩ 避難の<u>勧告又は指示</u>に関する事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p>	市	(略)		⑨ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報及び啓発		⑩ 避難の <u>勧告又は指示</u> に関する事項		(略)	<p>行う。</p> <p>第4節 風評被害の影響の軽減</p> <p>○ 市は、災害時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>第1節 予想される災害</p> <p>(略)</p> <p>○ 津波については、上記の地震によるもののほか、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。</p> <p><u>○ 市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 市、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>1 市</p> <table border="1"> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑨ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報及び啓発</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑩ 避難の<u>指示</u>に関する事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p>	市	(略)		⑨ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報及び啓発		⑩ 避難の <u>指示</u> に関する事項		(略)
			市	(略)																
	⑨ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報及び啓発																			
	⑩ 避難の <u>勧告又は指示</u> に関する事項																			
	(略)																			
市	(略)																			
	⑨ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報及び啓発																			
	⑩ 避難の <u>指示</u> に関する事項																			
	(略)																			

浜松市地域防災計画 新旧対照表

(略)	(略)
国土地理院中部地方測量部	(略)
気象庁東京管区气象台	(略) ④ 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 ⑤ 異常現象に関する情報の通報があった場合は、速やかに気象庁に報告し適切な措置を講ずること
(略)	(略)
環境省関東地方環境事務所	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)

4 指定公共機関

(略)	(略)
日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)	(略)
中部電力㈱、中部電力パワーグリッド(株)	① 警戒宣言発令時及び災害発生時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 (略)

(略)	(略)
国土地理院中部地方測量部	(略)
気象庁東京管区气象台	(略) ④ 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 ⑤ 異常現象に関する情報の通報があった場合は、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
(略)	(略)
環境省関東地方環境事務所	(略)
<u>環境省中部地方環境事務所</u>	<u>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u>
(略)	(略)

4 指定公共機関

(略)	(略)
日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)	(略)
中部電力㈱、中部電力パワーグリッド(株)	① 警戒宣言発令時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 (略)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

115	地震	2	<table border="1"> <tr> <td>電源開発（株） 、電源開発送変 電ネットワーク（株）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>KDDI（株） ソフトバンク（株）</td> <td>① <u>地震予知情報等の伝達</u> ② 重要な通信を確保するために必要な措置の実施</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	電源開発（株） 、電源開発送変 電ネットワーク（株）	（略）	KDDI（株） ソフトバンク（株）	① <u>地震予知情報等の伝達</u> ② 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	（略）	（略）	<table border="1"> <tr> <td>電源開発（株） 、電源開発送変 電ネットワーク（株）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>KDDI（株） ソフトバンク（株）</td> <td>重要な通信を確保するために必要な措置の実施</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	電源開発（株） 、電源開発送変 電ネットワーク（株）	（略）	KDDI（株） ソフトバンク（株）	重要な通信を確保するために必要な措置の実施	（略）	（略）
			電源開発（株） 、電源開発送変 電ネットワーク（株）	（略）												
KDDI（株） ソフトバンク（株）	① <u>地震予知情報等の伝達</u> ② 重要な通信を確保するために必要な措置の実施															
（略）	（略）															
電源開発（株） 、電源開発送変 電ネットワーク（株）	（略）															
KDDI（株） ソフトバンク（株）	重要な通信を確保するために必要な措置の実施															
（略）	（略）															
		5 指定地方公共機関	5 指定地方公共機関													
		<table border="1"> <tr> <td>土地改良区</td> <td>① 災害予防 管施設の耐震性の確保 （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	土地改良区	① 災害予防 管施設の耐震性の確保 （略）	（略）	（略）	<table border="1"> <tr> <td>土地改良区</td> <td>① 災害予防 <u>所</u>管施設の耐震性の確保 （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	土地改良区	① 災害予防 <u>所</u> 管施設の耐震性の確保 （略）	（略）	（略）					
土地改良区	① 災害予防 管施設の耐震性の確保 （略）															
（略）	（略）															
土地改良区	① 災害予防 <u>所</u> 管施設の耐震性の確保 （略）															
（略）	（略）															
		（略）	（略）													
		第1節 防災思想の普及	第1節 防災思想の普及													
		○ 災害の発生を未然に防止するとともに、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言の発令時及び地震・津波発生時における被害の軽減を図るため、平常時に行う防災対策について定める。	○ 災害の発生を未然に防止するとともに、 <u>南海トラフ地震臨時情報の発表時</u> 、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言の発令時及び地震・津波発生時における被害の軽減を図るため、平常時に行う防災対策について定める。													
		（略）	（略）													
		2 市民に対する防災思想の普及	2 市民に対する防災思想の普及													
		○ 市は、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言の発令時及び地震発生時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応について啓発する。この場合、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等 <u>男女双方</u> の視点に十分配慮するよう努める。	○ 市は、 <u>南海トラフ地震臨時情報の発表時</u> 、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言の発令時及び地震発生時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応について啓発する。この場合、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等 <u>を認識し、男女共同参画</u> の視点に十分配慮するよう努める。													

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="367 201 524 735">一般的な啓発</td> <td data-bbox="524 201 1155 735"> <p>① 啓発内容</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識</li> </ul> <p>(略)</p> <p>② 手段・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレット、リーフレット、ポスターの配布や掲示をはじめ、映像や新聞、<u>防災アプリ</u>、インターネット等を活用して普及を図る。</li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 735 524 783">(略)</td> <td data-bbox="524 735 1155 783">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 783 524 879">自動車運転者に対する啓発</td> <td data-bbox="524 783 1155 879">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 879 524 1174">防災上重要な施設管理者に対する啓発</td> <td data-bbox="524 879 1155 1174"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報受信時及び地震発生時における施設管理者のとりべき措置についての啓発に努める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 1174 524 1222">(略)</td> <td data-bbox="524 1174 1155 1222">(略)</td> </tr> </table> <p>3 園児、自動及び生徒に対する教育</p> <p>○ 市及び市教育委員会は、公立の学校、<u>幼稚園及び保育所</u>（以下「学校等」という。）に対し、静岡県<u>防災教育基本方針</u>、浜松市学校（園）防災対策基準等により、園児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、</p>	一般的な啓発	<p>① 啓発内容</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識</li> </ul> <p>(略)</p> <p>② 手段・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレット、リーフレット、ポスターの配布や掲示をはじめ、映像や新聞、<u>防災アプリ</u>、インターネット等を活用して普及を図る。</li> </ul> <p>(略)</p>	(略)	(略)	自動車運転者に対する啓発	(略)	防災上重要な施設管理者に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報受信時及び地震発生時における施設管理者のとりべき措置についての啓発に努める。</li> </ul>	(略)	(略)	<p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1308 201 1464 735">一般的な啓発</td> <td data-bbox="1464 201 2096 735"> <p>① 啓発内容</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識</li> <li><u>南海トラフ地震臨時情報に係る基礎的知識</u></li> </ul> <p>(略)</p> <p>② 手段・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレット、リーフレット、ポスターの配布や掲示をはじめ、映像や新聞、インターネット等を活用して普及を図る。</li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 735 1464 783">(略)</td> <td data-bbox="1464 735 2096 783">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 783 1464 879">自動車運転者に対する啓発</td> <td data-bbox="1464 783 2096 879">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 879 1464 1174">防災上重要な施設管理者に対する啓発</td> <td data-bbox="1464 879 2096 1174"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、<u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報受信時及び地震発生時における施設管理者のとりべき措置についての啓発に努める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1174 1464 1222">(略)</td> <td data-bbox="1464 1174 2096 1222">(略)</td> </tr> </table> <p>3 園児、自動及び生徒に対する教育</p> <p>○ 市及び市教育委員会は、公立の学校<u>及び幼稚園、並びに保育所等</u>（以下「学校等」という。）に対し、静岡県<u>安全教育目標</u>、浜松市学校（園）防災対策基準等により、園児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。</p>	一般的な啓発	<p>① 啓発内容</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識</li> <li><u>南海トラフ地震臨時情報に係る基礎的知識</u></li> </ul> <p>(略)</p> <p>② 手段・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレット、リーフレット、ポスターの配布や掲示をはじめ、映像や新聞、インターネット等を活用して普及を図る。</li> </ul> <p>(略)</p>	(略)	(略)	自動車運転者に対する啓発	(略)	防災上重要な施設管理者に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、<u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報受信時及び地震発生時における施設管理者のとりべき措置についての啓発に努める。</li> </ul>	(略)	(略)
一般的な啓発	<p>① 啓発内容</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識</li> </ul> <p>(略)</p> <p>② 手段・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレット、リーフレット、ポスターの配布や掲示をはじめ、映像や新聞、<u>防災アプリ</u>、インターネット等を活用して普及を図る。</li> </ul> <p>(略)</p>																						
(略)	(略)																						
自動車運転者に対する啓発	(略)																						
防災上重要な施設管理者に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報受信時及び地震発生時における施設管理者のとりべき措置についての啓発に努める。</li> </ul>																						
(略)	(略)																						
一般的な啓発	<p>① 啓発内容</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識</li> <li><u>南海トラフ地震臨時情報に係る基礎的知識</u></li> </ul> <p>(略)</p> <p>② 手段・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレット、リーフレット、ポスターの配布や掲示をはじめ、映像や新聞、インターネット等を活用して普及を図る。</li> </ul> <p>(略)</p>																						
(略)	(略)																						
自動車運転者に対する啓発	(略)																						
防災上重要な施設管理者に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、<u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報受信時及び地震発生時における施設管理者のとりべき措置についての啓発に努める。</li> </ul>																						
(略)	(略)																						

## 浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>市は、県が私立学校及び私立幼稚園(以下「私立学校等」という。)に地震防災教育を実施する際に連携を図る。</p> <p>○ 学校等は、生徒等に対して、自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、浜松市版防災ノート等を活用し、各教科をはじめ、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。</p> <p>・ 災害<b>発生</b>時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校等の防災訓練の充実や浜松市防災学習センター、消防体験センターでの体験学習を活用する。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 自主防災活動</p> <p>○ 東海地震等の災害から市民の生命・身体及び財産を保護する上で重要なことは、防災関係機関、地域住民等が冷静かつ一体的に行動することである。</p> <p>○ このため、市は日ごろから地域住民の協力を得て、自主防災組織の強化を図るとともに、訓練、広報、指導を通じて連携を深めるほか、自主防災活動における女性の参画を拡大し、<b>男女双方</b>の視点に配慮した防災体制を確立し、地震災害に的確に対処できるよう、その活動の基準等を示す。</p> <p>1 市民の果たすべき役割</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">平常時から実施する事項</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	平常時から実施する事項	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>			(略)	(略)	<p>また、市は、県が私立学校及び私立幼稚園(以下「私立学校等」という。)に地震防災教育を実施する際に連携を図る。</p> <p>○ 学校等は、生徒等に対して、自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、浜松市版防災ノート等を活用し、各教科をはじめ、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。</p> <p>・ 災害時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校等の防災訓練の充実や浜松市防災学習センター、消防体験センターでの体験学習を活用する。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 自主防災活動</p> <p>○ 東海地震等の災害から市民の生命・身体及び財産を保護する上で重要なことは、防災関係機関、地域住民等が冷静かつ一体的に行動することである。</p> <p>○ このため、市は日ごろから地域住民の協力を得て、自主防災組織の強化を図るとともに、訓練、広報、指導を通じて連携を深めるほか、自主防災活動における女性の参画を拡大し、<b>男女共同参画</b>の視点に配慮した防災体制を確立し、地震災害に的確に対処できるよう、その活動の基準等を示す。</p> <p>1 市民の果たすべき役割</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">平常時から実施する事項</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>南海トラフ地震臨時情報発表時に実施が必要となる事項</u></td> <td style="text-align: center;"><u>① 正確な情報の把握</u> <u>② 日頃からの地震の備え</u></td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	平常時から実施する事項	(略)	<u>南海トラフ地震臨時情報発表時に実施が必要となる事項</u>	<u>① 正確な情報の把握</u> <u>② 日頃からの地震の備え</u>			(略)	(略)
平常時から実施する事項	(略)																		
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																		
(略)	(略)																		
平常時から実施する事項	(略)																		
<u>南海トラフ地震臨時情報発表時に実施が必要となる事項</u>	<u>① 正確な情報の把握</u> <u>② 日頃からの地震の備え</u>																		
(略)	(略)																		

浜松市地域防災計画 新旧対照表

2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

(略)

防災知識の学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>正しい防災知識が得られるよう、講演会、懇談会、訓練等あらゆる機会を活用し啓発を行う。</li> <li>主な啓発事項は、東海地震等の知識、東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義や内容、平常時における防災対策、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等</li> </ul>
(略)	(略)
避難所の運営体制の整備	(略)
防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災訓練、その他の訓練において、災害<b>発生</b>時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時の対応に関する防災訓練を実施する。</li> </ul>
(略)	(略)

(略)

第3節 住民の避難誘導體制

1 避難**勧告**等発令の判断・実施基準/ 津波

- 避難**勧告**等の発令については、以下の基準を参考に、津波予測等や地形状況を踏まえて判断する。

2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

(略)

防災知識の学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>正しい防災知識が得られるよう、講演会、懇談会、訓練等あらゆる機会を活用し啓発を行う。</li> <li>主な啓発事項は、東海地震等の知識、<b>南海トラフ地震臨時情報の基礎的知識</b>、東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義や内容、平常時における防災対策、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等</li> </ul>
(略)	(略)
避難所の運営体制の整備	(略)
防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災訓練、その他の訓練において、災害時、<b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時の対応に関する防災訓練を実施する。</li> </ul>
(略)	(略)

(略)

第3節 住民の避難誘導體制

1 避難**指示**等発令の判断・実施基準/ 津波

- 避難**指示**等の発令については、以下の基準を参考に、津波予測等や地形状況を踏まえて判断する。

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	発令時の状況	住民に求める行動	本市の対応		発令時の状況	住民に求める行動	本市の対応		
	事前避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁から「遠地地震に関する情報」が発表され、津波の到達までに相当の時間がある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。</li> <li>・上記以外の者は、津波予測等の情報収集をする。</li> <li>・必要に応じて、緊急避難場所等へ自主避難する。</li> </ul>	<p>&lt;情報収集&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難対象地区の住民に対して避難の準備を呼びかけ、緊急避難場所や避難路等を確認するよう促す。</li> <li>・避難行動要支援者に対しては、自主防災隊や防災関係機関等の協力を得ながら事前避難を行うよう促す。</li> </ul>		事前避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁から「遠地地震に関する情報」が発表され、津波の到達までに相当の時間がある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。</li> <li>・上記以外の者は、津波予測等の情報収集をする。</li> <li>・必要に応じて、緊急避難場所等へ自主避難する。</li> </ul>	<p>&lt;情報収集&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難対象地区の住民に対して避難の準備を呼びかけ、緊急避難場所や避難路等を確認するよう促す。</li> <li>・避難行動要支援者に対しては、自主防災隊や防災関係機関等の協力を得ながら事前避難を行うよう促す。</li> </ul>
	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁から大津波警報・津波警報が発表された場合</li> <li>・内閣総理大臣が警戒宣言を発した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民は、直ちに避難行動をとるとともに、そのいとまがない場合は生命を守る避難行動をとる。</li> <li>・人命に関わる緊急事態が発生した場合は、消防署等へ通報する。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策準備室又は災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットとメール等により該当地域に避難指示（緊急）を行う。</li> <li>・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>			避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁から大津波警報・津波警報が発表された場合</li> <li>・内閣総理大臣が警戒宣言を発した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民は、直ちに避難行動をとるとともに、そのいとまがない場合は生命を守る避難行動をとる。</li> <li>・人命に関わる緊急事態が発生した場合は、消防署等へ通報する。</li> </ul>
2 避難 <u>勧告</u> 等解除の判断・実施基準 (略)			2 避難 <u>指示</u> 等解除の判断・実施基準 (略)						
第4節 地震防災訓練の実施			第4節 地震防災訓練の実施						
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東海地震に関連する情報の発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。</li> <li>○ 市民は自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得する。</li> <li>○ 避難行動要支援者に十分配慮した訓練を実施し、避難行動要支援者の支援体制の整備に努</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>南海トラフ地震臨時情報の発表時</u>、東海地震に関連する情報の発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。</li> <li>○ 市民は自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得する。</li> <li>○ 避難行動要支援者に十分配慮した訓練を実施し、避難行動要支援者の支援体制の整備に努</li> </ul>						



## 浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等の<u>男女双方</u>の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>1 市の訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、国、県、防災関係機関、自主防災組織等と協力し、又は単独で次表に掲げる訓練を実施する。</li> <li>○ 東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言が発令される場合<u>及び</u>突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施する。</li> </ul> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">総合防災訓練</td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練内容は、東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策に係わる職員の動員をはじめ、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置いて実施する。</li> <li>・ 職員の動員</li> <li>・ 東海地震に関連する情報、警戒宣言その他防災上必要な情報の収集及び伝達</li> <li>・ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時の広報</li> <li>・ 浜松市広域受援計画による受援活動</li> <li>・ 警戒宣言発令時及び地震発生時の避難誘導、避難の<u>勧告・指示</u>及び第5章第7節避難活動1-4に定める警戒区域の設定</li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	総合防災訓練	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練内容は、東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策に係わる職員の動員をはじめ、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置いて実施する。</li> <li>・ 職員の動員</li> <li>・ 東海地震に関連する情報、警戒宣言その他防災上必要な情報の収集及び伝達</li> <li>・ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時の広報</li> <li>・ 浜松市広域受援計画による受援活動</li> <li>・ 警戒宣言発令時及び地震発生時の避難誘導、避難の<u>勧告・指示</u>及び第5章第7節避難活動1-4に定める警戒区域の設定</li> </ul> <p>(略)</p>	(略)	(略)	<p>めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等を<u>認識し、男女共同参画</u>の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>1 市の訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、国、県、防災関係機関、自主防災組織等と協力し、又は単独で次表に掲げる訓練を実施する。</li> <li>○ 東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言が発令される場合、<u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び</u>突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施する。</li> </ul> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">総合防災訓練</td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練内容は、<u>南海トラフ地震臨時情報発表時または</u>東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策に係わる職員の動員をはじめ、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置いて実施する。</li> <li>・ 職員の動員</li> <li>・ <u>南海トラフ地震臨時情報</u>、東海地震に関連する情報、警戒宣言その他防災上必要な情報の収集及び伝達</li> <li>・ <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時の広報</li> <li>・ 浜松市広域受援計画による受援活動</li> <li>・ 警戒宣言発令時及び地震発生時の避難誘導、避難の<u>指示</u>及び第5章第7節避難活動1-4に定める警戒区域の設定</li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	総合防災訓練	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練内容は、<u>南海トラフ地震臨時情報発表時または</u>東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策に係わる職員の動員をはじめ、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置いて実施する。</li> <li>・ 職員の動員</li> <li>・ <u>南海トラフ地震臨時情報</u>、東海地震に関連する情報、警戒宣言その他防災上必要な情報の収集及び伝達</li> <li>・ <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時の広報</li> <li>・ 浜松市広域受援計画による受援活動</li> <li>・ 警戒宣言発令時及び地震発生時の避難誘導、避難の<u>指示</u>及び第5章第7節避難活動1-4に定める警戒区域の設定</li> </ul> <p>(略)</p>	(略)	(略)
総合防災訓練	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練内容は、東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策に係わる職員の動員をはじめ、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置いて実施する。</li> <li>・ 職員の動員</li> <li>・ 東海地震に関連する情報、警戒宣言その他防災上必要な情報の収集及び伝達</li> <li>・ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時の広報</li> <li>・ 浜松市広域受援計画による受援活動</li> <li>・ 警戒宣言発令時及び地震発生時の避難誘導、避難の<u>勧告・指示</u>及び第5章第7節避難活動1-4に定める警戒区域の設定</li> </ul> <p>(略)</p>										
(略)	(略)										
総合防災訓練	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練内容は、<u>南海トラフ地震臨時情報発表時または</u>東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策に係わる職員の動員をはじめ、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置いて実施する。</li> <li>・ 職員の動員</li> <li>・ <u>南海トラフ地震臨時情報</u>、東海地震に関連する情報、警戒宣言その他防災上必要な情報の収集及び伝達</li> <li>・ <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時の広報</li> <li>・ 浜松市広域受援計画による受援活動</li> <li>・ 警戒宣言発令時及び地震発生時の避難誘導、避難の<u>指示</u>及び第5章第7節避難活動1-4に定める警戒区域の設定</li> </ul> <p>(略)</p>										
(略)	(略)										

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>(略)</p> <p>第5節 地震災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>4 建築物等の耐震対策</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="367 443 542 491">(略)</td> <td data-bbox="542 443 1158 491">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 491 542 687">ライフライン事業者及び施設管理者が実施すべき事項</td> <td data-bbox="542 491 1158 687">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 687 542 1409">市が実施すべき事項</td> <td data-bbox="542 687 1158 1409"> <p>(略)</p> <p>《その他の安全対策の促進》</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>市が所有する建築物について、以下の対策を講じる。</p> <p>《耐震性の公表》</p> <p>耐震診断及び耐震補強の結果に基づき耐震性能を公表</p> <p><u>《ブロック塀の安全対策》</u></p> <p><u>市有施設の既存のブロック塀等について、建築基準法第12条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。</u></p> <p>《システム機器の安全対策》</p> <p><u>汎用機システムは、機器の転倒、移動及び振動防止のため、</u></p> </td> </tr> </table>	(略)	(略)	ライフライン事業者及び施設管理者が実施すべき事項	(略)	市が実施すべき事項	<p>(略)</p> <p>《その他の安全対策の促進》</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>市が所有する建築物について、以下の対策を講じる。</p> <p>《耐震性の公表》</p> <p>耐震診断及び耐震補強の結果に基づき耐震性能を公表</p> <p><u>《ブロック塀の安全対策》</u></p> <p><u>市有施設の既存のブロック塀等について、建築基準法第12条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。</u></p> <p>《システム機器の安全対策》</p> <p><u>汎用機システムは、機器の転倒、移動及び振動防止のため、</u></p>	<p>(略)</p> <p>第5節 地震災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>4 建築物等の耐震対策</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1308 443 1482 491">(略)</td> <td data-bbox="1482 443 2098 491">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 491 1482 687">ライフライン事業者及び施設管理者が実施すべき事項</td> <td data-bbox="1482 491 2098 687">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 687 1482 1409">市が実施すべき事項</td> <td data-bbox="1482 687 2098 1409"> <p>(略)</p> <p>《その他の安全対策の促進》</p> <p><u>・耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。</u></p> <p>(略)</p> <p>市が所有する建築物について、以下の対策を講じる。</p> <p>《耐震性の公表》</p> <p>耐震診断及び耐震補強の結果に基づき耐震性能を公表</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>《システム機器の安全対策》</p> <p><u>サーバ等システム機器は、機器の転倒、移動及び振動防止</u></p> </td> </tr> </table>	(略)	(略)	ライフライン事業者及び施設管理者が実施すべき事項	(略)	市が実施すべき事項	<p>(略)</p> <p>《その他の安全対策の促進》</p> <p><u>・耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。</u></p> <p>(略)</p> <p>市が所有する建築物について、以下の対策を講じる。</p> <p>《耐震性の公表》</p> <p>耐震診断及び耐震補強の結果に基づき耐震性能を公表</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>《システム機器の安全対策》</p> <p><u>サーバ等システム機器は、機器の転倒、移動及び振動防止</u></p>
(略)	(略)														
ライフライン事業者及び施設管理者が実施すべき事項	(略)														
市が実施すべき事項	<p>(略)</p> <p>《その他の安全対策の促進》</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>市が所有する建築物について、以下の対策を講じる。</p> <p>《耐震性の公表》</p> <p>耐震診断及び耐震補強の結果に基づき耐震性能を公表</p> <p><u>《ブロック塀の安全対策》</u></p> <p><u>市有施設の既存のブロック塀等について、建築基準法第12条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。</u></p> <p>《システム機器の安全対策》</p> <p><u>汎用機システムは、機器の転倒、移動及び振動防止のため、</u></p>														
(略)	(略)														
ライフライン事業者及び施設管理者が実施すべき事項	(略)														
市が実施すべき事項	<p>(略)</p> <p>《その他の安全対策の促進》</p> <p><u>・耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。</u></p> <p>(略)</p> <p>市が所有する建築物について、以下の対策を講じる。</p> <p>《耐震性の公表》</p> <p>耐震診断及び耐震補強の結果に基づき耐震性能を公表</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>《システム機器の安全対策》</p> <p><u>サーバ等システム機器は、機器の転倒、移動及び振動防止</u></p>														

浜松市地域防災計画 新旧対照表

免震床、転倒防止器具等による対策を実施

(略)

8 落下倒壊危険物対策

- 道路管理者及び施設の管理者は、地震発生時における避難路、緊急輸送路を確保するため、道路上に構築物等が倒壊落下することのないよう、点検、補修、補強を行う。

(新設)

物件名	対策実施者	措置等
横断歩道橋	<u>道路管理者等</u>	(略)
<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>
アーケード バス停上屋 等	<u>施設管理者</u>	・新設については、安全性を厳密に <u>調査</u> する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。
<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
道路標識図 街路灯	<u>施設管理者等</u>	(略)

のため、免震床、転倒防止器具等による対策を実施

(略)

8 落下倒壊危険物対策

- 地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害を予防するため、また、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。
- 市は、当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物件名	措置等
横断歩道橋	・施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全の確保に努める。
<u>枯死した街路樹等</u>	・ <u>樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。</u>
アーケード バス停上屋 等	・新設については、安全性を厳密に <u>審査</u> する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 <u>設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。</u>
<u>看板、広告物</u>	・ <u>許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。</u> ・ <u>許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る</u> ・ <u>設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。</u>
道路標識図 街路灯	(略)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

ブロック塀	施設管理者	・ 既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、撤去・改良等をする。 ・ 新設するものについては、安全な塀を設置する。
天井		(略)
ガラス窓等		(略)
自動販売機		(略)
(新設)		(新設)

9 危険予想地域における災害の予防

(略)

要避難地区の指定	(略)
避難対象地区の指定	・ 要避難地区のうち警戒宣言発令時の対象とする地域として、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予測される地域を避難対象地区として指定し、避難勧告・指示を行う。
(略)	(略)

(略)

12 生活の確保

(略)

食料及び生活必需品の確保	(略) <非常持出品の準備> ・ 準備すべきもの 長期保存可能な食料7日分及び飲料水、救急薬品、
--------------	---

ブロック塀	施設管理者	・ 既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、撤去・改善等をする。 ・ 新設するものについては、安全な塀を設置する。
天井		(略)
ガラス窓等		(略)
自動販売機		(略)
樹木、煙突		・ 倒壊のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

(行削除)

9 危険予想地域における災害の予防

(略)

要避難地区の指定	(略)
避難対象地区の指定	・ 要避難地区のうち警戒宣言発令時の対象とする地域として、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予測される地域を避難対象地区として指定し、避難指示を行う。
(略)	(略)

(略)

12 生活の確保

(略)

食料及び生活必需品の確保	(略) <非常持出品の準備> ・ 準備すべきもの 長期保存可能な食料7日分及び飲料水、救急薬品、
--------------	---

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			<p>懐中電灯、携帯ラジオ、衣類、タオル、マッチ、携帯トイレ、トイレットペーパー、石けん、ビニール袋、食器類など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>準備することが望ましいもの</li> </ul> <p>毛布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>自主的判断によるもの</u></li> </ul> <p><u>貴重品等</u></p>				<p>懐中電灯、携帯ラジオ、衣類、タオル、マッチ、携帯トイレ、トイレットペーパー、石けん、ビニール袋、食器類、<u>貴重品</u>など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>準備することが望ましいもの</li> </ul> <p>毛布</p> <p><u>(削除)</u></p>
		(略)	(略)			(略)	(略)
		医療救護	(略)			医療救護	(略)
		廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災後の廃棄物の処理を適切に行うため、次の対策を講じる。</li> </ul> <p>①市が実施すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浜松市災害廃棄物処理計画等の<u>策定</u>・見直し</li> </ul> <p>(略)</p>			廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災後の廃棄物の処理を適切に行うため、次の対策を講じる。</li> </ul> <p>①市が実施すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浜松市災害廃棄物処理計画等の見直し</li> </ul> <p>(略)</p>
		(略)	(略)			(略)	(略)
		緊急情報放送システムの活用	(略)			緊急情報放送システムの活用	(略)
		応急住宅	<p>① 市は、応急<u>建設</u>住宅の建設可能敷地を調査し、配置計画等を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備する。</p> <p>② 市は、必要に応じ県が借上げた民間賃貸住宅を応急<u>借上</u>住宅として活用することを周知し、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。</p> <p>(略)</p>			応急住宅	<p>① 市は、<u>建設型</u>応急住宅の建設可能敷地を調査し、配置計画等を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備する。</p> <p>② 市は、必要に応じ県が借上げた民間賃貸住宅を<u>賃貸型</u>応急住宅として活用することを周知し、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。</p> <p>(略)</p>
		13 緊急輸送活動体制の整備				13 緊急輸送活動体制の整備	

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>○ 市は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握する。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 災害時避難行動要支援者支援計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難行動要支援者支援体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="367 488 1155 1406"> <tr> <td data-bbox="367 488 551 1406">避難行動要支援者支援体制</td> <td data-bbox="551 488 1155 1406"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、浜松市災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、以下の要件に該当する者を「避難行動要支援者」と指定し、災害時等の支援を目的に名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</li> </ul> <p>※避難行動要支援者名簿の対象者</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、避難行動要支援者の中から、特に支援を希望する市民（以下「同意者」という。）に対し、情報の伝達や安否確認、避難所等における対応が迅速かつ確に実施できるよう、地域における避難支援等関係機関へ、同意者に関する情報を提供する。あわせて、防災主管部局、福祉部局等が連携し、福祉関係者の協力を得ながら、地域住民とともに同意者への避難支援体制づくりを平常時から地域で進めていただけるよう、<u>災害時</u>避難支援個別計画の活用や必要な情報提供、意識啓発を行う。</li> </ul> <p>《避難支援等関係機関》</p> <p>自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防機関、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等</p> </td> </tr> </table>	避難行動要支援者支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、浜松市災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、以下の要件に該当する者を「避難行動要支援者」と指定し、災害時等の支援を目的に名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</li> </ul> <p>※避難行動要支援者名簿の対象者</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、避難行動要支援者の中から、特に支援を希望する市民（以下「同意者」という。）に対し、情報の伝達や安否確認、避難所等における対応が迅速かつ確に実施できるよう、地域における避難支援等関係機関へ、同意者に関する情報を提供する。あわせて、防災主管部局、福祉部局等が連携し、福祉関係者の協力を得ながら、地域住民とともに同意者への避難支援体制づくりを平常時から地域で進めていただけるよう、<u>災害時</u>避難支援個別計画の活用や必要な情報提供、意識啓発を行う。</li> </ul> <p>《避難支援等関係機関》</p> <p>自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防機関、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等</p>	<p>○ 市は、災害時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握する。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 災害時避難行動要支援者支援計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難行動要支援者支援体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="1308 488 2096 1406"> <tr> <td data-bbox="1308 488 1491 1406">避難行動要支援者支援体制</td> <td data-bbox="1491 488 2096 1406"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、浜松市災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、以下の要件に該当する者を「避難行動要支援者」と指定し、災害時等の支援を目的に名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</li> </ul> <p>※避難行動要支援者名簿の対象者</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、避難行動要支援者の中から、特に支援を希望する市民（以下「同意者」という。）に対し、情報の伝達や安否確認、避難所等における対応が迅速かつ確に実施できるよう、地域における避難支援等関係機関へ、同意者に関する情報を提供する。あわせて、防災主管部局、福祉部局等が連携し、福祉関係者の協力を得ながら、地域住民とともに同意者への避難支援体制づくりを平常時から地域で進めていただけるよう、<u>避難行動要支援者</u>個別<u>避難</u>計画の活用や必要な情報提供、意識啓発を行う。</li> </ul> <p>《避難支援等関係機関》</p> <p>自治会、自主防災組織、<u>社会福祉協議会</u>、民生委員・児童委員、警察、消防機関、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等</p> </td> </tr> </table>	避難行動要支援者支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、浜松市災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、以下の要件に該当する者を「避難行動要支援者」と指定し、災害時等の支援を目的に名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</li> </ul> <p>※避難行動要支援者名簿の対象者</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、避難行動要支援者の中から、特に支援を希望する市民（以下「同意者」という。）に対し、情報の伝達や安否確認、避難所等における対応が迅速かつ確に実施できるよう、地域における避難支援等関係機関へ、同意者に関する情報を提供する。あわせて、防災主管部局、福祉部局等が連携し、福祉関係者の協力を得ながら、地域住民とともに同意者への避難支援体制づくりを平常時から地域で進めていただけるよう、<u>避難行動要支援者</u>個別<u>避難</u>計画の活用や必要な情報提供、意識啓発を行う。</li> </ul> <p>《避難支援等関係機関》</p> <p>自治会、自主防災組織、<u>社会福祉協議会</u>、民生委員・児童委員、警察、消防機関、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等</p>
避難行動要支援者支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、浜松市災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、以下の要件に該当する者を「避難行動要支援者」と指定し、災害時等の支援を目的に名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</li> </ul> <p>※避難行動要支援者名簿の対象者</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、避難行動要支援者の中から、特に支援を希望する市民（以下「同意者」という。）に対し、情報の伝達や安否確認、避難所等における対応が迅速かつ確に実施できるよう、地域における避難支援等関係機関へ、同意者に関する情報を提供する。あわせて、防災主管部局、福祉部局等が連携し、福祉関係者の協力を得ながら、地域住民とともに同意者への避難支援体制づくりを平常時から地域で進めていただけるよう、<u>災害時</u>避難支援個別計画の活用や必要な情報提供、意識啓発を行う。</li> </ul> <p>《避難支援等関係機関》</p> <p>自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防機関、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等</p>						
避難行動要支援者支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、浜松市災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、以下の要件に該当する者を「避難行動要支援者」と指定し、災害時等の支援を目的に名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</li> </ul> <p>※避難行動要支援者名簿の対象者</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、避難行動要支援者の中から、特に支援を希望する市民（以下「同意者」という。）に対し、情報の伝達や安否確認、避難所等における対応が迅速かつ確に実施できるよう、地域における避難支援等関係機関へ、同意者に関する情報を提供する。あわせて、防災主管部局、福祉部局等が連携し、福祉関係者の協力を得ながら、地域住民とともに同意者への避難支援体制づくりを平常時から地域で進めていただけるよう、<u>避難行動要支援者</u>個別<u>避難</u>計画の活用や必要な情報提供、意識啓発を行う。</li> </ul> <p>《避難支援等関係機関》</p> <p>自治会、自主防災組織、<u>社会福祉協議会</u>、民生委員・児童委員、警察、消防機関、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等</p>						

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			<p>避難行動要支援者の把握</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同意者名簿の更新は、最低年1回更新を行うものとし、また自主防災組織等においても、地域防災訓練等を通じて情報更新に努める。</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもすぐに名簿を活用できるよう、名簿情報の管理に努める。</li> <li>作成された名簿は市役所、避難支援等関係機関で共有する。</li> <li>市から提供される同意者名簿について、提供を受ける避難支援等関係機関は、個人情報に漏洩することがないように適正に管理する。</li> </ul> <p>防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>防災訓練等において、関係者・団体と協力・連携し、同意者の避難支援訓練を実施する。</u></li> </ul> <p>また、訓練により明確となった課題等を本人及び市並びに</p>		<p>避難行動要支援者の把握、<u>名簿及び避難行動要支援者個別避難計画の作成等</u></p> <p>防災訓練</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同意者名簿の更新は、最低年1回更新を行うものとし、また自主防災組織等においても、地域防災訓練等を通じて情報更新に努める。</li> <li>市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、<u>避難支援等関係機関と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難行動要支援者個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</u></li> <li>市は、<u>避難行動要支援者個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</u></li> <li>庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもすぐに名簿等を活用できるよう、名簿情報の管理に努める。</li> <li>作成された名簿等は市役所、避難支援等関係機関で共有する。</li> <li>市から提供される同意者名簿や、<u>避難行動要支援者個別支援計画</u>について、提供を受ける避難支援等関係機関は、個人情報に漏洩することがないように適正に管理する。</li> <li><u>自主防災隊や福祉関係団体等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に取り組む。</u></li> </ul> <p>また、訓練により明確となった課題等を本人及び市並びに</p>
--	--	--	--	--	--	--

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			地域関係機関等で意見交換をするなど平常時から避難行動支援について連携を取り合うよう努める。				地域関係機関等で意見交換をするなど平常時から避難行動支援について連携を取り合うよう努める。
	人材の確保		・ 市は、日ごろから手話通訳者、要約筆者、ガイドヘルパー、介護技術者等の要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。  (略)		人材の確保		・ 市は、日ごろから手話通訳者、要約筆者、 <u>外国語通訳</u> 、ガイドヘルパー、介護技術者等の要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。  (略)
	(略)		(略)		(略)		(略)
	情報伝達		(略)		情報伝達		(略)
	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>		<u>地区防災計画との整合</u>		・ <u>市は、地区防災計画が定められている地区において、避難行動要支援者個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合を図るとともに、訓練等を通じて円滑な運用に努めるものとする</u>
	第7節 津波災害予防対策の推進 (略)				第7節 津波災害予防対策の推進 (略)		
	2 津波に関する知識の啓発				2 津波に関する知識の啓発		
	市民に対する津波の知識の啓発		(略) ・ 自主防災組織の積極的な活用を図るとともに、地域コミュニティでの防災に関する教育の普及促進を図る。  <u>(新設)</u>  (略)		市民に対する津波の知識の啓発		(略) ・ 自主防災組織の積極的な活用を図るとともに、地域コミュニティでの防災に関する教育の普及促進を図る。 ・ <u>市は、赤と白の格子模様の旗(津波フラッグ)による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図る。</u>  (略)
	<u>園児・児童及び生徒</u> に対する教育		・ 市及び市教育委員会は、 <u>公立の学校、幼稚園及び保育所</u> に対し、生徒等に対する津波防災教育の指針を示し、その実		<u>生徒等</u> に対する教育		・ 市及び市教育委員会は、 <u>学校等</u> に対し、生徒等に対する津波防災教育の指針を示し、その実施を指導する。



浜松市地域防災計画 新旧対照表

			育	施を指導する。 (略)	
			(略)	(略)	
		3 危険予想地域における災害の予防			3 危険予想地域における災害の予防
		避難対象地区の指定	(略)		(略)
		災害予防措置	(略) <津波避難ビルの指定> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、以下の基準に適合する建築物について、その所有者等の同意を得て津波避難ビルとして指定する。</li> <li>構造は、鉄筋コンクリート(RC)又は鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)、階数は3階以上であること。</li> <li>耐震性は、昭和56年6月に改正された建築基準法施行令のいわゆる新耐震設計基準に適合していること、又は耐震診断によって耐震安全性が確認されていること。</li> </ul> <津波避難施設の整備> <u>避難対象区域(津波危険予想地域、推進計画区域)において、津波避難ビルの偏在により、それだけでは避難者を収容することが困難な場合が想定される。このことから、市は、地域の状況を踏まえ、収容力の高い津波避難タワー、津波避難マウンド等を整備する。</u> ③ <u>避難対象区域(津波危険予想地域、推進計画区域)の住民等に対し、平常時から危険性を周知するほか、津波注意報・警報、避難指示(緊急)の意義、避難方法等の周知に努める。また、津波来襲に備え、地震発生後直ちに海面の</u>	(略) <津波避難ビルの指定> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、以下の基準に適合する建築物について、その所有者等の同意を得て津波避難ビルとして指定する。</li> <li>構造は、鉄筋コンクリート(RC)又は鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)、階数は3階以上であること。</li> <li>耐震性は、昭和56年6月に改正された建築基準法施行令のいわゆる新耐震設計基準に適合していること、又は耐震診断によって耐震安全性が確認されていること。</li> </ul> (削除)	

浜松市地域防災計画 新旧対照表

150	地震	<p>3</p> <p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>○ 地震防災上緊急に整備すべき施設等について、浜松市地震・津波対策アクションプログラム2013(浜松市目標)を目標とし、地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。</p> <p>○ 平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画に<u>続き、現在は</u>、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画を実施中である。</p>	<p>3</p> <p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>○ 地震防災上緊急に整備すべき施設等について、浜松市地震・津波対策アクションプログラム2013(浜松市目標)を目標とし、地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。</p> <p>○ 平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に<u>続き、令和3年度から令和7年度までの第6次地震防災緊急事業五箇年計画</u>を実施中である。</p>
-----	----	--	--

異常を観測することができるよう海面監視所を設置し、次の対策に努める。

- ・ 観測器の整備
- ・ 緊急連絡用の防災無線機配備
- ・ 突発地震にも即応可能な監視体制の維持強化
- ・ 津波警告標示板の設置
- ・ 防災行政無線(同報系)の設置
- ・ 海拔表示看板の設置

(略)

(略)

6 生活の確保

(略)

(2) 医療救護

○ 津波被害の発生が予測される地域においては、災害の終息を待ち活動を実施する。

(略)

(略)

6 生活の確保

(略)

(2) 医療救護

○ 津波被害の発生が予測される地域においては、津波注意報の解除などの状況を見て活動を実施する。

(略)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

名称	区名	事業名	事業の概要
緊急避難場所の整備	中区	都市公園事業	東部やすらぎ公園（名塚公園）
<u>避難路の整備</u>	<u>中区</u>	<u>街路事業</u>	<u>植松伊左地線</u>
消防用施設の整備及び消火用水対策	中区	消防防災施設等整備事業	耐震性貯水槽、消防救急デジタル無線設備
	東区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	西区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	南区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	北区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	浜北区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
天竜区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽	
<u>老朽住宅密集市街地対策</u>	<u>中区</u>	<u>市街地再開発事業</u>	<u>松菱通りB-3ブロック</u>

(略)

第4節 津波避難対策緊急事業計画

名称	区名	事業名	事業の概要
緊急避難場所の整備	中区	都市公園事業	東部やすらぎ公園（名塚公園）
<u>緊急輸送道路の整備</u>	<u>東区</u>	<u>道路事業</u>	<u>(主) 浜松環状線</u>
	<u>西区</u>	<u>道路事業</u>	<u>(一) 湖東和合線</u>
	<u>浜北区</u>	<u>道路事業</u>	<u>(主) 天竜浜松線</u>
消防用施設の整備及び消火用水対策	中区	消防防災施設等整備事業	耐震性貯水槽、消防救急デジタル無線設備
	東区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	西区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	南区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	北区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	浜北区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	天竜区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
			<u>道路事業</u>
<u>共同溝の整備</u>		<u>街路事業</u>	<u>(都) 旭町鴨江線</u>
		<u>街路事業</u>	<u>(都) 植松伊佐地線</u>

(略)

第4節 津波避難対策緊急事業計画

浜松市地域防災計画 新旧対照表

(略)

○ なお、市はその計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標およびその達成期間について、南海トラフ推進計画に定める。

○ 南海トラフ地震対策特別措置法第5条第2項の規定による、津波避難対策緊急事業計画の基本となる事項について、次のとおり定め実施する。

<u>津波避難対策緊急事業を行う区域</u>	<u>津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類</u>	<u>目標</u>	<u>達成期間</u>
<u>舞阪町弁天島地区</u>	<u>緊急避難施設整備</u>	<u>1箇所</u>	<u>平成28年度</u>

第5節 その他の地震対策事業計画

(略)

2 市有施設等の整備

市有建築物の整備	(略)
庁舎等の設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の目的 室内のロッカー・書棚等の転倒防止、<u>ガラス等の飛散防止及び施設敷地周囲のブロック塀の転倒防止</u>に努める。</li> <li>・ 整備の水準 ロッカー・書棚の固定、飛散・落下のおそれがある窓ガラス等の改善を図るとともに、<u>耐震診断の結果、転倒のおそれがあるブロック塀を改善する。</u></li> </ul>
(略)	(略)

(略)

(略)

○ なお、市はその計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標およびその達成期間について、南海トラフ推進計画に定める。

(削除)

(削除)

第5節 その他の地震対策事業計画

(略)

2 市有施設等の整備

市有建築物の整備	(略)
庁舎等の設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の目的 室内のロッカー・書棚等の転倒防止、<u>及び</u>ガラス等の飛散防止に努める。</li> <li>・ 整備の水準 ロッカー・書棚の固定、飛散・落下のおそれがある窓ガラス等の改善を図る。</li> </ul>
(略)	(略)

(略)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

155	地震	<p>4 第1節 市の活動</p> <p>(略)</p> <p>○ なお、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、南海トラフ地震に関する静岡県版ガイドライン等の内容を踏まえて対応の概要を定めるものとし、市の対応の概要は第18節に定める。市は、防災対応の概要を定めた後、引き続いて防災対応の詳細を検討し、地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>《警戒宣言発令時》</p> <p>1 市地震災害警戒本部等の設置基準及び使命・事務</p> <table border="1" data-bbox="360 778 1151 1070"> <tr> <td>設置及び廃止</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>使命・事務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を警戒西部方面本部へ報告する。</li> <li>避難の<b>勸告・指示</b></li> </ul>                     (略)                 </td> </tr> </table> <p>4 消防機関の活動</p> <table border="1" data-bbox="360 1121 1151 1406"> <tr> <td>消防局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織</li> </ul>                     警戒宣言が発せられたときは、市警戒本部警備部を消防局に置き、防災関係機関と緊密な連携をとり地震に伴う出火及び混乱の防止を図る。                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>重点項目</li> </ul>                     (略)                 </td> </tr> </table>	設置及び廃止	(略)	使命・事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を警戒西部方面本部へ報告する。</li> <li>避難の<b>勸告・指示</b></li> </ul> (略)	消防局	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織</li> </ul> 警戒宣言が発せられたときは、市警戒本部警備部を消防局に置き、防災関係機関と緊密な連携をとり地震に伴う出火及び混乱の防止を図る。		<ul style="list-style-type: none"> <li>重点項目</li> </ul> (略)	<p>第1節 市の活動</p> <p>(略)</p> <p>○ なお、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、南海トラフ地震に関する静岡県版ガイドライン等の内容を踏まえて対応の概要を定めるものとし、市の対応の概要は第18節に定める。市は、防災対応の概要を定めた後、引き続いて防災対応の詳細を検討し、地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。</p> <p><u>○ 本節に記載のない内容については、第4章内各節の計画を状況に応じ準用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>《警戒宣言発令時》</p> <p>1 市地震災害警戒本部等の設置基準及び使命・事務</p> <table border="1" data-bbox="1301 778 2092 1070"> <tr> <td>設置及び廃止</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>使命・事務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を警戒西部方面本部へ報告する。</li> <li>避難の<b>指示</b></li> </ul>                     (略)                 </td> </tr> </table> <p>4 消防機関の活動</p> <table border="1" data-bbox="1301 1121 2092 1406"> <tr> <td>消防局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織</li> </ul>                     警戒宣言が発せられたときは、市警戒本部警備部を消防局に置き、防災関係機関と緊密な連携をとり地震に伴う出火及び混乱の防止を図る。                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>重点項目</li> </ul>                     (略)                 </td> </tr> </table>	設置及び廃止	(略)	使命・事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を警戒西部方面本部へ報告する。</li> <li>避難の<b>指示</b></li> </ul> (略)	消防局	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織</li> </ul> 警戒宣言が発せられたときは、市警戒本部警備部を消防局に置き、防災関係機関と緊密な連携をとり地震に伴う出火及び混乱の防止を図る。		<ul style="list-style-type: none"> <li>重点項目</li> </ul> (略)
設置及び廃止	(略)																		
使命・事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を警戒西部方面本部へ報告する。</li> <li>避難の<b>勸告・指示</b></li> </ul> (略)																		
消防局	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織</li> </ul> 警戒宣言が発せられたときは、市警戒本部警備部を消防局に置き、防災関係機関と緊密な連携をとり地震に伴う出火及び混乱の防止を図る。																		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点項目</li> </ul> (略)																		
設置及び廃止	(略)																		
使命・事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を警戒西部方面本部へ報告する。</li> <li>避難の<b>指示</b></li> </ul> (略)																		
消防局	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織</li> </ul> 警戒宣言が発せられたときは、市警戒本部警備部を消防局に置き、防災関係機関と緊密な連携をとり地震に伴う出火及び混乱の防止を図る。																		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点項目</li> </ul> (略)																		

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="367 153 546 347"></td> <td data-bbox="546 153 1155 347"> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震予知情報の収集・伝達及び周知体制の確立</li> <li>避難<u>勧告</u>又は<u>指示</u>の避難地域住民への伝達、避難誘導及び避難路の確保</li> </ul>                 (略)             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 347 546 395">(略)</td> <td data-bbox="546 347 1155 395">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2節 情報活動</p> <p>(略)</p> <p>2 地震防災に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="360 687 539 783">収集する情報の種類</td> <td data-bbox="539 687 1151 783">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 783 539 1027">警戒宣言発令時に伝達する情報</td> <td data-bbox="539 783 1151 1027"> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令時に伝達する主な情報は次のとおり。</li> <li>避難の<u>勧告、指示</u>又は警戒区域の設定の伝達</li> <li>消防団、水防団の配備命令の伝達</li> <li>地域内企業等に対する地震防災応急対策実施の指示等</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第4節 自主防災活動</p> <p>(略)</p> <p>《東海地震注意情報発表時》</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 災害<u>発生</u>時の医療救護体制を確保するため、緊急の場合を除き、病院・診療所での外来受診を控えるよう呼びかける。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地震予知情報の収集・伝達及び周知体制の確立</li> <li>避難<u>勧告</u>又は<u>指示</u>の避難地域住民への伝達、避難誘導及び避難路の確保</li> </ul> (略)	(略)	(略)	収集する情報の種類	(略)	警戒宣言発令時に伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令時に伝達する主な情報は次のとおり。</li> <li>避難の<u>勧告、指示</u>又は警戒区域の設定の伝達</li> <li>消防団、水防団の配備命令の伝達</li> <li>地域内企業等に対する地震防災応急対策実施の指示等</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1305 153 1485 347"></td> <td data-bbox="1485 153 2094 347"> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震予知情報の収集・伝達及び周知体制の確立</li> <li>避難<u>指示</u>が出ているエリア内の市民等への伝達、避難誘導及び避難路の確保</li> </ul>                 (略)             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 347 1485 395">(略)</td> <td data-bbox="1485 347 2094 395">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2節 情報活動</p> <p>(略)</p> <p>2 地震防災に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1299 687 1478 783">収集する情報の種類</td> <td data-bbox="1478 687 2089 783">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1299 783 1478 1027">警戒宣言発令時に伝達する情報</td> <td data-bbox="1478 783 2089 1027"> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令時に伝達する主な情報は次のとおり。</li> <li>避難の<u>指示</u>又は警戒区域の設定の伝達</li> <li>消防団、水防団の配備命令の伝達</li> <li>地域内企業等に対する地震防災応急対策実施の指示等</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第4節 自主防災活動</p> <p>(略)</p> <p>《東海地震注意情報発表時》</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 災害時の医療救護体制を確保するため、緊急の場合を除き、病院・診療所での外来受診を控えるよう呼びかける。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地震予知情報の収集・伝達及び周知体制の確立</li> <li>避難<u>指示</u>が出ているエリア内の市民等への伝達、避難誘導及び避難路の確保</li> </ul> (略)	(略)	(略)	収集する情報の種類	(略)	警戒宣言発令時に伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令時に伝達する主な情報は次のとおり。</li> <li>避難の<u>指示</u>又は警戒区域の設定の伝達</li> <li>消防団、水防団の配備命令の伝達</li> <li>地域内企業等に対する地震防災応急対策実施の指示等</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震予知情報の収集・伝達及び周知体制の確立</li> <li>避難<u>勧告</u>又は<u>指示</u>の避難地域住民への伝達、避難誘導及び避難路の確保</li> </ul> (略)																		
(略)	(略)																		
収集する情報の種類	(略)																		
警戒宣言発令時に伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令時に伝達する主な情報は次のとおり。</li> <li>避難の<u>勧告、指示</u>又は警戒区域の設定の伝達</li> <li>消防団、水防団の配備命令の伝達</li> <li>地域内企業等に対する地震防災応急対策実施の指示等</li> </ul>																		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震予知情報の収集・伝達及び周知体制の確立</li> <li>避難<u>指示</u>が出ているエリア内の市民等への伝達、避難誘導及び避難路の確保</li> </ul> (略)																		
(略)	(略)																		
収集する情報の種類	(略)																		
警戒宣言発令時に伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令時に伝達する主な情報は次のとおり。</li> <li>避難の<u>指示</u>又は警戒区域の設定の伝達</li> <li>消防団、水防団の配備命令の伝達</li> <li>地域内企業等に対する地震防災応急対策実施の指示等</li> </ul>																		

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>(略)</p> <p>6 避難活動</p> <table border="1" data-bbox="360 248 1149 541"> <tr> <td data-bbox="360 248 481 491">避難行動</td> <td data-bbox="481 248 1149 491"> <p>① 津波、山・がけ崩れ等の危険予想地域の住民に対して、<u>避難勧告</u> <u>又は指示</u>を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた緊急避難場所へ避難させる。避難状況を確認後、地区防災班に報告する。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 491 481 541">(略)</td> <td data-bbox="481 491 1149 541">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第7節 避難活動</p> <p>(略)</p> <p>1 避難対策</p> <table border="1" data-bbox="367 783 1155 1410"> <tr> <td data-bbox="367 783 562 879">避難対策の基本方針</td> <td data-bbox="562 783 1155 879">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 879 562 1410">避難のための<u>勧告及び指示</u></td> <td data-bbox="562 879 1155 1410"> <p>① <u>勧告・指示</u>の対象地域 避難を<u>勧告、指示</u>する地区は、山・がけ崩れ危険予想地域及び津波危険予想地域とする。</p> <p>② <u>勧告・指示</u>の基準 市長は、警戒宣言が発令されたときは、避難対象地区の住民等に対し<u>避難を勧告し、急を要する時は避難</u>を指示する。</p> <p>③ <u>勧告・指示</u>の伝達方法 ・ 避難対象地区の住民に対する伝達は、警戒宣言発令時における情報伝達により行う。 ・ 市長は、必要に応じ避難の<u>勧告・指示</u>に関する放送を</p> </td> </tr> </table>	避難行動	<p>① 津波、山・がけ崩れ等の危険予想地域の住民に対して、<u>避難勧告</u> <u>又は指示</u>を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた緊急避難場所へ避難させる。避難状況を確認後、地区防災班に報告する。</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	避難対策の基本方針	(略)	避難のための <u>勧告及び指示</u>	<p>① <u>勧告・指示</u>の対象地域 避難を<u>勧告、指示</u>する地区は、山・がけ崩れ危険予想地域及び津波危険予想地域とする。</p> <p>② <u>勧告・指示</u>の基準 市長は、警戒宣言が発令されたときは、避難対象地区の住民等に対し<u>避難を勧告し、急を要する時は避難</u>を指示する。</p> <p>③ <u>勧告・指示</u>の伝達方法 ・ 避難対象地区の住民に対する伝達は、警戒宣言発令時における情報伝達により行う。 ・ 市長は、必要に応じ避難の<u>勧告・指示</u>に関する放送を</p>
避難行動	<p>① 津波、山・がけ崩れ等の危険予想地域の住民に対して、<u>避難勧告</u> <u>又は指示</u>を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた緊急避難場所へ避難させる。避難状況を確認後、地区防災班に報告する。</p> <p>(略)</p>									
(略)	(略)									
避難対策の基本方針	(略)									
避難のための <u>勧告及び指示</u>	<p>① <u>勧告・指示</u>の対象地域 避難を<u>勧告、指示</u>する地区は、山・がけ崩れ危険予想地域及び津波危険予想地域とする。</p> <p>② <u>勧告・指示</u>の基準 市長は、警戒宣言が発令されたときは、避難対象地区の住民等に対し<u>避難を勧告し、急を要する時は避難</u>を指示する。</p> <p>③ <u>勧告・指示</u>の伝達方法 ・ 避難対象地区の住民に対する伝達は、警戒宣言発令時における情報伝達により行う。 ・ 市長は、必要に応じ避難の<u>勧告・指示</u>に関する放送を</p>									
		<p>(略)</p> <p>6 避難活動</p> <table border="1" data-bbox="1301 248 2089 541"> <tr> <td data-bbox="1301 248 1422 491">避難行動</td> <td data-bbox="1422 248 2089 491"> <p>① 津波、山・がけ崩れ等の危険予想地域の住民に対して、<u>避難指示</u> を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた緊急避難場所へ避難させる。避難状況を確認後、地区防災班に報告する。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 491 1422 541">(略)</td> <td data-bbox="1422 491 2089 541">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第7節 避難活動</p> <p>(略)</p> <p>1 避難対策</p> <table border="1" data-bbox="1308 783 2096 1410"> <tr> <td data-bbox="1308 783 1503 879">避難対策の基本方針</td> <td data-bbox="1503 783 2096 879">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 879 1503 1410">避難のための<u>指示</u></td> <td data-bbox="1503 879 2096 1410"> <p>① <u>指示</u>の対象地域 避難を<u>指示</u>する地区は、山・がけ崩れ危険予想地域及び津波危険予想地域とする。</p> <p>② 指示の基準 市長は、警戒宣言が発令されたときは、避難対象地区の住民等に対し避難を<u>指示</u>する。</p> <p>③ <u>指示</u>の伝達方法 ・ 避難対象地区の住民に対する伝達は、警戒宣言発令時における情報伝達により行う。 ・ 市長は、必要に応じ避難の<u>指示</u>に関する放送を警戒西</p> </td> </tr> </table>	避難行動	<p>① 津波、山・がけ崩れ等の危険予想地域の住民に対して、<u>避難指示</u> を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた緊急避難場所へ避難させる。避難状況を確認後、地区防災班に報告する。</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	避難対策の基本方針	(略)	避難のための <u>指示</u>	<p>① <u>指示</u>の対象地域 避難を<u>指示</u>する地区は、山・がけ崩れ危険予想地域及び津波危険予想地域とする。</p> <p>② 指示の基準 市長は、警戒宣言が発令されたときは、避難対象地区の住民等に対し避難を<u>指示</u>する。</p> <p>③ <u>指示</u>の伝達方法 ・ 避難対象地区の住民に対する伝達は、警戒宣言発令時における情報伝達により行う。 ・ 市長は、必要に応じ避難の<u>指示</u>に関する放送を警戒西</p>
避難行動	<p>① 津波、山・がけ崩れ等の危険予想地域の住民に対して、<u>避難指示</u> を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた緊急避難場所へ避難させる。避難状況を確認後、地区防災班に報告する。</p> <p>(略)</p>									
(略)	(略)									
避難対策の基本方針	(略)									
避難のための <u>指示</u>	<p>① <u>指示</u>の対象地域 避難を<u>指示</u>する地区は、山・がけ崩れ危険予想地域及び津波危険予想地域とする。</p> <p>② 指示の基準 市長は、警戒宣言が発令されたときは、避難対象地区の住民等に対し避難を<u>指示</u>する。</p> <p>③ <u>指示</u>の伝達方法 ・ 避難対象地区の住民に対する伝達は、警戒宣言発令時における情報伝達により行う。 ・ 市長は、必要に応じ避難の<u>指示</u>に関する放送を警戒西</p>									

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			<p>警戒西部方面本部に依頼する。</p> <p>④ <u>勧告・指示</u>の内容 (略)</p> <p>⑤ <u>勧告・指示</u>を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長(市警戒本部長)</li> </ul> <p>市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民に対し、避難のための<u>勧告又は指示</u>を行う。また、警察官、海上保安官に対し避難の<u>勧告・指示</u>の伝達について協力を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察官又は海上保安官</li> </ul> <p>警察官又は海上保安官は、市長から要請があった時又は危険が切迫した場合で市長が<u>勧告・指示</u>を行うことができないと認める時は、管轄区域内の居住者等に避難の指示を行う。この場合において、警察官又は海上保安官は避難の指示をした旨を市長に通知する。</p> <p>(略)</p>			<p>部方面本部に依頼する。</p> <p>④ <u>指示</u>の内容 (略)</p> <p>⑤ <u>指示</u>を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長(市警戒本部長)</li> </ul> <p>市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民に対し、避難のための<u>指示</u>を行う。また、警察官、海上保安官に対し避難の<u>指示</u>の伝達について協力を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察官又は海上保安官</li> </ul> <p>警察官又は海上保安官は、市長から要請があった時又は危険が切迫した場合で市長が<u>指示</u>を行うことができないと認める時は、管轄区域内の居住者等に避難の指示を行う。この場合において、警察官又は海上保安官は避難の指示をした旨を市長に通知する。</p> <p>(略)</p>	
		警戒区域の設定	(略)			警戒区域の設定	(略)
		避難の方法	<p>(略)</p> <p>② 地域住民の避難 (略)</p> <p>&lt;その他の地域の住民等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難のための<u>勧告・指示</u>は行わない。</li> <li>・ 住民等は避難の必要性、避難開始時期、避難先等について自主的に判断して避難する。</li> </ul> <p>(略)</p>			避難の方法	<p>(略)</p> <p>② 地域住民の避難 (略)</p> <p>&lt;その他の地域の住民等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難のための<u>指示</u>は行わない。</li> <li>・ 住民等は避難の必要性、避難開始時期、避難先等について自主的に判断して避難する。</li> </ul> <p>(略)</p>
		(略)	(略)			(略)	(略)



浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>(略)</p> <p>第9節 交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 道路交通の確保対策</p> <table border="1" data-bbox="360 395 1149 1316"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>交通規制の方針</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>交通規制計画</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒宣言が発せられた場合、次の交通規制が実施され、避難路及び緊急交通路が確保される。</li> <li>(略)</li> <li>② 県内における車両の走行抑制 県内における一般車両の走行は極力抑制される。</li> <li>③ <u>東名高速道路・新東名高速道路の流入制限</u> <u>東名高速道路及び新東名高速道路の各インターチェンジにおいては緊急輸送車両以外の車両の流入を制限する。</u></li> <li>④ <u>広域交通規制</u> <u>警察庁が指定する広域交通規制対象道路</u>において必要な交通規制を実施する。</li> <li>⑤ 緊急交通路等を確保するための措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急交通路については、各<u>流入部</u>において緊急輸送車両以外の車両(<u>軽車両を除く。</u>)の通行を禁止する。</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	交通規制の方針	(略)	交通規制計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒宣言が発せられた場合、次の交通規制が実施され、避難路及び緊急交通路が確保される。</li> <li>(略)</li> <li>② 県内における車両の走行抑制 県内における一般車両の走行は極力抑制される。</li> <li>③ <u>東名高速道路・新東名高速道路の流入制限</u> <u>東名高速道路及び新東名高速道路の各インターチェンジにおいては緊急輸送車両以外の車両の流入を制限する。</u></li> <li>④ <u>広域交通規制</u> <u>警察庁が指定する広域交通規制対象道路</u>において必要な交通規制を実施する。</li> <li>⑤ 緊急交通路等を確保するための措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急交通路については、各<u>流入部</u>において緊急輸送車両以外の車両(<u>軽車両を除く。</u>)の通行を禁止する。</li> </ul> </li> </ul>	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>第9節 交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 道路交通の確保対策</p> <table border="1" data-bbox="1299 395 2087 1316"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>交通規制の方針</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>交通規制計画</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒宣言が発せられた場合、次の交通規制が実施され、避難路及び緊急交通路が確保される。</li> <li>(略)</li> <li>② 県内における車両の走行抑制 県内における一般車両の走行は極力抑制される。</li> <li>④ 交通規制 <u>警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線</u>において必要な交通規制を実施する。</li> <li>⑤ 緊急交通路等を確保するための措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急交通路については、各<u>インターチェンジ等</u>において緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止する。</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	交通規制の方針	(略)	交通規制計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒宣言が発せられた場合、次の交通規制が実施され、避難路及び緊急交通路が確保される。</li> <li>(略)</li> <li>② 県内における車両の走行抑制 県内における一般車両の走行は極力抑制される。</li> <li>④ 交通規制 <u>警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線</u>において必要な交通規制を実施する。</li> <li>⑤ 緊急交通路等を確保するための措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急交通路については、各<u>インターチェンジ等</u>において緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止する。</li> </ul> </li> </ul>	(略)	(略)
(略)	(略)																		
交通規制の方針	(略)																		
交通規制計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒宣言が発せられた場合、次の交通規制が実施され、避難路及び緊急交通路が確保される。</li> <li>(略)</li> <li>② 県内における車両の走行抑制 県内における一般車両の走行は極力抑制される。</li> <li>③ <u>東名高速道路・新東名高速道路の流入制限</u> <u>東名高速道路及び新東名高速道路の各インターチェンジにおいては緊急輸送車両以外の車両の流入を制限する。</u></li> <li>④ <u>広域交通規制</u> <u>警察庁が指定する広域交通規制対象道路</u>において必要な交通規制を実施する。</li> <li>⑤ 緊急交通路等を確保するための措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急交通路については、各<u>流入部</u>において緊急輸送車両以外の車両(<u>軽車両を除く。</u>)の通行を禁止する。</li> </ul> </li> </ul>																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
交通規制の方針	(略)																		
交通規制計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒宣言が発せられた場合、次の交通規制が実施され、避難路及び緊急交通路が確保される。</li> <li>(略)</li> <li>② 県内における車両の走行抑制 県内における一般車両の走行は極力抑制される。</li> <li>④ 交通規制 <u>警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線</u>において必要な交通規制を実施する。</li> <li>⑤ 緊急交通路等を確保するための措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急交通路については、各<u>インターチェンジ等</u>において緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止する。</li> </ul> </li> </ul>																		
(略)	(略)																		

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>第10節 地域への救援活動</p> <p>(略)</p> <p>5 廃棄物処理の準備</p> <p>(略)</p> <p>〈市が実施すべき事項〉</p> <p>(略)</p> <p>③ 災害協定締結団体へ発災時の協力を要請する。</p> <p><u>④ 一般廃棄物収集運搬車両の緊急車両手続きを準備する。</u></p> <p>7 応急<b>建設</b>住宅の建設</p> <p>○ 市は地震発生後、応急<b>建設</b>住宅の建設を県から委任された場合、迅速に対応できるよう、必要に応じて関係団体等へ発災時の協力を要請する。</p> <p>第11節 市有施設・設備等の防災措置</p> <p>(略)</p> <p>2 公共施設等</p> <p>〈東海地震注意情報発表時〉</p> <table border="1" data-bbox="360 922 1151 1409"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校施設</td> <td> <p>(略)</p> <p>③ 消火器、<u>砂</u>、水、消火栓等の点検を実施する。</p> <p>④ 非常用器具の携帯ラジオ、トランシーバー、ハンドマイクの電池等について点検する。</p> <p><u>⑤ 倒れ易い戸棚等を固定し、積み荷等を点検する。</u></p> <p>⑥ 非常扉、非常口、防火扉、非常階段等を点検する。</p> <p>⑦ 避難経路における落下倒壊危険物を確認する。</p> </td> </tr> </table>	(略)	(略)	道路	(略)	学校施設	<p>(略)</p> <p>③ 消火器、<u>砂</u>、水、消火栓等の点検を実施する。</p> <p>④ 非常用器具の携帯ラジオ、トランシーバー、ハンドマイクの電池等について点検する。</p> <p><u>⑤ 倒れ易い戸棚等を固定し、積み荷等を点検する。</u></p> <p>⑥ 非常扉、非常口、防火扉、非常階段等を点検する。</p> <p>⑦ 避難経路における落下倒壊危険物を確認する。</p>	<p>第10節 地域への救援活動</p> <p>(略)</p> <p>5 廃棄物処理の準備</p> <p>(略)</p> <p>〈市が実施すべき事項〉</p> <p>(略)</p> <p>③ 災害協定締結団体へ発災時の協力を要請する。</p> <p>7 <b>建設型</b>応急住宅の建設</p> <p>○ 市は地震発生後、<b>建設型</b>応急住宅の建設を県から委任された場合、迅速に対応できるよう、必要に応じて関係団体等へ発災時の協力を要請する。</p> <p>第11節 市有施設・設備等の防災措置</p> <p>(略)</p> <p>2 公共施設等</p> <p>〈東海地震注意情報発表時〉</p> <table border="1" data-bbox="1301 922 2092 1409"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校施設</td> <td> <p>(略)</p> <p>③ 消火器、水、消火栓等の点検を実施する。</p> <p>④ 非常用器具の携帯ラジオ、トランシーバー、ハンドマイクの電池等について点検する。</p> <p><u>⑤ 倒れやすい戸棚や、テレビ・タブレット保管庫等の重量物を固定する。</u></p> <p>⑥ 非常扉、非常口、防火扉、非常階段等を点検する。</p> <p>⑦ 避難経路における落下倒壊危険物を確認する。</p> </td> </tr> </table>	(略)	(略)	道路	(略)	学校施設	<p>(略)</p> <p>③ 消火器、水、消火栓等の点検を実施する。</p> <p>④ 非常用器具の携帯ラジオ、トランシーバー、ハンドマイクの電池等について点検する。</p> <p><u>⑤ 倒れやすい戸棚や、テレビ・タブレット保管庫等の重量物を固定する。</u></p> <p>⑥ 非常扉、非常口、防火扉、非常階段等を点検する。</p> <p>⑦ 避難経路における落下倒壊危険物を確認する。</p>
(略)	(略)														
道路	(略)														
学校施設	<p>(略)</p> <p>③ 消火器、<u>砂</u>、水、消火栓等の点検を実施する。</p> <p>④ 非常用器具の携帯ラジオ、トランシーバー、ハンドマイクの電池等について点検する。</p> <p><u>⑤ 倒れ易い戸棚等を固定し、積み荷等を点検する。</u></p> <p>⑥ 非常扉、非常口、防火扉、非常階段等を点検する。</p> <p>⑦ 避難経路における落下倒壊危険物を確認する。</p>														
(略)	(略)														
道路	(略)														
学校施設	<p>(略)</p> <p>③ 消火器、水、消火栓等の点検を実施する。</p> <p>④ 非常用器具の携帯ラジオ、トランシーバー、ハンドマイクの電池等について点検する。</p> <p><u>⑤ 倒れやすい戸棚や、テレビ・タブレット保管庫等の重量物を固定する。</u></p> <p>⑥ 非常扉、非常口、防火扉、非常階段等を点検する。</p> <p>⑦ 避難経路における落下倒壊危険物を確認する。</p>														

浜松市地域防災計画 新旧対照表

(略)	(略)
急傾斜地等	(略)
下水道施設等	① 管路施設については、下水道台帳による重要既設管梁(水路)の再確認と施工現場の点検、汚泥吸引車等器材を確保する。 (略)
(略)	(略)

《警戒宣言発令時》

(略)	(略)
道路	① 車両の走行を自粛するよう呼びかけるとともに、 <u>地震予知情報</u> 等の広報を道路利用者に対して行う。 (略)
学校施設	(略) ③ 消火器、 <u>砂</u> 、水、消火栓等の点検を実施する。 (略)
(略)	(略)

第12節 防災関係機関等の防災応急対策

(略)

《警戒宣言発令時》

(略)

2 指定公共機関

(略)	(略)
東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)	(略)

(略)	(略)
急傾斜地等	(略)
下水道施設等	① 管路施設については、下水道台帳による重要既設管渠(水路)の再確認と施工現場の点検、汚泥吸引車等器材を確保する。 (略)
(略)	(略)

《警戒宣言発令時》

(略)	(略)
道路	① 車両の走行を自粛するよう呼びかけるとともに、 <u>東海地震予知情報</u> 等の広報を道路利用者に対して行う。 (略)
学校施設	(略) ③ 消火器、水、消火栓等の点検を実施する。 (略)
(略)	(略)

第12節 防災関係機関等の防災応急対策

(略)

《警戒宣言発令時》

(略)

2 指定公共機関

(略)	(略)
東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)	(略)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="360 153 524 347">西日本電信電話(株)、(株) NTTドコモ 東海支社</td> <td data-bbox="524 153 1149 347">(略) ② 防災関係機関の<u>非常</u>、緊急通信の優先接続 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 347 524 395">(略)</td> <td data-bbox="524 347 1149 395">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 395 524 592">電源開発(株)、 電源開発送変 電ネットワーク (株)</td> <td data-bbox="524 395 1149 592">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 592 524 687">KDDI(株)、ソフト バンク(株)</td> <td data-bbox="524 592 1149 687">① <u>地震予知情報等の伝達</u> ② <u>重要な通信を確保するために必要な措置の実施</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 687 524 932">一般社団法人 日本建設業連 合会、一般社団 法人全国中小 建設業協会</td> <td data-bbox="524 687 1149 932">・公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第13節 防災関係機関等の講じる生活及び安全確保の措置</p> <p>(略)</p> <p>《東海地震注意情報発表時》</p> <p>(略)</p> <p>10 病院・診療所</p> <p>(略)</p> <p>② 設備・機器等の転倒・落下防止等の患者・職員の安全確保措置を講じるとともに、その他災害<u>発生</u>時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講じる。</p>	西日本電信電話(株)、(株) NTTドコモ 東海支社	(略) ② 防災関係機関の <u>非常</u> 、緊急通信の優先接続 (略)	(略)	(略)	電源開発(株)、 電源開発送変 電ネットワーク (株)	(略)	KDDI(株)、ソフト バンク(株)	① <u>地震予知情報等の伝達</u> ② <u>重要な通信を確保するために必要な措置の実施</u>	一般社団法人 日本建設業連 合会、一般社団 法人全国中小 建設業協会	・公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1301 153 1464 347">西日本電信電話(株)、(株) NTTドコモ 東海支社</td> <td data-bbox="1464 153 2089 347">(略) ② 防災関係機関の緊急通信の優先接続 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 347 1464 395">(略)</td> <td data-bbox="1464 347 2089 395">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 395 1464 592">電源開発(株)、 電源開発送変 電ネットワーク (株)</td> <td data-bbox="1464 395 2089 592">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 592 1464 687">KDDI(株)、ソフト バンク(株)</td> <td data-bbox="1464 592 2089 687">重要な通信を確保するために必要な措置の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 687 1464 932">一般社団法人 日本建設業連 合会、一般社団 法人全国中小 建設業協会</td> <td data-bbox="1464 687 2089 932">・公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第13節 防災関係機関等の講じる生活及び安全確保の措置</p> <p>(略)</p> <p>《東海地震注意情報発表時》</p> <p>(略)</p> <p>10 病院・診療所</p> <p>(略)</p> <p>② 設備・機器等の転倒・落下防止等の患者・職員の安全確保措置を講じるとともに、その他災害時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講じる。</p>	西日本電信電話(株)、(株) NTTドコモ 東海支社	(略) ② 防災関係機関の緊急通信の優先接続 (略)	(略)	(略)	電源開発(株)、 電源開発送変 電ネットワーク (株)	(略)	KDDI(株)、ソフト バンク(株)	重要な通信を確保するために必要な措置の実施	一般社団法人 日本建設業連 合会、一般社団 法人全国中小 建設業協会	・公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
西日本電信電話(株)、(株) NTTドコモ 東海支社	(略) ② 防災関係機関の <u>非常</u> 、緊急通信の優先接続 (略)																						
(略)	(略)																						
電源開発(株)、 電源開発送変 電ネットワーク (株)	(略)																						
KDDI(株)、ソフト バンク(株)	① <u>地震予知情報等の伝達</u> ② <u>重要な通信を確保するために必要な措置の実施</u>																						
一般社団法人 日本建設業連 合会、一般社団 法人全国中小 建設業協会	・公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																						
西日本電信電話(株)、(株) NTTドコモ 東海支社	(略) ② 防災関係機関の緊急通信の優先接続 (略)																						
(略)	(略)																						
電源開発(株)、 電源開発送変 電ネットワーク (株)	(略)																						
KDDI(株)、ソフト バンク(株)	重要な通信を確保するために必要な措置の実施																						
一般社団法人 日本建設業連 合会、一般社団 法人全国中小 建設業協会	・公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																						

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>③ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族への引渡し等に係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>《警戒宣言発令時》</p> <p>(略)</p> <p>10 病院・診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、器械等の転倒防止等の患者・職員の安全確保措置を継続する。</li> <li>○ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族への引渡しを実施する。また、入院患者の他の病院への移送、家族への引渡しを実施する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>《指定地方公共機関である鉄道》</p> <p>(略)</p> <p>8 バス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ バスには、営業所等から警戒宣言や地震予知情報が伝達される。また、市のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>第14節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策</p> <p>(略)</p> <p>2 各施設・事業所の計画において定める個別事項</p> <p>《東海地震注意情報発表時》</p> <table border="1" data-bbox="383 1310 1173 1406"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他一般旅</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	その他一般旅	(略)	<p>③ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族への引渡し等に係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>《警戒宣言発令時》</p> <p>(略)</p> <p>10 病院・診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、器械等の転倒防止等の患者・職員の安全確保措置を継続する。</li> <li>○ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族への引渡しを実施する。また、入院患者の他の病院への移送、家族への引渡しを実施する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>《指定地方公共機関である鉄道》</p> <p>(略)</p> <p>8 バス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ バスには、営業所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、市のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>第14節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策</p> <p>(略)</p> <p>2 各施設・事業所の計画において定める個別事項</p> <p>《東海地震注意情報発表時》</p> <table border="1" data-bbox="1323 1310 2114 1406"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他一般旅</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	その他一般旅	(略)
(略)	(略)										
その他一般旅	(略)										
(略)	(略)										
その他一般旅	(略)										

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			客運送に関する事業		客運送に関する事業	
			<u>学校・幼稚園・保育所</u>	① 市及び市教育委員会は、学校等に対し、静岡県防災教育目標、学校の <u>地震防災対策</u> マニュアル及び浜松市学校（園）防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。  (略)	<u>学校等</u>	② 市及び市教育委員会は、学校等に対し、静岡県防災教育目標、学校の <u>危機管理</u> マニュアル（ <u>災害安全</u> ）及び浜松市学校（園）防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。  (略)
			社会福祉施設	(略)	社会福祉施設	(略)
			放送	・ 第13節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置の東海地震注意情報発表時における <u>5</u> 放送に準じる。	放送	・ 第13節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置の東海地震注意情報発表時における放送に準じる。
			(略)	(略)	(略)	(略)
			《警戒宣言発令時》		《警戒宣言発令時》	
			(略)	(略)	(略)	(略)
			鉄道その他一般旅客運送に関する事業	(略)	鉄道その他一般旅客運送に関する事業	(略)
			<u>学校・幼稚園・保育所</u>	① 生徒等が在 <u>校・在園(所)</u> 中の場合、学校等は、授業や保育等を中止し、安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校等への待機とし、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。  ② 在宅時の場合は、登校・登園 <u>(所)</u> させないものとする。  ③ 生徒等の学校への待機等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園 <u>(所)</u> の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者と十分に協議して定めるものとする。	<u>学校等</u>	① 生徒等が在 <u>校・在園</u> 中の場合、学校等は、授業や保育等を中止し、安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校等への待機とし、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。  ② 在宅時の場合は、登校・登園させないものとする。  ③ 生徒等の <u>学校等</u> への待機等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者と十分に協議して定めるものとする。
			(略)	(略)	(略)	(略)

## 浜松市地域防災計画 新旧対照表

### 第15節 市が管理又は運営する施設・事業の地震防災応急計画

(略)

《東海地震注意情報発表時》

各施設が共通して定める事項	(略)
施設の特性に応じた主要な個別事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第14節地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」に規定する各施設の対策による。</li> <li>(略)</li> <li>⑤<u>学校・幼稚園・保育所</u></li> <li>(略)</li> </ul>

《警戒宣言発令時》

#### 1 各施設が共通して定める事項

- ・ 警戒宣言、地震予知情報等の施設利用者等への伝達方法

(略)

- ・ 応急救護体制

- ・ 施設及び設備の整備及び点検基準

(略)

#### 2 施設の特性に応じた主要な個別事項

(略)	(略)
水道	(略)
<u>学校・幼稚園・保育所</u>	(略)
(略)	(略)

### 第15節 市が管理又は運営する施設・事業の地震防災応急計画

(略)

《東海地震注意情報発表時》

各施設が共通して定める事項	(略)
施設の特性に応じた主要な個別事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第14節地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」に規定する各施設の対策による。</li> <li>(略)</li> <li>⑤<u>学校等</u></li> <li>(略)</li> </ul>

《警戒宣言発令時》

#### 1 各施設が共通して定める事項

- ・ 警戒宣言、東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達方法

(略)

- ・ 応急救護体制

- ・ 施設・設備の整備及び点検基準

(略)

#### 2 施設の特性に応じた主要な個別事項

(略)	(略)
水道	(略)
<u>学校等</u>	(略)
(略)	(略)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

第16節 災害時避難行動要支援者の避難支援

1 避難支援の実施体制

市における避難支援体制	(略) ≪避難支援等関係機関≫ 自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防機関、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等
地域における避難支援体制	① 避難支援者は、災害 <b>発生</b> 時に、個別計画に基づく支援を実施する。 (略)
社会福祉施設等の避難支援体制	・ 市は、福祉避難所の円滑な運営のため、社会福祉施設等の管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置を実施するとともに、 <b>避難準備</b> ・高齢者等 <b>避難開始</b> 等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行う。

2 情報伝達体制の整備

(1) 避難行動要支援者への情報伝達

- 市は、災害情報共有システム（Lアラート）や防災行政無線、ファクシミリ、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ**避難準備**・高齢者等**避難開始**等の防災情報を提供する。特に、視覚・聴覚障がい者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスを活用する。

≪情報伝達手段≫

- ① 災害情報共有システム（Lアラート）
- ② 防災行政無線の活用(同報無線等)

第16節 災害時避難行動要支援者の避難支援

1 避難支援の実施体制

市における避難支援体制	(略) ≪避難支援等関係機関≫ 自治会、自主防災組織、 <b>社会福祉協議会</b> 、民生委員・児童委員、警察、消防機関、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等
地域における避難支援体制	① 避難支援者は、災害時に、 <b>避難行動要支援者個別避難</b> 計画に基づく支援を実施する。 (略)
社会福祉施設等の避難支援体制	・ 市は、福祉避難所の円滑な運営のため、社会福祉施設等の管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置を実施するとともに、高齢者等避難等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行う。

2 情報伝達体制の整備

(1) 避難行動要支援者への情報伝達

- 市は、災害情報共有システム（Lアラート）や防災行政無線、ファクシミリ、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ高齢者等避難等の防災情報を提供する。特に、視覚・聴覚障がい者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスを活用する。

≪情報伝達手段≫

- ① 災害情報共有システム（Lアラート）
- ② 防災行政無線の活用(同報無線等)



浜松市地域防災計画 新旧対照表

- ③ ファクシミリの活用
  - ④ 携帯電話メール(災害情報配信サービス)の活用
  - ⑤ 浜松市防災ホットメールの活用
  
  - ⑥ 放送事業者への情報提供
  - ⑦ ケーブルテレビ、コミュニティFMへの情報提供
  - ⑧ 広報車・消防団等による広報
    - (2) 避難支援者への情報伝達
- 市は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、避難支援者へ避難準備・高齢者等避難開始等の防災情報を伝達する。

(略)

第17節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の津波対策

(略)

2 各施設・事業所の計画において定める個別事項

《東海地震注意情報発表時》

<u>学校・幼稚園・保 育所</u>	(略)
(略)	(略)

《警戒宣言発令時》

<u>学校・幼稚園・保 育所</u>	① 生徒等が在校・在園(所)中の場合、学校等は、授業や保育等を中止し、保護者等への引渡し等の生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。 ② 在宅時の場合は、登校・登園(所)させない。
(略)	(略)

- ③ ファクシミリの活用
  - ④ 携帯電話メール(災害情報配信サービス)の活用
  - ⑤ 浜松市防災ホットメールの活用
  - ⑥ 浜松市公式LINEの活用
  - ⑦ 放送事業者への情報提供
  - ⑧ ケーブルテレビ、コミュニティFMへの情報提供
  - ⑨ 広報車・消防団等による広報
    - (2) 避難支援者への情報伝達
- 市は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、避難支援者へ高齢者等避難等の防災情報を伝達する。

(略)

第17節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の津波対策

(略)

2 各施設・事業所の計画において定める個別事項

《東海地震注意情報発表時》

<u>学校等</u>	(略)
(略)	(略)

《警戒宣言発令時》

<u>学校等</u>	① 生徒等が在校・在園中の場合、学校等は、授業や保育等を中止し、保護者等への引渡し等の生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。 ② 在宅時の場合は、登校・登園させない。
(略)	(略)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

第18節 南海トラフ地震臨時情報への市の対応について

(略)

〈南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置〉

(略)

2 避難対策等

○ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合において、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域（以下、「事前避難対象地域」という）の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び避難先等について定める。

○ なお、計画は津波避難施設の整備状況及び被害想定の実施等を踏まえ、見直していくものとし、事前避難対象地域については、防潮堤整備効果を踏まえた津波浸水想定をもとに設定していくものとする。

(1) 地域住民等の避難行動等

基本方針	(略)
事前避難対象地域の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、津波による被害の発生が予想される地区等を参考に以下の地 域を明示するものとする。</li> <li>・住民事前避難対象地域 事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域</li> <li>・高齢者等事前避難対象地域 事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域</li> <li>・<u>なお、事前避難対象地域が定まるまでの間、市は、浜松市津波避難計画に定める避難困難のおそれのある地域を暫定的に位置</u></li> </ul>

第18節 南海トラフ地震臨時情報への市の対応について

(略)

〈南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置〉

(略)

2 避難対策等

○ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合において、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域（以下、「事前避難対象地域」という）の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び避難先等について定める。

○ なお、計画は津波避難施設の整備状況及び被害想定の実施等を踏まえ、見直していくものとし、事前避難対象地域については、津波浸水想定が正式に県から示されたのちに設定していくものとする。

(1) 地域住民等の避難行動等

基本方針	(略)
事前避難対象地域の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、津波による被害の発生が予想される地区等を参考に以下の地 域を明示するものとする。</li> <li>・住民事前避難対象地域 事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域</li> <li>・高齢者等事前避難対象地域 事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域</li> <li>・<u>(削除)</u></li> </ul>

浜松市地域防災計画 新旧対照表

213	地震	5		<u>付けるものとする。</u>			
			<u>勧告</u> の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、国から指示が発せられた後、事前避難対象地域内の住民等 に対して、以下のとおり避難の<u>勧告</u>等を行うものとする。</li> <li>・住民事前避難対象地域 <u>避難勧告</u></li> <li>・高齢者等事前避難対象地域 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u></li> </ul> <p>・<u>なお、市は、避難の勧告等を発表する地区等について、あらかじめ定めるものとする。</u></p>		<u>指示</u> の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、国から指示が発せられた後、事前避難対象地域内の住民等 に対して、以下のとおり避難の<u>指示</u>等を行うものとする。</li> <li>・住民事前避難対象地域 <u>避難指示</u></li> <li>・高齢者等事前避難対象地域 高齢者等避難</li> </ul> <p><u>(削除)</u></p>
			<u>勧告</u> 等の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、避難の<u>勧告</u>等をしたときは直ちに<u>勧告</u>等が出された地域の住民等に対して、同報無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。</li> </ul>		<u>指示</u> 等の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、避難の<u>指示</u>等をしたときは直ちに<u>指示</u>等が出された地域の住民等に対して、同報無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。</li> </ul>
			(略)	(略)		(略)	(略)
			(略)	(略)		(略)	(略)
			第1節 市・防災関係機関等の活動	(略)		第1節 市・防災関係機関等の活動	(略)
			2 市災害対策本部等の設置及び使命・事務			2 市災害対策本部等の設置及び使命・事務	
			設置	(略) ② 設置場所 市災害対策本部は市役所本庁舎に置くが、ここが被災し使用できない場合は、 <u>地域情報センター</u> を代替施設とする。 区本部及び地域本部は、各区役所並びに第1種協働センターに置く。		設置	(略) ② 設置場所 市災害対策本部は市役所本庁舎に置くが、ここが被災し使用できない場合は、 <u>他の主要な市有施設</u> を代替施設とする。 区本部及び地域本部は、各区役所並びに第1種協働センターに置く。
			果たすべき事	(略)		果たすべき事	(略)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		務	⑨ 避難の <u>勧告・指示</u> (略)		務	⑨ 避難の <u>指示</u> (略)
	3 組織及び使命・事務 (略)	市災害対策本部	(略) ⑤ 災害時組織 ・ 市災害対策本部が処理する災害応急対策を円滑に実施するため、11部を置く。 ・ 11部の長及び班長は、浜松市災害対策本部例示事務に掲げる部長、課長等とする。 ・ 11部の長は、部の果たすべき事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 ・ <u>11部の長は、部が所管する災害応急対策を円滑に実施するため、区本部長に対し、業務の支援を求めることができる。また、同様に区本部長から業務の実施又は支援を求められたときはこれに協力する。</u> (略)		市災害対策本部	(略) ⑤ 災害時組織 ・ 市災害対策本部が処理する災害応急対策を円滑に実施するため、11部を置く。 ・ 11部の長及び班長は、浜松市災害対策本部例示事務に掲げる部長、課長等とする。 ・ 11部の長は、部の果たすべき事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 <u>(削除)</u> (略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
	5 消防機関の活動	消防局	(略) ② 重点的に果たすべき事務 (略) ・ 消火・救急・救助活動 ・ 地域住民等への避難の <u>勧告・指示</u> の伝達、避難誘導及 (略)		消防局	(略) ② 重点的に果たすべき事務 (略) ・ 消火・救急・救助活動 ・ 地域住民等への避難の <u>指示</u> の伝達、避難誘導及 (略)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)			(略)	
	8 防災関係機関の活動			8 防災関係機関の活動	
	(1) 指定地方行政機関			(1) 指定地方行政機関	
	(略)	(略)		(略)	(略)
	環境省関東地方 環境事務所	(略)		環境省関東地方 環境事務所	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>環境省中部地方 環境事務所</u>	<u>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の 情報収集</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(2) 指定公共機関			(2) 指定公共機関	
	(略)	(略)		(略)	(略)
	東海旅客鉄道 (株)、日本貨 物鉄道(株)	(略)		東海旅客鉄道 (株)、日本貨 物鉄道(株)	(略)
	西日本電信電話 (株)、(株) N T T ドコモ東 海支社	① 防災関係機関の <u>非常</u> 、緊急通信の優先確保 (略)		西日本電信電話 (株)、(株) N T T ドコモ東 海支社	① 防災関係機関の緊急通信の優先確保 (略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	電源開発(株) (佐久間電力所 ほか市内の各事 業所)、電源開発 送変電ネットワ ーク(株)	(略)		電源開発(株) (佐久間電力所 ほか市内の各事 業所)、電源開発 送変電ネットワ ーク(株)	(略)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			<table border="1"> <tr> <td>KDDI (株)、ソ フトバンク(株)</td> <td>① <u>地震情報の伝達</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>② <u>重要な通信を確保するために必要な措置の実施</u></td> </tr> </table>	KDDI (株)、ソ フトバンク(株)	① <u>地震情報の伝達</u>	(略)	② <u>重要な通信を確保するために必要な措置の実施</u>			<table border="1"> <tr> <td>KDDI (株)、ソ フトバンク(株)</td> <td>重要な通信を確保するために必要な措置の実施</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	KDDI (株)、ソ フトバンク(株)	重要な通信を確保するために必要な措置の実施	(略)	(略)
KDDI (株)、ソ フトバンク(株)	① <u>地震情報の伝達</u>													
(略)	② <u>重要な通信を確保するために必要な措置の実施</u>													
KDDI (株)、ソ フトバンク(株)	重要な通信を確保するために必要な措置の実施													
(略)	(略)													
	(略)				(略)									
	第2節 情報活動				第2節 情報活動									
	(略)				(略)									
	2 情報の内容等				2 情報の内容等									
	(略)	(略)			(略)	(略)								
	災害応急活動 に関する情報 の収集及び伝 達	(略)			災害応急活動 に関する情報 の収集及び伝 達	(略)								
	情報の収集及 び伝達手段	<p>・ 危険の切迫性に応じて<u>勧告</u>等の伝達文の内容を工夫するなど住民の積極的な避難行動の喚起に努める。また、浜松国際交流協会等と連携し、日本語が不自由な外国人を対象として、多言語の情報を提供する。</p> <p>(略)</p> <p>③ <u>緊急情報放送システムの利用</u> コミュニティエフエム放送を活用した緊急情報放送システム <u>を利用し、市民に必要な情報を放送する。</u></p> <p>④ <u>避難所等への有線ファクシミリ(一斉)による情報提供</u></p>			情報の収集及 び伝達手段	<p>・ 危険の切迫性に応じて<u>指示</u>等の伝達文の内容を工夫するなど住民の積極的な避難行動の喚起に努める。また、浜松国際交流協会等と連携し、日本語が不自由な外国人を対象として、多言語の情報を提供する。</p> <p>(略)</p> <p>③ 緊急情報放送 コミュニティエフエム放送を活用した緊急情報放送システム</p> <p>④ 有線ファクシミリ(一斉)</p> <p><u>市有施設(小・中学校、協働センター・ふれあいセンター)の有線ファクシミリ</u></p>								

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			<p>⑤ インターネット</p> <p>⑥ 道路情報提供装置</p> <p>⑦ 広報車等の活用</p>			<p>⑤ インターネット</p> <p><u>浜松市公式ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、浜松市公式ツイッター、浜松市公式LINE</u></p> <p>⑥ 道路情報提供装置</p> <p><u>自動車等を使用している者に対しては、道路情報提供装置を活用する。</u></p> <p>⑦ 広報車等の活用</p> <p><u>広報車、消防車等</u></p>
	津波等の情報の収集・伝達	<p>・ 情報の種類及び伝達方法は、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報及び津波予報、津波警報等伝達系統図及び異常現象伝達方法に掲げるとおりとする。</p> <p>① 津波注意報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全を確保の上、海面の監視及び情報の収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は、第7節避難活動に定める避難<u>の勧告又は指示</u>を住民等に対して伝達する。</li> <li>・ 住民、漁業・港湾関係者等に対する津波注意報の伝達は、防災行政無線(同報系)を用いて迅速に行う。さらに、ラジオやテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。</li> <li>・ 海水浴客、釣り人、サーファー等(以下「海水浴客等」という。)に対し、避難<u>の勧告又は指示</u>の伝達に努める。</li> </ul> <p>② 津波警報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者及び海水</li> </ul>		津波等の情報の収集・伝達	<p>・ 情報の種類及び伝達方法は、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報及び津波予報、津波警報等伝達系統図及び異常現象伝達方法に掲げるとおりとする。</p> <p>① 津波注意報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全を確保の上、海面の監視及び情報の収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は、第7節避難活動に定める避難<u>指示</u>を住民等に対して伝達する。</li> <li>・ 住民、漁業・港湾関係者等に対する津波注意報の伝達は、防災行政無線(同報系)を用いて迅速に行う。さらに、ラジオやテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。</li> <li>・ 海水浴客、釣り人、サーファー等(以下「海水浴客等」という。)に対し、避難<u>指示</u>を伝達する。</li> </ul> <p>② 津波警報・<u>大津波警報</u>が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者及び海水</li> </ul>	

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			<p>浴客等に対して、あらゆる手段をもって避難指示（緊急）を伝達する。</p> <p>③ <u>大津波警報が発表された場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、特別警報に位置付けられる大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民、漁業・港湾関係者及び海水浴客等に対して、<u>緊急速報メール、防災ホットメール及び防災行政無線等、あらゆる手段をもって避難指示（緊急）を伝達する。</u></li> </ul> <p>④ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、直ちに津波避難対象地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示（緊急）を伝達する。</li> </ul> <p>⑤ 津波注意報、津波警報又は大津波警報は発表されていないが、震度4以上の強い揺れを感じた場合や弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオやテレビによる当該地震又は津波に関する情報を聴取する。</li> <li>・ 海面の監視、報道の聴取等により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海水浴客等に対して避難の<u>勧告又は指示</u>を伝達する。</li> </ul>		<p>(削除)</p> <p>④ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、直ちに津波避難対象地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示を伝達する。</li> </ul> <p>⑤ 津波注意報、津波警報又は大津波警報は発表されていないが、震度4以上の強い揺れを感じた場合や弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオやテレビによる当該地震又は津波に関する情報を聴取する。</li> <li>・ 海面の監視、報道の聴取等により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海水浴客等に対して避難<u>指示</u>を伝達する。</li> </ul>	<p>浴客等に対して、あらゆる手段をもって避難指示を伝達する。</p>
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
		<p>第5節 他市町村等への応援要請</p>		<p>第5節 他市町村等への応援要請</p>		



浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>(略)</p> <p>1 県、政令市等に対する応援要請</p> <table border="1" data-bbox="367 248 1158 686"> <tr> <td data-bbox="367 248 537 347">県に対する応援要請</td> <td data-bbox="537 248 1158 347">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 347 537 639">政令市等に対する応援要請</td> <td data-bbox="537 347 1158 639"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画や被災市区町村応援職員確保システム、相互応援協定に基づき、災害応急対策で必要なときは、他の市町村長等に対し応援を要請する。</li> <li>・ 市は派遣された他市町村の応援<u>要員</u>の宿泊施設等、必要な設備を可能な限り準備する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 639 537 686">(略)</td> <td data-bbox="537 639 1158 686">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第6節 災害の拡大防止及び二次災害防止活動</p> <p>(略)</p> <p>1 消防活動</p> <table border="1" data-bbox="367 927 1158 1414"> <tr> <td data-bbox="367 927 537 1075">基本方針</td> <td data-bbox="537 927 1158 1075">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 1075 537 1367">消防機関の活動内容</td> <td data-bbox="537 1075 1158 1367"> <p>(略)</p> <p>③ 避難<u>勧告・指示</u>の伝達及び誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災が各所において炎上拡大し、あるいは爆発による誘爆の危険又は有毒ガス等が流出し人的災害等が予想され、避難の<u>勧告及び指示</u>が発令された場合には、避難の<u>勧告及び指示</u>地域における当該地域住民への伝達を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 1367 537 1414">(略)</td> <td data-bbox="537 1367 1158 1414">(略)</td> </tr> </table>	県に対する応援要請	(略)	政令市等に対する応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画や被災市区町村応援職員確保システム、相互応援協定に基づき、災害応急対策で必要なときは、他の市町村長等に対し応援を要請する。</li> <li>・ 市は派遣された他市町村の応援<u>要員</u>の宿泊施設等、必要な設備を可能な限り準備する。</li> </ul>	(略)	(略)	基本方針	(略)	消防機関の活動内容	<p>(略)</p> <p>③ 避難<u>勧告・指示</u>の伝達及び誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災が各所において炎上拡大し、あるいは爆発による誘爆の危険又は有毒ガス等が流出し人的災害等が予想され、避難の<u>勧告及び指示</u>が発令された場合には、避難の<u>勧告及び指示</u>地域における当該地域住民への伝達を行う。</li> </ul>	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>1 県、政令市等に対する応援要請</p> <table border="1" data-bbox="1308 248 2098 686"> <tr> <td data-bbox="1308 248 1478 347">県に対する応援要請</td> <td data-bbox="1478 248 2098 347">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 347 1478 639">政令市等に対する応援要請</td> <td data-bbox="1478 347 2098 639"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画や被災市区町村応援職員確保システム、相互応援協定に基づき、災害応急対策で必要なときは、他の市町村長等に対し応援を要請する。</li> <li>・ 市は派遣された他市町村の応援<u>職員</u>の宿泊施設等、必要な設備を可能な限り準備する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 639 1478 686">(略)</td> <td data-bbox="1478 639 2098 686">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第6節 災害の拡大防止及び二次災害防止活動</p> <p>(略)</p> <p>1 消防活動</p> <table border="1" data-bbox="1308 927 2098 1414"> <tr> <td data-bbox="1308 927 1478 1075">基本方針</td> <td data-bbox="1478 927 2098 1075">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1075 1478 1367">消防機関の活動内容</td> <td data-bbox="1478 1075 2098 1367"> <p>(略)</p> <p>③ 避難<u>指示</u>の伝達及び誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災が各所において炎上拡大し、あるいは爆発による誘爆の危険又は有毒ガス等が流出し人的災害等が予想され、避難<u>指示</u>が発令された場合には、避難<u>指示</u>地域における当該地域住民への伝達を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1367 1478 1414">(略)</td> <td data-bbox="1478 1367 2098 1414">(略)</td> </tr> </table>	県に対する応援要請	(略)	政令市等に対する応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画や被災市区町村応援職員確保システム、相互応援協定に基づき、災害応急対策で必要なときは、他の市町村長等に対し応援を要請する。</li> <li>・ 市は派遣された他市町村の応援<u>職員</u>の宿泊施設等、必要な設備を可能な限り準備する。</li> </ul>	(略)	(略)	基本方針	(略)	消防機関の活動内容	<p>(略)</p> <p>③ 避難<u>指示</u>の伝達及び誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災が各所において炎上拡大し、あるいは爆発による誘爆の危険又は有毒ガス等が流出し人的災害等が予想され、避難<u>指示</u>が発令された場合には、避難<u>指示</u>地域における当該地域住民への伝達を行う。</li> </ul>	(略)	(略)
県に対する応援要請	(略)																										
政令市等に対する応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画や被災市区町村応援職員確保システム、相互応援協定に基づき、災害応急対策で必要なときは、他の市町村長等に対し応援を要請する。</li> <li>・ 市は派遣された他市町村の応援<u>要員</u>の宿泊施設等、必要な設備を可能な限り準備する。</li> </ul>																										
(略)	(略)																										
基本方針	(略)																										
消防機関の活動内容	<p>(略)</p> <p>③ 避難<u>勧告・指示</u>の伝達及び誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災が各所において炎上拡大し、あるいは爆発による誘爆の危険又は有毒ガス等が流出し人的災害等が予想され、避難の<u>勧告及び指示</u>が発令された場合には、避難の<u>勧告及び指示</u>地域における当該地域住民への伝達を行う。</li> </ul>																										
(略)	(略)																										
県に対する応援要請	(略)																										
政令市等に対する応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画や被災市区町村応援職員確保システム、相互応援協定に基づき、災害応急対策で必要なときは、他の市町村長等に対し応援を要請する。</li> <li>・ 市は派遣された他市町村の応援<u>職員</u>の宿泊施設等、必要な設備を可能な限り準備する。</li> </ul>																										
(略)	(略)																										
基本方針	(略)																										
消防機関の活動内容	<p>(略)</p> <p>③ 避難<u>指示</u>の伝達及び誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災が各所において炎上拡大し、あるいは爆発による誘爆の危険又は有毒ガス等が流出し人的災害等が予想され、避難<u>指示</u>が発令された場合には、避難<u>指示</u>地域における当該地域住民への伝達を行う。</li> </ul>																										
(略)	(略)																										

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>(略)</p> <p>第7節 避難活動</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="367 344 539 443">避難対策の基 本方針</td> <td data-bbox="539 344 1158 443">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 443 539 1404">避難のための <u>勧告及び指示</u></td> <td data-bbox="539 443 1158 1404"> <p>① <u>勧告・指示</u>の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、危険地域の住民等に対し避難を<u>勧告</u>する。また、<u>危険の切迫度や避難の状況等により急を要するときは避難</u>を指示する。</li> <li>・ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、危険地域の住民等に対し避難を指示する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に連絡する。</li> <li>・ 災害の発生により、市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって知事が避難の<u>勧告又は指示</u>をする。この場合、知事はその旨を公示する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>② <u>勧告・指示</u>の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難の<u>勧告・指示</u>を行うときは、次に掲げる事項を伝達し、避難の迅速化と安全を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難<u>勧告・指示</u>の対象地域名</li> <li>・ 避難路及び避難先</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table>	避難対策の基 本方針	(略)	避難のための <u>勧告及び指示</u>	<p>① <u>勧告・指示</u>の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、危険地域の住民等に対し避難を<u>勧告</u>する。また、<u>危険の切迫度や避難の状況等により急を要するときは避難</u>を指示する。</li> <li>・ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、危険地域の住民等に対し避難を指示する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に連絡する。</li> <li>・ 災害の発生により、市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって知事が避難の<u>勧告又は指示</u>をする。この場合、知事はその旨を公示する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>② <u>勧告・指示</u>の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難の<u>勧告・指示</u>を行うときは、次に掲げる事項を伝達し、避難の迅速化と安全を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難<u>勧告・指示</u>の対象地域名</li> <li>・ 避難路及び避難先</li> </ul> </li> </ul>	<p>(略)</p> <p>第7節 避難活動</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1308 344 1480 443">避難対策の基 本方針</td> <td data-bbox="1480 344 2098 443">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 443 1480 1404">避難の<u>指示</u></td> <td data-bbox="1480 443 2098 1404"> <p>① 指示の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、危険地域の住民等に対し避難を<u>指示</u>する。</li> <li>・ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、危険地域の住民等に対し避難を指示する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に連絡する。</li> <li>・ 災害の発生により、市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって知事が避難<u>指示</u>をする。この場合、知事はその旨を公示する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>② <u>指示</u>の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難の<u>指示</u>を行うときは、次に掲げる事項を伝達し、避難の迅速化と安全を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難<u>指示</u>の対象地域名</li> <li>・ 避難路及び避難先</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table>	避難対策の基 本方針	(略)	避難の <u>指示</u>	<p>① 指示の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、危険地域の住民等に対し避難を<u>指示</u>する。</li> <li>・ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、危険地域の住民等に対し避難を指示する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に連絡する。</li> <li>・ 災害の発生により、市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって知事が避難<u>指示</u>をする。この場合、知事はその旨を公示する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>② <u>指示</u>の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難の<u>指示</u>を行うときは、次に掲げる事項を伝達し、避難の迅速化と安全を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難<u>指示</u>の対象地域名</li> <li>・ 避難路及び避難先</li> </ul> </li> </ul>
避難対策の基 本方針	(略)										
避難のための <u>勧告及び指示</u>	<p>① <u>勧告・指示</u>の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、危険地域の住民等に対し避難を<u>勧告</u>する。また、<u>危険の切迫度や避難の状況等により急を要するときは避難</u>を指示する。</li> <li>・ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、危険地域の住民等に対し避難を指示する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に連絡する。</li> <li>・ 災害の発生により、市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって知事が避難の<u>勧告又は指示</u>をする。この場合、知事はその旨を公示する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>② <u>勧告・指示</u>の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難の<u>勧告・指示</u>を行うときは、次に掲げる事項を伝達し、避難の迅速化と安全を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難<u>勧告・指示</u>の対象地域名</li> <li>・ 避難路及び避難先</li> </ul> </li> </ul>										
避難対策の基 本方針	(略)										
避難の <u>指示</u>	<p>① 指示の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、危険地域の住民等に対し避難を<u>指示</u>する。</li> <li>・ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、危険地域の住民等に対し避難を指示する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に連絡する。</li> <li>・ 災害の発生により、市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって知事が避難<u>指示</u>をする。この場合、知事はその旨を公示する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>② <u>指示</u>の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難の<u>指示</u>を行うときは、次に掲げる事項を伝達し、避難の迅速化と安全を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難<u>指示</u>の対象地域名</li> <li>・ 避難路及び避難先</li> </ul> </li> </ul>										

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<table border="1" data-bbox="367 153 1155 395"> <tr> <td data-bbox="367 153 539 347"></td> <td data-bbox="539 153 1155 347"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難時の服装、携行品</li> <li>・ 避難行動における注意事項</li> </ul> <p>③ <u>勧告・指示</u>の伝達方法</p> <p>避難の<u>勧告又は指示</u>の伝達は、第2節情報活動により行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 347 539 395">(略)</td> <td data-bbox="539 347 1155 395">(略)</td> </tr> </table> <p>2 避難所の設置及び避難生活</p> <p>○ 市は、被災者、避難者等を受け入れるため避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所となる施設の管理者の協力を得て、必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を定める。</p> <p>○ 避難所での避難生活の運営に当たっては、「浜松市避難所運営マニュアル」を参考とし、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等<u>男女双方</u>の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。</p> <table border="1" data-bbox="367 735 1155 1225"> <tr> <td data-bbox="367 735 539 788">(略)</td> <td data-bbox="539 735 1155 788">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 788 539 841">避難生活</td> <td data-bbox="539 788 1155 841">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 841 539 1225">その他</td> <td data-bbox="539 841 1155 1225"> <p>② 市長の県に対する要請事項、県管理施設の利用、県の実施事項等は、風水害等対策編第2章第6節避難救出計画に準じる。</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第9節 交通の確保対策</p> <p>(略)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難時の服装、携行品</li> <li>・ 避難行動における注意事項</li> </ul> <p>③ <u>勧告・指示</u>の伝達方法</p> <p>避難の<u>勧告又は指示</u>の伝達は、第2節情報活動により行う。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	避難生活	(略)	その他	<p>② 市長の県に対する要請事項、県管理施設の利用、県の実施事項等は、風水害等対策編第2章第6節避難救出計画に準じる。</p>	<table border="1" data-bbox="1308 153 2096 395"> <tr> <td data-bbox="1308 153 1480 347"></td> <td data-bbox="1480 153 2096 347"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難時の服装、携行品</li> <li>・ 避難行動における注意事項</li> </ul> <p>③ <u>指示</u>の伝達方法</p> <p>避難<u>指示</u>の伝達は、第2節情報活動により行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 347 1480 395">(略)</td> <td data-bbox="1480 347 2096 395">(略)</td> </tr> </table> <p>2 避難所の設置及び避難生活</p> <p>○ 市は、被災者、避難者等を受け入れるため避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所となる施設の管理者の協力を得て、必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を定める。</p> <p>○ 避難所での避難生活の運営に当たっては、「浜松市避難所運営マニュアル」を参考とし、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等<u>の認識による男女共同参画</u>の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。</p> <table border="1" data-bbox="1308 735 2096 1225"> <tr> <td data-bbox="1308 735 1480 788">(略)</td> <td data-bbox="1480 735 2096 788">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 788 1480 841">避難生活</td> <td data-bbox="1480 788 2096 841">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 841 1480 1225">その他</td> <td data-bbox="1480 841 2096 1225"> <p>② 市長の県に対する要請事項、県管理施設の利用、県の実施事項等は、風水害等対策編第2章第6節避難救出計画に準じる。</p> <p>③ 市は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局と保健所及び感染症に係る関係課間で必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応（避難先、避難方法、避難先での対応等）について調整し、連携して対応するよう努める。</u></p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第9節 交通の確保対策</p> <p>(略)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難時の服装、携行品</li> <li>・ 避難行動における注意事項</li> </ul> <p>③ <u>指示</u>の伝達方法</p> <p>避難<u>指示</u>の伝達は、第2節情報活動により行う。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	避難生活	(略)	その他	<p>② 市長の県に対する要請事項、県管理施設の利用、県の実施事項等は、風水害等対策編第2章第6節避難救出計画に準じる。</p> <p>③ 市は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局と保健所及び感染症に係る関係課間で必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応（避難先、避難方法、避難先での対応等）について調整し、連携して対応するよう努める。</u></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難時の服装、携行品</li> <li>・ 避難行動における注意事項</li> </ul> <p>③ <u>勧告・指示</u>の伝達方法</p> <p>避難の<u>勧告又は指示</u>の伝達は、第2節情報活動により行う。</p>																						
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						
避難生活	(略)																						
その他	<p>② 市長の県に対する要請事項、県管理施設の利用、県の実施事項等は、風水害等対策編第2章第6節避難救出計画に準じる。</p>																						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難時の服装、携行品</li> <li>・ 避難行動における注意事項</li> </ul> <p>③ <u>指示</u>の伝達方法</p> <p>避難<u>指示</u>の伝達は、第2節情報活動により行う。</p>																						
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						
避難生活	(略)																						
その他	<p>② 市長の県に対する要請事項、県管理施設の利用、県の実施事項等は、風水害等対策編第2章第6節避難救出計画に準じる。</p> <p>③ 市は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局と保健所及び感染症に係る関係課間で必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応（避難先、避難方法、避難先での対応等）について調整し、連携して対応するよう努める。</u></p>																						

浜松市地域防災計画 新旧対照表

1 道路交通の確保

(略)	(略)
道路交通確保の措置	(略)
緊急通行車両の確認等	<p>① 緊急通行車両の確認は、県知事又は公安委員会（県警察）が災害応急対策に従事する車両を対象に行う。</p> <p>② <u>確認事務処理、受付、手続等は、風水害等対策編第2章第20節交通応急対策計画による。</u></p>

(略)

第10節 地域への救援活動

- 地震発生後、日常生活に支障をきたした被災者等に対して行う食料、飲料水、その他生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保並びに医療救護活動、廃棄物処理、防疫等の保健衛生活動、応急住宅の確保、遺体捜索活動、ボランティア活動への支援について、市、自主防災組織及び市民が実施する対策を定める。
- 南海トラフ地震等の発生時における広域応援の受け入れに係る地域への救援活動については、浜松市広域受援計画による。

(略)

2 給水活動

市	<p>(略)</p> <p>② 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、(社)日本水道協会静岡県支部及び19大都市水道局災害相互応援に関する覚書により給水応援を要請するほか、次の事項を示して県に調達の斡旋を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要人員/期間及び給水量/場所/給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量/給水車両の<u>み</u>借上げの場合</li> </ul>
---	--

1 道路交通の確保

(略)	(略)
道路交通確保の措置	(略)
緊急通行車両の確認等	<p>・ 緊急通行車両の確認は、県知事又は公安委員会（県警察）が災害応急対策に従事する車両を対象に行う。</p>

(略)

第10節 地域への救援活動

- 地震発生後、日常生活に支障をきたした被災者等に対して行う食料、飲料水、その他生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保並びに医療救護活動、廃棄物処理、防疫等の保健衛生活動、応急住宅の確保、遺体捜索活動、ボランティア活動への支援について、市、自主防災組織及び市民が実施する対策を定める。
- 南海トラフ地震等の発生時における地域への救援活動に係る広域応援の受け入れについては、浜松市広域受援計画による。

(略)

2 給水活動

市	<p>(略)</p> <p>② 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、(社)日本水道協会静岡県支部及び19大都市水道局災害相互応援に関する覚書により給水応援を要請するほか、次の事項を示して県に調達の斡旋を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要人員/期間及び給水量/場所/給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量/給水車両の借上げの場合は</li> </ul>
---	---

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			はその必要台数 (略)			その必要台数 (略)
		(略)	(略)			(略)
		(略)				(略)
		4 医療救護活動				4 医療救護活動
		(略)				(略)
		市	(略) ⑥ 救護病院の業務 (略)			市 (略) ⑥ 救護病院 <u>(浜松市国民健康保険佐久間病院)</u> の業務 (略)
		(略)	(略)			(略)
		5 ごみ、し尿、災害廃棄物の処理				5 ごみ、し尿、災害廃棄物の処理
		(略)				(略)
		市	(略) ⑤ 収集した情報等のうち、次の内容を整理し県に報告する。 (略) ・ 仮置場の開設・搬入状況 <u>(新設)</u> (略)			市 (略) ⑤ 収集した情報等のうち、次の内容を整理し県に報告する。 (略) ・ 仮置場の開設・搬入状況 <u>・ 他自治体への応援要請内容</u> (略)
		(略)	(略)			(略)
		6 消毒活動及び感染症対策				6 消毒活動及び感染症対策
		○ 感染症が発生し、又は発生のおそれがあるときは、風水害等対策編第2章第15節防疫計画に				○ 感染症が発生し、又は発生のおそれがあるときは、風水害等対策編第2章第15節防疫計画に
		<u>基づき</u> 、環境衛生の確保、感染症流行の未然防止のため、次の措置を講じる。				<u>準じて</u> 、環境衛生の確保、感染症流行の未然防止のため、次の措置を講じる。
		市	(略)			市

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="367 153 539 300">市民及び自主 防災組織</td> <td data-bbox="539 153 1158 300">(略) ② 市が行う消毒活動に協力し、<u>必要に応じて自主防災組織等</u> <u>を中心に消毒等を行う。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 300 539 347">(略)</td> <td data-bbox="539 300 1158 347">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>9 応急住宅の確保</p> <p>○ 応急住宅の確保、住宅の応急修理等の必要があるときは、風水害等対策編第2章第11節応急仮設住宅及び住宅応急修理計画に<u>基づき</u>、被災住民の一時的な居住の安定確保のため、次の措置を講じる。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="367 592 539 1409">市</td> <td data-bbox="539 592 1158 1409"> <p>① 応急住宅を確保し、一時的な居住の安定を図る。</p> <p>② 被災者の住宅を応急的に修理することにより確保できる場合は修理を行う。</p> <p>(略)</p> <p>④ 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保する。</p> <p>⑤ 住宅の応急修理等に必要な建築業者が不足し又は建築資機材を調達できない場合は、県に斡旋又は調達要請する。</p> <p>⑥ 住民が自力で実施する住宅の応急復旧等を促進するため、市内の建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。</p> <p>⑦ 応急<u>建設</u>住宅の建設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。</li> <li>・ 建設敷地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災</li> </ul> </td> </tr> </table>	市民及び自主 防災組織	(略) ② 市が行う消毒活動に協力し、 <u>必要に応じて自主防災組織等</u> <u>を中心に消毒等を行う。</u>	(略)	(略)	市	<p>① 応急住宅を確保し、一時的な居住の安定を図る。</p> <p>② 被災者の住宅を応急的に修理することにより確保できる場合は修理を行う。</p> <p>(略)</p> <p>④ 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保する。</p> <p>⑤ 住宅の応急修理等に必要な建築業者が不足し又は建築資機材を調達できない場合は、県に斡旋又は調達要請する。</p> <p>⑥ 住民が自力で実施する住宅の応急復旧等を促進するため、市内の建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。</p> <p>⑦ 応急<u>建設</u>住宅の建設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。</li> <li>・ 建設敷地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災</li> </ul>
市民及び自主 防災組織	(略) ② 市が行う消毒活動に協力し、 <u>必要に応じて自主防災組織等</u> <u>を中心に消毒等を行う。</u>							
(略)	(略)							
市	<p>① 応急住宅を確保し、一時的な居住の安定を図る。</p> <p>② 被災者の住宅を応急的に修理することにより確保できる場合は修理を行う。</p> <p>(略)</p> <p>④ 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保する。</p> <p>⑤ 住宅の応急修理等に必要な建築業者が不足し又は建築資機材を調達できない場合は、県に斡旋又は調達要請する。</p> <p>⑥ 住民が自力で実施する住宅の応急復旧等を促進するため、市内の建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。</p> <p>⑦ 応急<u>建設</u>住宅の建設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。</li> <li>・ 建設敷地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災</li> </ul>							
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1308 153 1480 300">市民及び自主 防災組織</td> <td data-bbox="1480 153 2098 300">(略) ② 市が行う消毒活動に協力<u>する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 300 1480 347">(略)</td> <td data-bbox="1480 300 2098 347">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>9 応急住宅の確保</p> <p>○ 応急住宅の確保、住宅の応急修理等の必要があるときは、風水害等対策編第2章第11節応急仮設住宅及び住宅応急修理計画に<u>準じて</u>、被災住民の一時的な居住の安定確保のため、次の措置を講じる。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1308 592 1480 1409">市</td> <td data-bbox="1480 592 2098 1409"> <p>① 応急住宅を確保し、一時的な居住の安定を図る。</p> <p>② 被災者の住宅を応急的に修理することにより確保できる場合は、<u>住宅所有者等からの申請に基づき</u>修理を行う。</p> <p>(略)</p> <p>④ 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保する。</p> <p>⑤ 住宅の応急修理等に必要な建築業者が不足し又は建築資機材を調達できない場合は、県に斡旋又は<u>調達の支援を</u>要請する。</p> <p>⑥ 住民が自力で実施する住宅の応急復旧等を促進するため、市内の建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。</p> <p>⑦ <u>建設型</u>応急住宅の建設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。</li> <li>・ 建設敷地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災</li> </ul> </td> </tr> </table>	市民及び自主 防災組織	(略) ② 市が行う消毒活動に協力 <u>する。</u>	(略)	(略)	市	<p>① 応急住宅を確保し、一時的な居住の安定を図る。</p> <p>② 被災者の住宅を応急的に修理することにより確保できる場合は、<u>住宅所有者等からの申請に基づき</u>修理を行う。</p> <p>(略)</p> <p>④ 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保する。</p> <p>⑤ 住宅の応急修理等に必要な建築業者が不足し又は建築資機材を調達できない場合は、県に斡旋又は<u>調達の支援を</u>要請する。</p> <p>⑥ 住民が自力で実施する住宅の応急復旧等を促進するため、市内の建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。</p> <p>⑦ <u>建設型</u>応急住宅の建設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。</li> <li>・ 建設敷地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災</li> </ul>
市民及び自主 防災組織	(略) ② 市が行う消毒活動に協力 <u>する。</u>							
(略)	(略)							
市	<p>① 応急住宅を確保し、一時的な居住の安定を図る。</p> <p>② 被災者の住宅を応急的に修理することにより確保できる場合は、<u>住宅所有者等からの申請に基づき</u>修理を行う。</p> <p>(略)</p> <p>④ 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保する。</p> <p>⑤ 住宅の応急修理等に必要な建築業者が不足し又は建築資機材を調達できない場合は、県に斡旋又は<u>調達の支援を</u>要請する。</p> <p>⑥ 住民が自力で実施する住宅の応急復旧等を促進するため、市内の建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。</p> <p>⑦ <u>建設型</u>応急住宅の建設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。</li> <li>・ 建設敷地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災</li> </ul>							

浜松市地域防災計画 新旧対照表

害の状況に応じて選定する。 ⑧ 応急 <u>借上</u> 住宅の情報提供 ・ 県及び不動産関係団体の協力を得て、被災者に対し情報提供を行う。 ⑨ 応急住宅の管理運営 ・ 応急住宅の適正な管理運営を行う。 (新設)
---

(略)

第12節 被災者の生活再建等への支援

(略)

2 実施事項

市が実施する事項	(略)
市又は県が民間の協力を得て実施する事項	(略)
(略)	(略)

(略)

第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

(略)

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

(略)

害の状況に応じて選定する。 ⑧ <u>賃貸型</u> 応急住宅の情報提供 ・ 県及び不動産関係団体の協力を得て、被災者に対し情報提供を行う。 ⑨ 応急住宅の管理運営 ・ <u>建設型</u> 応急住宅の適正な管理運営を行う。 ・ <u>応急住宅（賃貸型・建設型）の入居状況の把握</u> を行う。
---

(略)

第12節 被災者の生活再建等への支援

(略)

2 実施事項

市が実施する事項	(略)
市又は県が <u>必要に応じて</u> 民間の協力を得て実施する事項	(略)
(略)	(略)

(略)

第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

(略)

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

(略)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

(略)	(略)
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業	(略)
<u>学校・幼稚園・保育所</u> 、社会福祉施設	・ 緊急避難場所、避難路、避難誘導方法を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な災害時避難行動要支援者の安全確保に配慮する。
(略)	(略)

第16節 津波応急対策

(略)

4 避難対策

(略)	(略)
情報・広報活動	(略)
避難のための指示	① 避難指示 <u>(緊急)</u> の基準 (略) ・ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、危険地域の住民等に対し避難を指示する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に連絡する。 ・ 災害の発生により、市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって知事が避難指示 <u>(緊急)</u> をする。この場合、知事はそ

(略)	(略)
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業	(略)
<u>学校等</u> 、社会福祉施設	・ 緊急避難場所、避難路、避難誘導方法を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な災害時避難行動要支援者の安全確保に配慮する。
(略)	(略)

第16節 津波応急対策

(略)

4 避難対策

(略)	(略)
情報・広報活動	(略)
避難のための指示	① 避難指示の基準 (略) ・ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、危険地域の住民等に対し避難を指示する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に連絡する。 ・ 災害の発生により、市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって知事が避難指示をする。この場合、知事はその旨を公



浜松市地域防災計画 新旧対照表

			<p>の旨を公示する。</p> <p>(略)</p> <p>② 避難指示（緊急）の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示（緊急）を行うときは、次に掲げる事項を伝達し、避難の迅速化と安全を図る。</li> <li>・ 避難指示（緊急）の対象となる地域名</li> <li>・ 避難路及び避難先</li> <li>・ 避難時の服装、携行品</li> <li>・ 避難行動における注意事項</li> </ul>			<p>示する。</p> <p>(略)</p> <p>② 避難指示の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示を行うときは、次に掲げる事項を伝達し、避難の迅速化と安全を図る。</li> <li>・ 避難指示の対象となる地域名</li> <li>・ 避難路及び避難先</li> <li>・ 避難時の服装、携行品</li> <li>・ 避難行動における注意事項</li> </ul>
		津波からの避難対策	<p>① 津波注意報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難指示（緊急）を伝達するなどの必要な措置を講じる。なお、市長が行う避難指示（緊急）については別に定めるところによる。</li> <li>・ 住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。</li> <li>・ 海水浴客、釣人及びサーファー等に対し、避難指示（緊急）の伝達に努める。</li> </ul> <p>② 津波警報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって避難指示（緊急）を伝達するなどの必要な措置を講じる。</li> </ul> <p>③ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、直ちに避難対象地区（津波危険予想地域、推進</li> </ul>		津波からの避難対策	<p>① 津波注意報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。なお、市長が行う避難指示については別に定めるところによる。</li> <li>・ 住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。</li> <li>・ 海水浴客、釣人及びサーファー等に対し、避難指示の伝達に努める。</li> </ul> <p>② 津波警報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって避難指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。</li> </ul> <p>③ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、直ちに避難対象地区（津波危険予想地域、推進</li> </ul>

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			<p>計画区域)にある住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、避難指示(緊急)を伝達するなどの必要な措置を講じる。</p> <p>④ 津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度4以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、津波監視カメラ等で海面の状態を監視する。</li> <li>・ 報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取する。</li> <li>・ 避難指示(緊急) 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海水浴客等に対して避難指示(緊急)を伝達するなどの必要な措置を講じる。</li> </ul> <p>⑤ 遠地津波が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置を講じる。</li> <li>・ 津波注意報又は津波警報が発表された場合は、上記の必要な措置を講じる。</li> <li>・ 住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。</li> </ul>			<p>計画区域)にある住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。</p> <p>④ 津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度4以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、津波監視カメラ等で海面の状態を監視する。</li> <li>・ 報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取する。</li> <li>・ 避難指示 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海水浴客等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。</li> </ul> <p>⑤ 遠地津波が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置を講じる。</li> <li>・ 津波注意報又は津波警報が発表された場合は、上記の必要な措置を講じる。</li> <li>・ 住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。</li> </ul>
--	--	--	--	--	--	--

浜松市地域防災計画 新旧対照表

269	地震	6	<p>⑥ 住民が実施する自衛措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海浜付近の住民、海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、避難指示 <u>(緊急)</u> を受けるまでもなく直ちに海浜から離れ、高台、津波避難ビル等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも津波警報又は津波注意報が発表された時には、同様の行動をとる。</li> </ul>	<p>⑥ 住民が実施する自衛措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海浜付近の住民、海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、避難指示を受取るまでもなく直ちに海浜から離れ、高台、津波避難ビル等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも津波警報又は津波注意報が発表された時には、同様の行動をとる。</li> </ul>													
			(略)	(略)													
			(略)	(略)													
			(略)	(略)													
			(略)	(略)													
			第1節 市・防災関係機関の活動	第1節 市・防災関係機関の活動													
			(略)	(略)													
			7 指定地方行政機関	7 指定地方行政機関													
			(略)	(略)													
			<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境省関東地方環境事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	環境省関東地方環境事務所	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境省関東地方環境事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>環境省中部地方環境事務所</u></td> <td><u>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	環境省関東地方環境事務所	(略)	<u>環境省中部地方環境事務所</u>
(略)	(略)																
環境省関東地方環境事務所	(略)																
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																
(略)	(略)																
(略)	(略)																
環境省関東地方環境事務所	(略)																
<u>環境省中部地方環境事務所</u>	<u>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u>																
(略)	(略)																
(略)	(略)																
第8節 被災者の生活再建支援	第8節 被災者の生活再建支援																
(略)	(略)																

浜松市地域防災計画 新旧対照表

289	大規模	2	5 要配慮者の支援	5 要配慮者の支援																									
			<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被災状況の把握</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一時入所の実施</td> <td>・ 震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった者に対し、<u>市施設への一時入所を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td>福祉サービスの実施</td> <td>① <u>定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市施設</u>を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を図る。 ② 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの実施を図る。 ③ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第1節 総則</p> <p>1 市、関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>市</td> <td>(略) ・ 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること ・ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の<u>勧告、指示</u>に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 予想される事故と地域</p> <p>(1) 市内の道路の状況</p>	(略)	(略)	被災状況の把握	(略)	一時入所の実施	・ 震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった者に対し、 <u>市施設への一時入所を実施する。</u>	福祉サービスの実施	① <u>定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市施設</u> を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を図る。 ② 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの実施を図る。 ③ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。	(略)	(略)	市	(略) ・ 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること ・ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の <u>勧告、指示</u> に関すること (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被災状況の把握</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一時入所の実施</td> <td>・ 震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった者に対し、<u>支援を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td>福祉サービスの実施</td> <td>① <u>福祉サービスを提供している施設</u>を対象に、人員確保や必要となる設備の導入<u>等の支援を行う。</u> ② 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの実施を図る。 ③ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第1節 総則</p> <p>1 市、関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>市</td> <td>(略) ・ 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること ・ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の<u>指示</u>に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 予想される事故と地域</p> <p>(1) 市内の道路の状況</p>	(略)	(略)	被災状況の把握	(略)	一時入所の実施	・ 震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった者に対し、 <u>支援を実施する。</u>	福祉サービスの実施	① <u>福祉サービスを提供している施設</u> を対象に、人員確保や必要となる設備の導入 <u>等の支援を行う。</u> ② 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの実施を図る。 ③ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。	(略)	(略)	市
(略)	(略)																												
被災状況の把握	(略)																												
一時入所の実施	・ 震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった者に対し、 <u>市施設への一時入所を実施する。</u>																												
福祉サービスの実施	① <u>定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市施設</u> を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を図る。 ② 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの実施を図る。 ③ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。																												
(略)	(略)																												
市	(略) ・ 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること ・ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の <u>勧告、指示</u> に関すること (略)																												
(略)	(略)																												
(略)	(略)																												
被災状況の把握	(略)																												
一時入所の実施	・ 震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった者に対し、 <u>支援を実施する。</u>																												
福祉サービスの実施	① <u>福祉サービスを提供している施設</u> を対象に、人員確保や必要となる設備の導入 <u>等の支援を行う。</u> ② 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの実施を図る。 ③ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。																												
(略)	(略)																												
市	(略) ・ 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること ・ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の <u>指示</u> に関すること (略)																												
(略)	(略)																												

浜松市地域防災計画 新旧対照表

○ 浜松市内の道路の路線数及び延長は次のとおりである。

(平成31年4月1日現在)

道路の種類	路線数	実延長(km)
高速自動車国道	(略)	(略)
一般国道	(略)	<u>251.9</u>
県道	(略)	<u>680.1</u>
市町道	<u>23,637</u>	<u>7,549.7</u>
合計	<u>23,712</u>	<u>8,546.7</u>

(2) 市内の交通量

○ 浜松市内における平均交通量は、7,700/12h(平日)であり、平均大型車混入率は16.2%である(平成22年道路交通センサス)。

(略)

第2節 災害予防計画

(略)

2 鉄道交通の安全確保

(略)

(略)	(略)
鉄道妨害の防止	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

4 関係機関との相互連携体制の整備

○ 各鉄道事業者は、事故災害発生時の市、県、警察、その他関係する機関との連携について、

○ 浜松市内の道路の路線数及び延長は次のとおりである。

(令和3年4月1日現在)

道路の種類	路線数	実延長(km)
高速自動車国道	(略)	(略)
一般国道	(略)	<u>250.7</u>
県道	(略)	<u>681.3</u>
市町道	<u>23,675</u>	<u>7,570.0</u>
合計	<u>23,750</u>	<u>8,567.0</u>

(2) 市内の交通量

○ 浜松市内における平均交通量は、6,726/12h(平日)であり、平均大型車混入率は 17.9%である(平成27年度全国道路・街路交通情勢調査)。

(略)

第2節 災害予防計画

(略)

2 鉄道交通の安全確保

(略)

(略)	(略)
鉄道妨害の防止	(略)
<u>鉄道交通の障害となりうる樹木等の除去</u>	<u>鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。</u>

4 関係機関との相互連携体制の整備

○ 各鉄道事業者は、事故災害時の市、県、警察、その他関係する機関との連携について、あ

299

大規模

3

## 浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>あらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平常時から関係強化に努める。</p> <p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 応急体制</p> <p>(1) 市の体制</p> <p>(略)</p> <p>《災害対策本部》</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">処理事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者の搬送</li> <li>・ 情報<u>収集</u>、発信、広報</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table>  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">処理事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数及び搬送先医療機関等に係る調整</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>《現地災害対策本部》</p>	処理事項	(略)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者の搬送</li> <li>・ 情報<u>収集</u>、発信、広報</li> </ul>		(略)	処理事項	(略)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数及び搬送先医療機関等に係る調整</li> </ul>		(略)	<p>あらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平常時から関係強化に努める。</p> <p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 応急体制</p> <p>(1) 市の体制</p> <p>(略)</p> <p>《災害対策本部》</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">処理事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者の搬送</li> <li>・ 情報発信、広報</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table>  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">処理事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数の<u>把握</u>及び搬送先医療機関等に係る調整</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>《現地災害対策本部》</p>	処理事項	(略)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者の搬送</li> <li>・ 情報発信、広報</li> </ul>		(略)	処理事項	(略)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数の<u>把握</u>及び搬送先医療機関等に係る調整</li> </ul>		(略)
処理事項	(略)																										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者の搬送</li> <li>・ 情報<u>収集</u>、発信、広報</li> </ul>																										
	(略)																										
処理事項	(略)																										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数及び搬送先医療機関等に係る調整</li> </ul>																										
	(略)																										
処理事項	(略)																										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者の搬送</li> <li>・ 情報発信、広報</li> </ul>																										
	(略)																										
処理事項	(略)																										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数の<u>把握</u>及び搬送先医療機関等に係る調整</li> </ul>																										
	(略)																										

浜松市地域防災計画 新旧対照表

307	大規模	4	【特記事項】	【特記事項】																
			<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>救助・救急活動</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>現場活動等</td><td>・ 傷病者が多数発生した場合は、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応に当たる。</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	救助・救急活動	(略)	現場活動等	・ 傷病者が多数発生した場合は、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応に当たる。	(略)	(略)	<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>救助・救急活動</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>現場活動等</td><td>・ 傷病者が多数発生した場合は、案内窓口、<u>一時的な救護所を設け、必要に応じて</u>遺体安置所を設置し、対応に当たる。</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	救助・救急活動	(略)	現場活動等	・ 傷病者が多数発生した場合は、案内窓口、 <u>一時的な救護所を設け、必要に応じて</u> 遺体安置所を設置し、対応に当たる。	(略)	(略)
			(略)	(略)																
			救助・救急活動	(略)																
現場活動等	・ 傷病者が多数発生した場合は、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応に当たる。																			
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
救助・救急活動	(略)																			
現場活動等	・ 傷病者が多数発生した場合は、案内窓口、 <u>一時的な救護所を設け、必要に応じて</u> 遺体安置所を設置し、対応に当たる。																			
(略)	(略)																			
(3) 危険物等の搭載貨車事故に対する応急対策	(3) 危険物等の搭載貨車事故に対する応急対策																			
<table border="1"> <thead> <tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	(略)	(略)							
区 分	内 容																			
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
区 分	内 容																			
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
※ 災害復旧計画については、道路事故対策計画第4節災害復旧計画に準じる。			※ 災害復旧計画については、 <u>原則として</u> 道路事故対策計画第4節災害復旧計画に準じる。 <u>加えて、鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。</u>																	
第1節 総則			第1節 総則																	
1 予測される船舶事故と地域			1 予測される船舶事故と地域																	
(略)			(略)																	
3 重油等の種類と性質			3 重油等の種類と性質																	
<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>原油</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>ガソリン</td><td>(略)</td></tr> </table>			(略)	(略)	原油	(略)	ガソリン	(略)	<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>原油</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>ガソリン</td><td>(略)</td></tr> </table>		(略)	(略)	原油	(略)	ガソリン	(略)				
(略)	(略)																			
原油	(略)																			
ガソリン	(略)																			
(略)	(略)																			
原油	(略)																			
ガソリン	(略)																			
			・ 早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大																	
			・ 早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大																	

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			<p>限の注意を払わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を<u>勧告</u>するなど二次災害の発生の防止を図る。</li> </ul> <p>(略)</p>				<p>限の注意を払わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を<u>指示</u>するなど二次災害の発生の防止を図る。</li> </ul> <p>(略)</p>
		軽油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽油が海上に流出すると、早期に拡散する。</li> <li>・ 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を<u>勧告</u>するなど二次災害の発生の防止を図る。</li> </ul> <p>(略)</p>			軽油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽油が海上に流出すると、早期に拡散する。</li> <li>・ 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を<u>指示</u>するなど二次災害の発生の防止を図る。</li> </ul> <p>(略)</p>
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		第2節 災害予防計画				第2節 災害予防計画	
		(略)				(略)	
		8 関係機関				8 関係機関	
		○ 関係機関は、排出油等の防除に関して専門的な知識、ノウハウを有する団体等との間で災害 <u>発生</u> 時の支援内容や方法等について、あらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化に努める。				○ 関係機関は、排出油等の防除に関して専門的な知識、ノウハウを有する団体等との間で災害時の支援内容や方法等について、あらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化に努める。	
		(略)				(略)	
		第3節 災害応急対策計画（船舶事故）				第3節 災害応急対策計画（船舶事故）	



浜松市地域防災計画 新旧対照表

(略)

2 応急体制

(1) 応急対策の流れ

(略)

事項	船長等	国	県	市
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
救助・救急活動	(略)	(略)	(略)	(略)
医療活動		海上保安本部から沿岸の関係市町への医療活動要請	市からの要請による医療機関への救護班派遣要請	・市は必要に応じて、県に対して、日本赤十字社静岡県支部等の派遣を要請 ・要請に基づき医療機関の医療救護活動
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 市の体制

(略)

《現地災害対策本部》

処理事項	(略) ・ 負傷者搬送に係る調整 ・ 負傷者数及び搬送先医療機関等に係る調整 (略)
------	---

(略)

2 応急体制

(1) 応急対策の流れ

(略)

事項	船長等	国	県	市
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
救助・救急活動	(略)	(略)	(略)	(略)
医療活動		海上保安本部から沿岸の関係市町への医療活動要請	市からの要請による医療機関への救護班派遣要請	・市は必要に応じて、県に対して、日本赤十字社静岡県支部等の派遣を要請 ・要請に基づき医療機関の医療救護活動に <u>係る調整</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 市の体制

(略)

《現地災害対策本部》

処理事項	(略) ・ 負傷者搬送に係る調整 ・ 負傷者数の <u>把握</u> 及び搬送先医療機関等に係る調整 (略)
------	---

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>(略)</p> <p>第4節 災害応急対策計画（沿岸排出油等事故）</p> <p>(略)</p> <p>2 応急体制</p> <p>(1) 応急対策の流れ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事項</th> <th style="width: 15%;">船長等の防除 義務者</th> <th style="width: 15%;">国</th> <th style="width: 15%;">県</th> <th style="width: 15%;">市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模な重油等の流出事故の発生</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>発災海域における防除措置</td> <td></td> <td>海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、<u>海上災害防止センター</u>に指示、及び自ら応急的な防除措置を行うとともに、関係機関等に協力要請</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市の体制</p> <p>○ 第3節応急対策計画（船舶事故）に準じる。</p> <p>(3) 防災関係機関の体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>船舶運航者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	事項	船長等の防除 義務者	国	県	市	大規模な重油等の流出事故の発生	(略)	(略)	(略)	(略)	発災海域における防除措置		海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、 <u>海上災害防止センター</u> に指示、及び自ら応急的な防除措置を行うとともに、関係機関等に協力要請		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	船舶運航者	(略)	関係団体	(略)	<p>(略)</p> <p>第4節 災害応急対策計画（沿岸排出油等事故）</p> <p>(略)</p> <p>2 応急体制</p> <p>(1) 応急対策の流れ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事項</th> <th style="width: 15%;">船長等の防除 義務者</th> <th style="width: 15%;">国</th> <th style="width: 15%;">県</th> <th style="width: 15%;">市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模な重油等の流出事故の発生</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>発災海域における防除措置</td> <td></td> <td>海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、<u>指定海上防災機関</u>に指示、及び自ら応急的な防除措置を行うとともに、関係機関等に協力要請</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市の体制</p> <p>○ 第3節<u>災害</u>応急対策計画（船舶事故）に準じる。</p> <p>(3) 防災関係機関の体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>船舶運航者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	事項	船長等の防除 義務者	国	県	市	大規模な重油等の流出事故の発生	(略)	(略)	(略)	(略)	発災海域における防除措置		海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、 <u>指定海上防災機関</u> に指示、及び自ら応急的な防除措置を行うとともに、関係機関等に協力要請		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	船舶運航者	(略)	関係団体	(略)
事項	船長等の防除 義務者	国	県	市																																																			
大規模な重油等の流出事故の発生	(略)	(略)	(略)	(略)																																																			
発災海域における防除措置		海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、 <u>海上災害防止センター</u> に指示、及び自ら応急的な防除措置を行うとともに、関係機関等に協力要請		(略)																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																			
(略)	(略)																																																						
船舶運航者	(略)																																																						
関係団体	(略)																																																						
事項	船長等の防除 義務者	国	県	市																																																			
大規模な重油等の流出事故の発生	(略)	(略)	(略)	(略)																																																			
発災海域における防除措置		海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、 <u>指定海上防災機関</u> に指示、及び自ら応急的な防除措置を行うとともに、関係機関等に協力要請		(略)																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																			
(略)	(略)																																																						
船舶運航者	(略)																																																						
関係団体	(略)																																																						

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="371 148 613 443">各港湾・漁港管理者</td> <td data-bbox="613 148 1160 443">                     ≪契約防災措置実施者≫                      (略)                      ・ 原因者との契約に基づく防除活動                      ・ <u>海上災害防止センター</u>との委託契約に基づく防除措置                      ・ 会長への情報提供                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 443 613 683">各港湾・漁業関係者</td> <td data-bbox="613 443 1160 683">                     (略)                      ・ 原因者等が港湾・漁業区域内において実施する防除活動に対する指導等                      ・ 会長への情報提供                      (略)                 </td> </tr> </table>	各港湾・漁港管理者	≪契約防災措置実施者≫ (略) ・ 原因者との契約に基づく防除活動 ・ <u>海上災害防止センター</u> との委託契約に基づく防除措置 ・ 会長への情報提供	各港湾・漁業関係者	(略) ・ 原因者等が港湾・漁業区域内において実施する防除活動に対する指導等 ・ 会長への情報提供 (略)		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1312 148 1554 443">各港湾・漁港管理者</td> <td data-bbox="1554 148 2150 443">                     ≪契約防災措置実施者≫                      (略)                      ・ 原因者との契約に基づく防除活動                      ・ <u>指定海上防災機関</u>との委託契約に基づく防除措置                      ・ <u>静岡県沿岸排出油等防除協議会</u>会長への情報提供                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1312 443 1554 683">各港湾・漁業関係者</td> <td data-bbox="1554 443 2150 683">                     (略)                      ・ 原因者等が港湾・漁業区域内において実施する防除活動に対する指導等                      ・ <u>静岡県沿岸排出油等防除協議会</u>会長への情報提供                      (略)                 </td> </tr> </table>	各港湾・漁港管理者	≪契約防災措置実施者≫ (略) ・ 原因者との契約に基づく防除活動 ・ <u>指定海上防災機関</u> との委託契約に基づく防除措置 ・ <u>静岡県沿岸排出油等防除協議会</u> 会長への情報提供	各港湾・漁業関係者	(略) ・ 原因者等が港湾・漁業区域内において実施する防除活動に対する指導等 ・ <u>静岡県沿岸排出油等防除協議会</u> 会長への情報提供 (略)				
各港湾・漁港管理者	≪契約防災措置実施者≫ (略) ・ 原因者との契約に基づく防除活動 ・ <u>海上災害防止センター</u> との委託契約に基づく防除措置 ・ 会長への情報提供															
各港湾・漁業関係者	(略) ・ 原因者等が港湾・漁業区域内において実施する防除活動に対する指導等 ・ 会長への情報提供 (略)															
各港湾・漁港管理者	≪契約防災措置実施者≫ (略) ・ 原因者との契約に基づく防除活動 ・ <u>指定海上防災機関</u> との委託契約に基づく防除措置 ・ <u>静岡県沿岸排出油等防除協議会</u> 会長への情報提供															
各港湾・漁業関係者	(略) ・ 原因者等が港湾・漁業区域内において実施する防除活動に対する指導等 ・ <u>静岡県沿岸排出油等防除協議会</u> 会長への情報提供 (略)															
		<p>【特記事項】</p> <p>≪情報の収集・伝達≫</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="371 831 613 879">情報の収集・伝達</td> <td data-bbox="613 831 1160 879">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 879 613 1366">流出油の防除措置</td> <td data-bbox="613 879 1160 1366">                     (略)                      ・ 県漁連は、関係漁協の防除活動に動員可能な漁船の規模別隻数及び人数を把握し、作業日程、作業海域の分担等作業計画を策定する。                      ・ 各漁協は、防除作業に必要な用具類を原則として各漁協<u>自体</u>で調達する。                      ・ 関係漁協が海上で回収した流出油は、漁協が仮置き場に陸揚げをし、事故原因者が一時保管場所に運搬する。                      (略)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 1366 613 1410">警戒区域の設定、現場</td> <td data-bbox="613 1366 1160 1410">市は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区</td> </tr> </table>	情報の収集・伝達	(略)	流出油の防除措置	(略) ・ 県漁連は、関係漁協の防除活動に動員可能な漁船の規模別隻数及び人数を把握し、作業日程、作業海域の分担等作業計画を策定する。 ・ 各漁協は、防除作業に必要な用具類を原則として各漁協 <u>自体</u> で調達する。 ・ 関係漁協が海上で回収した流出油は、漁協が仮置き場に陸揚げをし、事故原因者が一時保管場所に運搬する。 (略)	警戒区域の設定、現場	市は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区		<p>【特記事項】</p> <p>≪情報の収集・伝達≫</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1312 831 1554 879">情報の収集・伝達</td> <td data-bbox="1554 831 2150 879">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1312 879 1554 1366">流出油の防除措置</td> <td data-bbox="1554 879 2150 1366">                     (略)                      ・ 県漁連は、関係漁協の防除活動に動員可能な漁船の規模別隻数及び人数を把握し、作業日程、作業海域の分担等作業計画を策定する。                      ・ 各漁協は、防除作業に必要な用具類を原則として各漁協で調達する。                      ・ 関係漁協が海上で回収した流出油は、漁協が仮置き場に陸揚げをし、事故原因者が一時保管場所に運搬する。                      (略)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1312 1366 1554 1410">警戒区域の設定、現場</td> <td data-bbox="1554 1366 2150 1410">市は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区</td> </tr> </table>	情報の収集・伝達	(略)	流出油の防除措置	(略) ・ 県漁連は、関係漁協の防除活動に動員可能な漁船の規模別隻数及び人数を把握し、作業日程、作業海域の分担等作業計画を策定する。 ・ 各漁協は、防除作業に必要な用具類を原則として各漁協で調達する。 ・ 関係漁協が海上で回収した流出油は、漁協が仮置き場に陸揚げをし、事故原因者が一時保管場所に運搬する。 (略)	警戒区域の設定、現場	市は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区
情報の収集・伝達	(略)															
流出油の防除措置	(略) ・ 県漁連は、関係漁協の防除活動に動員可能な漁船の規模別隻数及び人数を把握し、作業日程、作業海域の分担等作業計画を策定する。 ・ 各漁協は、防除作業に必要な用具類を原則として各漁協 <u>自体</u> で調達する。 ・ 関係漁協が海上で回収した流出油は、漁協が仮置き場に陸揚げをし、事故原因者が一時保管場所に運搬する。 (略)															
警戒区域の設定、現場	市は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区															
情報の収集・伝達	(略)															
流出油の防除措置	(略) ・ 県漁連は、関係漁協の防除活動に動員可能な漁船の規模別隻数及び人数を把握し、作業日程、作業海域の分担等作業計画を策定する。 ・ 各漁協は、防除作業に必要な用具類を原則として各漁協で調達する。 ・ 関係漁協が海上で回収した流出油は、漁協が仮置き場に陸揚げをし、事故原因者が一時保管場所に運搬する。 (略)															
警戒区域の設定、現場	市は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区															

浜松市地域防災計画 新旧対照表

333	大規模	5	警戒及び避難	域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物資の拡散により健康等への影響がある地域に対し、 <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。	(略)	警戒及び避難	域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物資の拡散により健康等への影響がある地域に対し、 <u>避難指示</u> を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。	(略)
			(略)	(略)			(略)	
(略)			第2節 災害予防計画			第2節 災害予防計画		
(略)			1 防災体制の整備			1 防災体制の整備		
(略)			市			市		
(略)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火・捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備</li> <li>・ 防災訓練の<u>実施</u></li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火・捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備</li> <li>・ 防災訓練の<u>参加</u></li> </ul>		
(略)			(略)			(略)		
(略)			(略)			(略)		
(略)			第3節 災害応急対策計画			第3節 災害応急対策計画		
(略)			2 市の体制			2 市の体制		
(略)			<<災害対策本部>> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行する恐れがある場合は、市は災害対策本部の設置を<u>協議</u>する。</li> </ul>			<<災害対策本部>> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行する恐れがある場合は、市は災害対策本部の設置する。</li> </ul>		
(略)			<<現地災害対策本部>>         処理事項			<<現地災害対策本部>>         処理事項		
(略)			(略)			(略)		

浜松市地域防災計画 新旧対照表

342	大規模	6	<table border="1"> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数及び搬送先医療機関等に係る調整</li> </ul>                 (略)             </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>【特記事項】</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療救護活動</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難</td> <td>航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、関係市町は避難<b>勧告・指示</b>を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第1節 総則</p> <p>(略)</p> <p>3 浜松市の気象</p> <p>○ 浜松市の気候は温和で、平野部の年平均気温は <u>15~16</u>℃となっている。しかし、浜松市天竜区内の山間部の地方では <u>0.5~1</u>℃位低くなっていて、次第に内陸的な傾向が<b>増し</b>、<b>夏季の天竜区佐久間町</b>の気温は県内の最高気温となることがしばしば起きている。</p> <p>○ 冬期の季節風による強風は、10m/s以上になる日数がひと月で<u>2~3</u>日となっている。一方、春から秋にかけては一般に風速は弱い、台風の襲来時には20 m/s以上の暴風となることがある。</p> <p>(略)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数及び搬送先医療機関等に係る調整</li> </ul> (略)	(略)	(略)	医療救護活動	(略)	避難	航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、関係市町は避難 <b>勧告・指示</b> を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数の<b>把握</b>及び搬送先医療機関等に係る調整</li> </ul>                 (略)             </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>【特記事項】</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療救護活動</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難</td> <td>航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、関係市町は避難<b>指示</b>を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第1節 総則</p> <p>(略)</p> <p>3 浜松市の気象</p> <p>○ 浜松市の気候は温和で、平野部の年平均気温は <u>16~17</u>℃となっている。しかし、浜松市天竜区内の山間部の地方では <u>1~2</u>℃位低くなっていて、次第に内陸的な傾向が<b>増す</b>。<b>浜松市各地</b>の気温は県内の最高気温となることがしばしば起きている。</p> <p>○ 冬期の季節風による強風は、10m/s以上になる日数がひと月で<u>3~4</u>日となっている。一方、春から秋にかけては一般に風速は弱い、台風の襲来時には20 m/s以上の暴風となることがある。</p> <p>(略)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数の<b>把握</b>及び搬送先医療機関等に係る調整</li> </ul> (略)	(略)	(略)	医療救護活動	(略)	避難	航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、関係市町は避難 <b>指示</b> を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。	(略)	(略)
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数及び搬送先医療機関等に係る調整</li> </ul> (略)																				
(略)	(略)																							
医療救護活動	(略)																							
避難	航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、関係市町は避難 <b>勧告・指示</b> を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。																							
(略)	(略)																							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数の<b>把握</b>及び搬送先医療機関等に係る調整</li> </ul> (略)																							
(略)	(略)																							
医療救護活動	(略)																							
避難	航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、関係市町は避難 <b>指示</b> を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。																							
(略)	(略)																							

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>第2節 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>2 火災予防対策</p> <p>○ 市は、類似火災の予防などを図るため、火災の状況を調査する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 応急体制</p> <p>(1) 市の体制</p> <p>(略)</p> <p>〈現地災害対策本部〉</p> <table border="1" data-bbox="414 1129 1205 1326"> <tr> <td data-bbox="414 1129 566 1326">処理事項</td> <td data-bbox="566 1129 1205 1326"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数及び搬送先医療機関等に係る調整</li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	処理事項	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数及び搬送先医療機関等に係る調整</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>第2節 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>2 火災予防対策</p> <p>○ 市は、類似火災の予防などを図るため、火災の状況を調査する。</p> <p><u>○ 市は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や県、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカ一等の入山者、森林所有者、農林関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 応急体制</p> <p>(1) 市の体制</p> <p>(略)</p> <p>〈現地災害対策本部〉</p> <table border="1" data-bbox="1355 1129 2145 1326"> <tr> <td data-bbox="1355 1129 1507 1326">処理事項</td> <td data-bbox="1507 1129 2145 1326"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数の<u>把握</u>及び搬送先医療機関等に係る調整</li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	処理事項	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数の<u>把握</u>及び搬送先医療機関等に係る調整</li> </ul> <p>(略)</p>
処理事項	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数及び搬送先医療機関等に係る調整</li> </ul> <p>(略)</p>						
処理事項	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数の<u>把握</u>及び搬送先医療機関等に係る調整</li> </ul> <p>(略)</p>						

浜松市地域防災計画 新旧対照表

347	大規模	7	<p>第4節 災害復旧計画</p> <p>○ 災害発生後、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧活動が終了後、被害の程度を十分検討して、計画を<u>図る</u>。</p>	<p>第4節 災害復旧計画</p> <p>○ 災害発生後、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧活動が終了後、被害の程度を十分検討して、計画を<u>策定する</u>。</p>													
			<p>第1節 総則</p> <p>(略)</p> <p>3 関係機関の業務の大綱</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る許認可</li> <li>・ 災害<u>発生</u>時の消火、人命救助活動</li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練等の実施</li> <li>・ 災害<u>発生</u>時の関係機関への通報</li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る許認可</li> <li>・ 災害<u>発生</u>時の消火、人命救助活動</li> </ul> <p>(略)</p>	(略)	(略)	県警察	(略)	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練等の実施</li> <li>・ 災害<u>発生</u>時の関係機関への通報</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>第1節 総則</p> <p>(略)</p> <p>3 関係機関の業務の大綱</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る許認可</li> <li>・ 災害時の消火、人命救助活動</li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練等の実施</li> <li>・ 災害時の関係機関への通報</li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る許認可</li> <li>・ 災害時の消火、人命救助活動</li> </ul> <p>(略)</p>	(略)	(略)	県警察
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る許認可</li> <li>・ 災害<u>発生</u>時の消火、人命救助活動</li> </ul> <p>(略)</p>																
(略)	(略)																
県警察	(略)																
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練等の実施</li> <li>・ 災害<u>発生</u>時の関係機関への通報</li> </ul> <p>(略)</p>																
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る許認可</li> <li>・ 災害時の消火、人命救助活動</li> </ul> <p>(略)</p>																
(略)	(略)																
県警察	(略)																
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練等の実施</li> <li>・ 災害時の関係機関への通報</li> </ul> <p>(略)</p>																
			<p>第2節 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>5 放射性物質</p> <p>(略)</p> <p>○ 施設関係者等は、関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に徹するとともに、関係者に対する防災教育及び訓練を積極的に実施し、防災体制の整備に万全を期するものとす</p>	<p>第2節 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>5 放射性物質</p> <p>(略)</p> <p>○ 施設関係者等は、関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に徹するとともに、関係者に対する防災教育及び訓練を積極的に実施し、防災体制の整備に万全を期するものとす</p>													

浜松市地域防災計画 新旧対照表

366	大規模	<p>る。</p> <p>○ 施設関係者は、災害<u>発生</u>時の施設における迅速且つ適切な対応措置が図られるよう、法令に定める機関への通報、連絡体制、事故発生時の応急措置、放射線防護資器材の確保などの整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 事業所の応急体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 広報活動等</p> <p>○ 災害に伴う断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故及び電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停電した時は、<u>当社事業所</u>に通報する。</li> <li>・ 電柱の倒壊・折損、電線の断線垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに<u>当社事業所</u>に通報する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(5) 災害時における応急工事</p> <p>○ 災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度をもとに、迅速・適切に実施するとともに、二次災害の防止に配慮して実施する。</p> <p><u>(6)ダムの管理</u></p> <p><u>○ 洪水の発生等を防ぐため、洪水時の対策、通知・通報の方法、ダムの放流に関するダム管理を実施する。</u></p>	<p>る。</p> <p>○ 施設関係者は、災害時の施設における迅速且つ適切な対応措置が図られるよう、法令に定める機関への通報、連絡体制、事故発生時の応急措置、放射線防護資器材の確保などの整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 事業所の応急体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 広報活動等</p> <p>○ 災害に伴う断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故及び電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停電した時は、<u>中部電力パワーグリッド株の市内各営業所</u>に通報する。</li> <li>・ 電柱の倒壊・折損、電線の断線垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに<u>中部電力パワーグリッド株の市内各営業所</u>に通報する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(5) 災害時における応急工事</p> <p>○ 災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度をもとに、迅速・適切に実施するとともに、二次災害の防止に配慮して実施する。</p> <p><u>(削除)</u></p>
-----	-----	--	---